

**第1次亀山市総合計画
後期基本計画**

(案)

平成24年2月

<序章>

1. 後期基本計画策定の趣旨	5
2. 後期基本計画策定の背景	6

<まちづくり編>

戦略プロジェクト	10
(1)戦略プロジェクトの位置づけと役割	11
(2)戦略プロジェクト	12

基本施策・施策の方向の体系図	16
----------------	----

1. 快適な都市空間の創造	24
---------------	----

[産業の振興]

(1)企業活動の促進・雇用の創出	25
(2)にぎわいの場の創造・商店街の活性化	27
(3)農林業の振興	29

[美しい都市環境の創造]

(4)都市づくりの推進	31
(5)景観づくりの推進	33
(6)住環境の向上	35
(7)上下水道の整備	37

[道路・交通ネットワークの形成]

(8)新たな国土軸の形成	39
(9)道路網の整備	41
(10)公共交通機関の整備	43

2. 市民参画・協働と地域づくりの推進	46
---------------------	----

(1)地域コミュニティの活性化	47
(2)市民参画・協働と交流の場の創造	49
(3)人権の尊重	51
(4)男女共同参画の推進	53
(5)多文化共生の推進	55
(6)情報の提供と共有	57

3. 健康で自然の恵み豊かな環境の創造	60
---------------------	----

(1)健康づくりの推進	61
(2)地域医療の充実	63
(3)循環型社会の形成・エコシティの実現	65
(4)自然との共生	69
(5)防災力の強化	71
(6)地域安全の充実	75

4. 生きがいを持てる福祉の展開	78
(1)生涯学習の推進	79
(2)スポーツの推進	81
(3)地域福祉力の向上	83
(4)高齢者の多様な生活スタイルの支援	85
(5)障がい者の社会参加の促進	87
(6)社会保障の充実	89
5. 次世代を担う人づくりと歴史文化の振興	92
(1)子どもたちの学びと健全育成	93
(2)子育て支援	97
(3)文化芸術の振興	99
(4)歴史文化の継承	101
(5)歴史的なまちなみの保存整備	103
(6)まちづくり観光の推進	105
＜行政経営編＞	
行政経営	108
(1)自立した行政経営の推進	109

序 章

平成17年1月に亀山市と関町が合併し、新たに亀山市となった本市は、総合的かつ計画的なまちづくりを進めていくため、平成18年度に「第1次亀山市総合計画」を策定し、積極的に計画を推進してきました。

この計画の策定から5年が経過し、前期基本計画の最終年度を迎えるなかで、本市を取り巻く状況は変化し続けています。

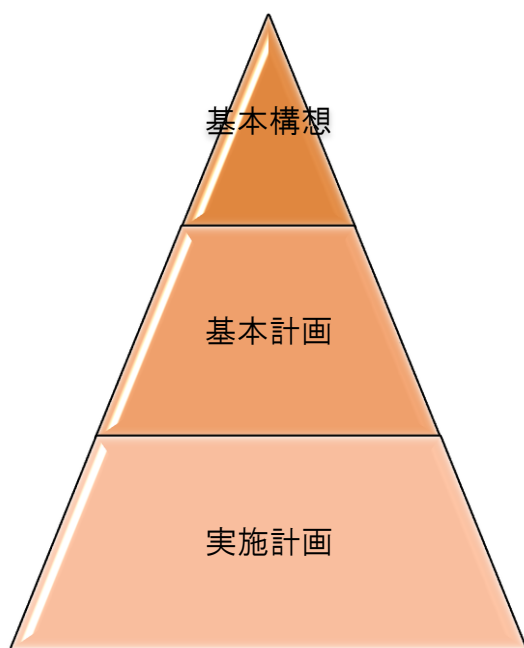
そこで、社会経済動向の変化やこれまでの施策推進の成果を検証しつつ、基本構想に掲げる将来都市像の実現に向け実効性を確保していくため、平成24年度から平成28年度までの5年間の施策の方向などを位置づける第1次亀山市総合計画後期基本計画を策定するものです。

なお、本計画の策定に伴い計画の整合性を確保するため、基本構想の一部を変更しています。

第1次亀山市総合計画の構成と計画期間

年 度	平成19 (2007)	平成20 (2008)	平成21 (2009)	平成22 (2010)	平成23 (2011)	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)
基本構想	10年									
基本計画	前期 5年					後期 5年				
実施計画	第1次 3年			第2次 2年		第1次 3年			第2次 2年	

第1次亀山市総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成しています。



□基本構想

亀山市の将来の目指すべき姿を描き、まちづくりの目標や実現のための施策の大綱を明らかにするものです。

計画期間は、平成19年度から10年間とし、平成28年度を計画の目標年度としています。

□基本計画

基本構想を具現化するための施策の方向などを分野ごとに明らかにするとともに、重点的に取り組む分野やその戦略を示すものです。あわせて、分権型社会にふさわしい経営的な視点で行政運営を図るための行政経営の方向を明らかにするものです。

計画期間は、適切な進行管理と状況に応じた柔軟な施策展開を図るため、前期と後期に分けてそれぞれ5年間とします。

□実施計画

基本計画に位置づける施策を推進するための主要事業を明らかにするものです。

計画期間は、基本計画の計画期間を2区分し、3年(第1次)と2年(第2次)とします。

社会経済状況と主な本市の動向の2つの側面から、本計画策定の背景を以下のとおり整理します。

(1)社会経済状況

①人口減少社会の到来と少子高齢化の進展

平成22（2010）年の国勢調査結果によると、わが国の総人口は1億2,805万人余りとなっていますが、平成58（2046）年には1億人を下回ると予測され、本格的な人口減少社会を迎えています。また、65歳以上の高齢者人口の増加により超高齢社会を迎えつつある一方、晩婚化や非婚化などに伴い、合計特殊出生率が1.39（平成22年）と長期的に人口を維持できる水準を大きく下回る少子化の進展も相まって、生産年齢人口（15歳～64歳）の割合は減少しています。こうした人口動向は、国内生産力の減退や消費の低迷による税収減をはじめ、限界集落の増加などにつながるとともに、都市づくりや社会保障など様々な分野へ影響を及ぼしています。

一方、核家族や単独世帯が増加傾向にあり、ライフスタイルも多様化するなかで、家庭の絆や地域におけるつながりの希薄化により、社会的に孤立する人が増加する「無縁社会」の問題が顕在化しているとともに、自殺者や高齢者の孤独死、児童虐待の増加が社会問題となっています。

②先行き不透明な経済情勢

世界経済がボーダレス化するなか、平成20年の世界同時不況以後、わが国経済は、急速な円高や株安、長期的なデフレ基調を招き、企業の収益悪化や物価の高騰など産業や市民生活に大きな影響を及ぼしています。また、不安定な世界金融の影響や国際間の経済連携の活発化など、経済情勢は目まぐるしく変化しています。こうした状況から、企業の海外展開による産業の空洞化が危惧されるとともに、雇用環境も厳しさを増し、高校・大学の卒業予定者の就職率や失業率が改善されない状況にあります。そのため、こうした状況から早期に脱却し、国内経済の安定が強く望まれています。

③安心・安全への意識の高まり

平成23年3月の東日本大震災と大津波による東京電力福島第1原子力発電所の放射能漏れ事故の発生により、わが国は、戦後最大の危機とも言われる想定をはるかに上回る規模の大災害に直面し、国を挙げた一刻も早い復旧・復興が望まれています。特に近い将来において、発生が予測される東海・東南海・南海等の地震が連動する大規模地震や局地的豪雨などの風水害の減災を図るため、都市の防災力の強化と自主防災力の向上が急がれます。また、自然との共生や再生可能エネルギーの活用、地域における絆やつながり、支えあいの重要性が見直されています。

一方、食や感染症、犯罪、交通事故などのリスクについても、国民の意識は高まっており、これらへの対応が求められています。

④地球環境問題への対応

地球規模で環境問題が深刻化するなか、低炭素社会への転換や循環型社会の形成、生物多様性の保全を目指すことは、国を超えた重要課題であり、より積極的な取り組みが求められています。

また、東日本大震災における原子力発電所の放射能漏れ事故を契機に、エネルギー需給のしくみを見直す動きがあるとともに、電力等のエネルギー使用量の削減や太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの導入促進が求められています。

⑤情報化社会の進展

スマートフォンやタブレット型端末の普及など情報通信技術の革新により、インターネットを基盤に「いつでも・どこでも・何でも・だれでも」ネットワークにつながるユビキタス社会の実現に向けた取り組みが進み、産業・経済・環境など様々な分野に影響を与えています。また、ソーシャルメディアによる新しい形のつながりが広がる一方、サイバー攻撃や個人情報の漏えいなどに対するリスク対応が求められています。

⑥地方分権の推進

地方分権一括法に基づいて地方分権が進められるなか、地方自治体は長期的な視野に立ち、戦略的な行政運営を進めることが求められています。一方、景気の低迷などによる税収の減少や、社会保障費（扶助費）、物件費等の義務的経費の増大に伴う厳しい局面にある地方財政を健全に維持するため、「選択と集中」による効率的な財政運営を進めていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、都市の持続可能性を高めるため、これまでは行政が担ってきた領域を市民・事業者・行政が協働して取り組む「新しい公共」の推進が求められています。

(2)主な本市の動向

①都市の変化と前期基本計画の取り組みの成果

○新市まちづくり計画を発展させた第1次亀山市総合計画を策定し、その計画推進により合併後の新市の一体感が醸成されつつあるとともに、平成22年国勢調査結果では人口が5万人を超え、名実ともに市の仲間入りをする都市へと成長してきました。

○液晶関連企業の投資拡大等により地域経済が発展し、製造品出荷額等の飛躍的な増加、宿泊施設や商業店舗等の市内立地などが進み、まちに大きな変化がもたらされました。また、平成20年2月に新たな国土軸となる新名神高速道路が一部供用開始され、広域高速網の結節点を有する「交通の要衝」としての地域ポテンシャルがさらに高まる一方、交通量の増加により東名阪自動車道の慢性的な交通渋滞が経済活動等に影響を及ぼしています。

○まちづくりの基本となる亀山市まちづくり基本条例を制定し、市民・議会・市の執行機関が協働してまちづくりに取り組むための責務や権利、共通の9つの基本原則を定めました。また、市民と行政の協働のしくみを確立するとともに、市民活動拠点施設の整備等を通じた市民活動環境の充実を図ることで、様々な分野における市民活動が活発化してきました。

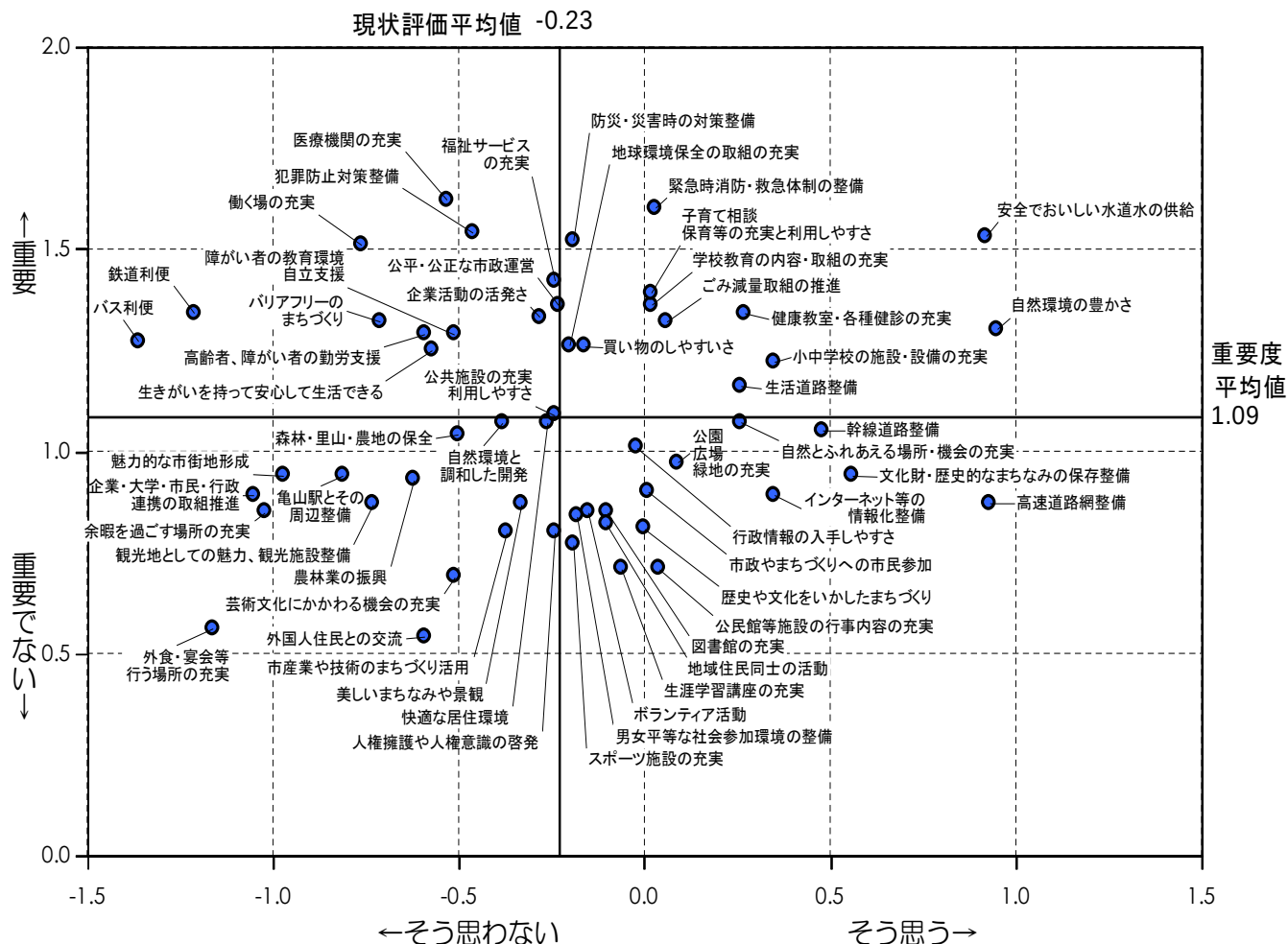
- 都市形成の基本的な方針を示す亀山市都市計画マスタープランを策定し、将来にわたり暮らしやすい都市の形成を進めるとともに、このプランに基づき、亀山市景観条例に基づく亀山城や関宿周辺などの本市独自の景観を保全する取り組みや、全国で第1次となる歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画の認定を受け、歴史文化資源を活かしたまちなみ整備などを進めてきました。また、斎場の建設や公共施設の耐震化などを進め、公共施設の充実を図りました。一方、J R 亀山駅を拠点とした市中心部の人口減少等による市街地の空洞化が進んでおり、活性化に向けた取り組みが求められています。
- 子ども総合センターの設置による子どもに関する施策の一元化や全国トップレベルの特別支援教育の実施をはじめ、子どもの医療費の無料化、幼稚園・小中学校の建設や県下トップレベルの学校 I C T 環境の整備など、子育て支援施策を積極的に展開したことで、子育てにやさしいまちとして評価されています。
- 健康都市連合に加盟し、都市の機能すべてで市民の健康寿命を延ばす取り組みを始めるとともに、総合保健福祉センターを拠点とした保健・福祉・医療の機能連携や医療センターを核とした地域医療の再構築に向けた取り組みを進めています。
- 全国有数となるごみ溶融処理施設の最終処分量・ゼロを達成するなど総合環境センターを拠点とした環境施策を積極的に進めるとともに、産学民官連携による環境学習の推進や自然公園の整備等を通じてエコシティとしての定着が図られてきました。
- 様々な交流を促進し都市の魅力向上につなげる文化の振興によるまちづくりを推進するため、文化創造都市を目指す亀山市文化振興ビジョンを策定しました。また、亀山市観光振興ビジョンを策定し、地域資源を活かし交流を育むまちづくり観光の取り組みを進めています。
- 企業の投資拡大等による着実な税収の伸びに支えられながら、安定した財政運営を続けてきました。しかし、世界同時不況以後の先行き不透明な経済情勢を背景として、企業収益の悪化や個人所得の低下がみられ、こうしたことによる税収の落ち込みなどにより、平成23年度には7年ぶりに普通交付税の交付団体となり、行政経営の大きな転換点を迎えています。

②市民意向

平成23年に実施した市民アンケートにおける市の現状に対する満足度では、自然環境や道路網、水道水、まちなみ保全に対する満足度が高く、小中学校施設や設備の充実に対する評価が向上しています。一方、地域交通や市街地整備、防犯、人権擁護、高齢者・障がい者支援などに対する満足度が低く、子育て環境や景観形成に対する満足度が低下しています。

また、市に対する取り組みの重要度では、医療や防災、防犯、消防・救急、水道水の重要度が高く、外国人との交流、生涯学習、芸術・文化などに対する重要度が低くなっています。

市の現状とまちづくりの重要度の相関関係図



＜平成22年度総合計画後期基本計画策定のための市民アンケート調査結果＞

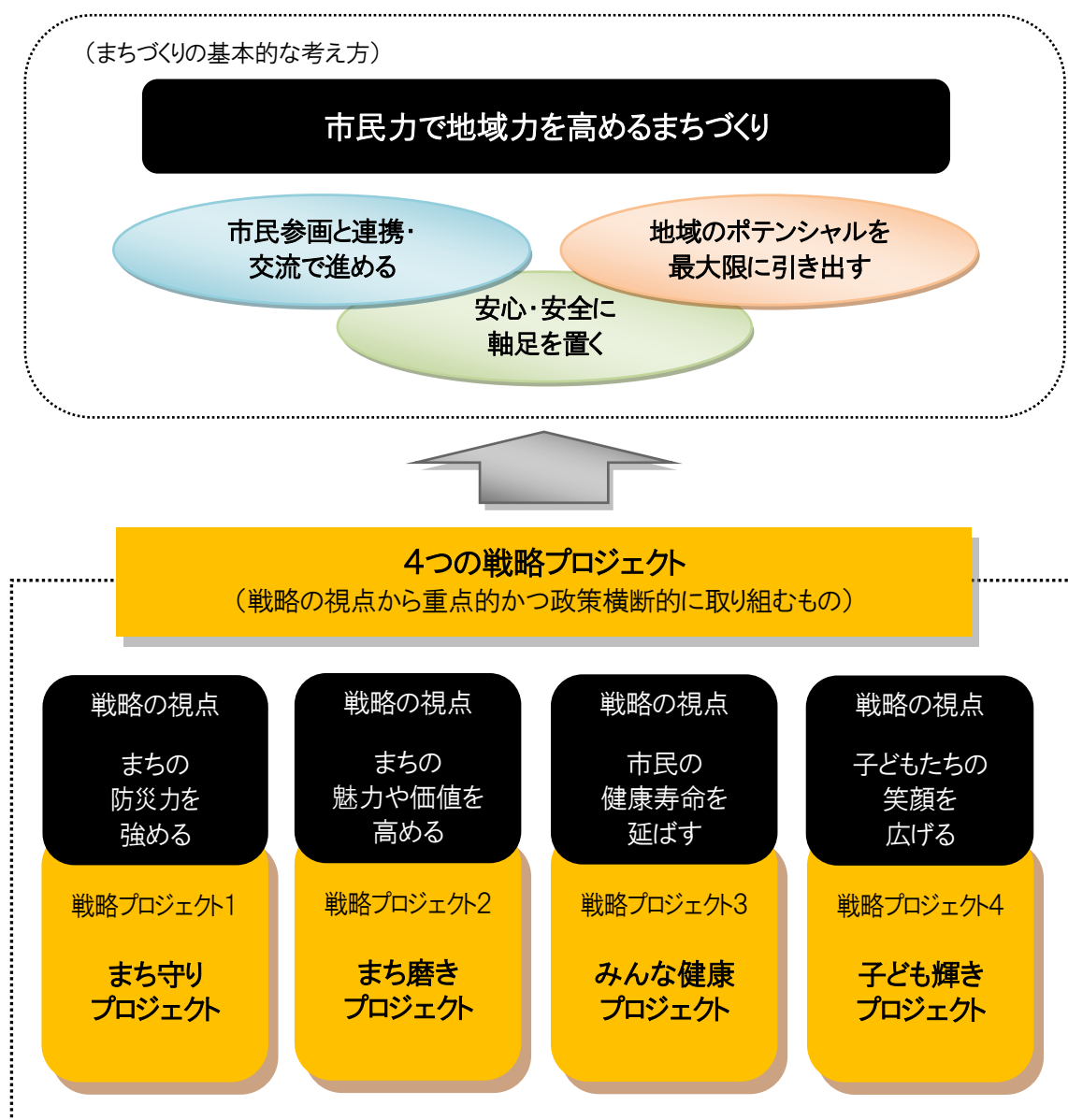
まちづくり編

戦略プロジェクト

(1) 戦略プロジェクトの位置づけと役割

戦略プロジェクトは、基本構想における将来都市像「豊かな自然・悠久の歴史 光ときめく亀山」を実現するための基本的な考え方である「市民力で地域力を高めるまちづくり」を進めるため、外部環境の変化や前期基本計画の評価などを踏まえたなかで戦略の視点を明らかにし、その視点に基づいて重点的かつ政策横断的に取り組むものです。

後期基本計画では4つの戦略プロジェクトを設定し、関係する政策・施策を連動させることで実効性や相乗効果を生み出し、後期基本計画の計画推進力を高めようとするものです。あわせて、戦略プロジェクトは、市民と行政との協働を基本に据え、各主体の力を結集して取り組みを進めていきます。



戦略プロジェクトの推進力を高める取り組み

戦略プロジェクトは、地域が一体となって取り組むことで大きな成果が生み出されます。そのため、人と人との絆やつながりを大切にしつつ、多様な主体による自立した地域コミュニティ活動を促進するための新たなしくみづくりや、その担い手となる人材の発掘・育成を進めます。

(2) 戦略プロジェクト

戦略プロジェクト1

まちの防災力を強める

まち守りプロジェクト

プロジェクトのねらい

東日本大震災や集中豪雨の発生等により、以前にも増して防災・減災に対する市民の関心が高まっています。

そこで、災害に強いまちづくりを図るため、都市の防災対策はもとより、家庭や地域等における自助・共助を中心とした市民の防災力の向上を図るなど、東海・東南海・南海地震や台風などの災害から市民生活を守る取り組みを進めます。

主な推進施策

都市の防災力を高めま す

- ◆地域防災計画の見直し
- ◆総合的な防災情報伝達システムの構築
- ◆公共施設（建物、ライフライン等）の耐震化の推進
- ◆代表避難所の施設環境の充実
- ◆狭あいな生活道路の改善
- ◆治山・治水対策の促進
- ◆市北東部地域の消防力の強化

市民の防災力を高めま す

- ◆自主防災組織の組織力強化
- ◆防災コーディネーター、災害ボランティア等の活動の促進
- ◆住宅の耐震化の促進
- ◆災害時要援護者支援の強化
- ◆防災教育の充実

戦略プロジェクト2	まちの魅力や価値を高める まち磨きプロジェクト
-----------	-----------------------------------

プロジェクトのねらい

長引く景気の低迷等により、持続可能な地域社会の構築が求められています。また、地方分権が進むなかで、地域の特徴を活かした取り組みの重要性が高くなっています。

そこで、本市特有の豊かな自然や歴史文化、都市施設、産業などの地域資源を磨き上げるとともに、磨き上げたまちの魅力を幅広く発信し交流の促進につなげるなど、まちの魅力や価値を高める取り組みを進めます。

主な推進施策

まちの魅力を磨き上げます	◆ J R 亀山駅周辺のにぎわいの再生 ◆ 美しい景観づくりの推進 ◆ 歴史的まちなみの保存整備の推進 ◆ 屋根のない博物館の創出 ◆ 農畜産物の付加価値の向上
地域コミュニティを舞台とした活動を広げます	◆ 地域での助け合い、支え合い活動の促進 ◆ 地域ぐるみの防犯活動・交通安全活動の促進 ◆ 自立した地域づくり活動の促進と活動拠点施設の充実 ◆ 地域住民が地域の学校運営に参画する取り組みの展開 ◆ 地域における世代間交流の促進
まちの魅力を発信し交流の輪を広げます	◆ あらゆる機会をとらえたまちの魅力の発信 ◆ シティプロモーションの推進 ◆ 新たな文化の創出に向けた文化交流の促進 ◆ 地域資源を活かした市民と来訪者との交流促進

戦略プロジェクト3	市民の健康寿命を延ばす みんな健康プロジェクト
------------------	-----------------------------------

プロジェクトのねらい

急速な少子高齢化の進展や生活習慣病患者の増加、医療給付費の増加による社会保障制度への不安などを背景に、日常的な介護を必要とせず心身ともに自立して暮らすことができる健康づくりへの取り組みが求められています。

そこで、健康都市連合の加盟都市でもある本市は、市民の健康を支える体制の充実や心と身体の健康づくりの実践など、市民の健康寿命を延ばす取り組みを進めます。

主な推進施策

市民の健康を支える体制を充実します	◆地域医療機関等との連携強化 ◆医学的研究成果等の活用による健康づくりの推進 ◆ライフステージに応じた保健サービスの提供 ◆地域単位での健康づくり活動の展開
心と身体の健康づくりを進めます	◆食育・健康教育の推進 ◆生涯学習・体験学習の推進 ◆スポーツ・レクリエーション活動の推進 ◆介護予防の充実 ◆高齢者の生きがいづくりの推進
健康づくりにつながる都市環境を整えます	◆自然環境の保全 ◆気軽に健康増進が図れる施設等の充実 ◆公園のリニューアルやバリアフリー化の推進 ◆景観に配慮した施設整備

戦略プロジェクト4	子どもたちの笑顔を広げる 子ども輝きプロジェクト
-----------	------------------------------------

プロジェクトのねらい

人口減少社会の到来や少子化の進展により、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりが求められています。また、本市では子ども総合センターを中心に健全な子どもの育成に積極的に取り組んでいます。

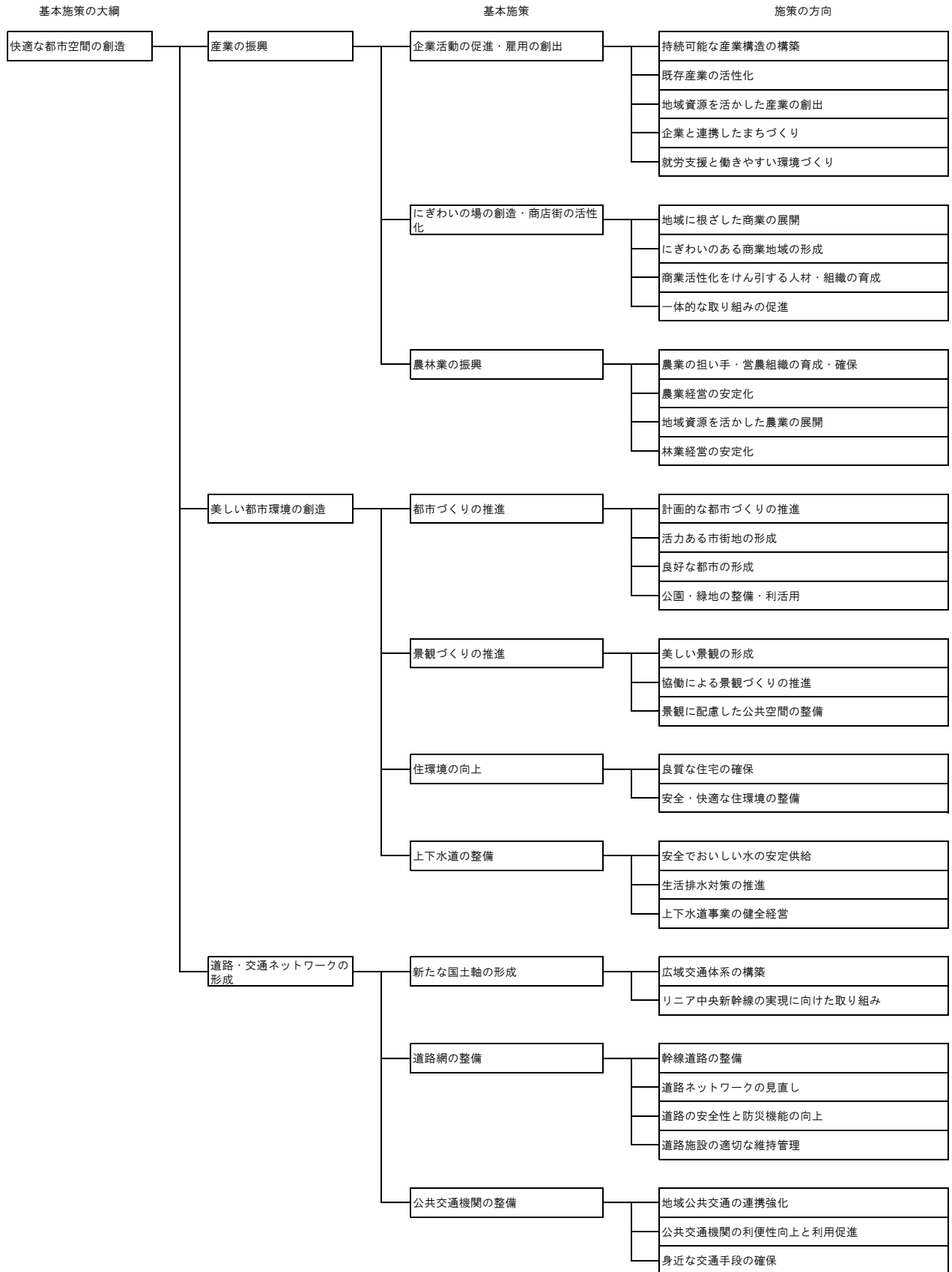
そこで、本市の特色でもある「子育てにやさしいまち」の充実を図るため、すべての子どもたちの学びや育ちを支え、元気に活動できる場を広げるなど、子どもたちの笑顔を広げる取り組みを進めます。

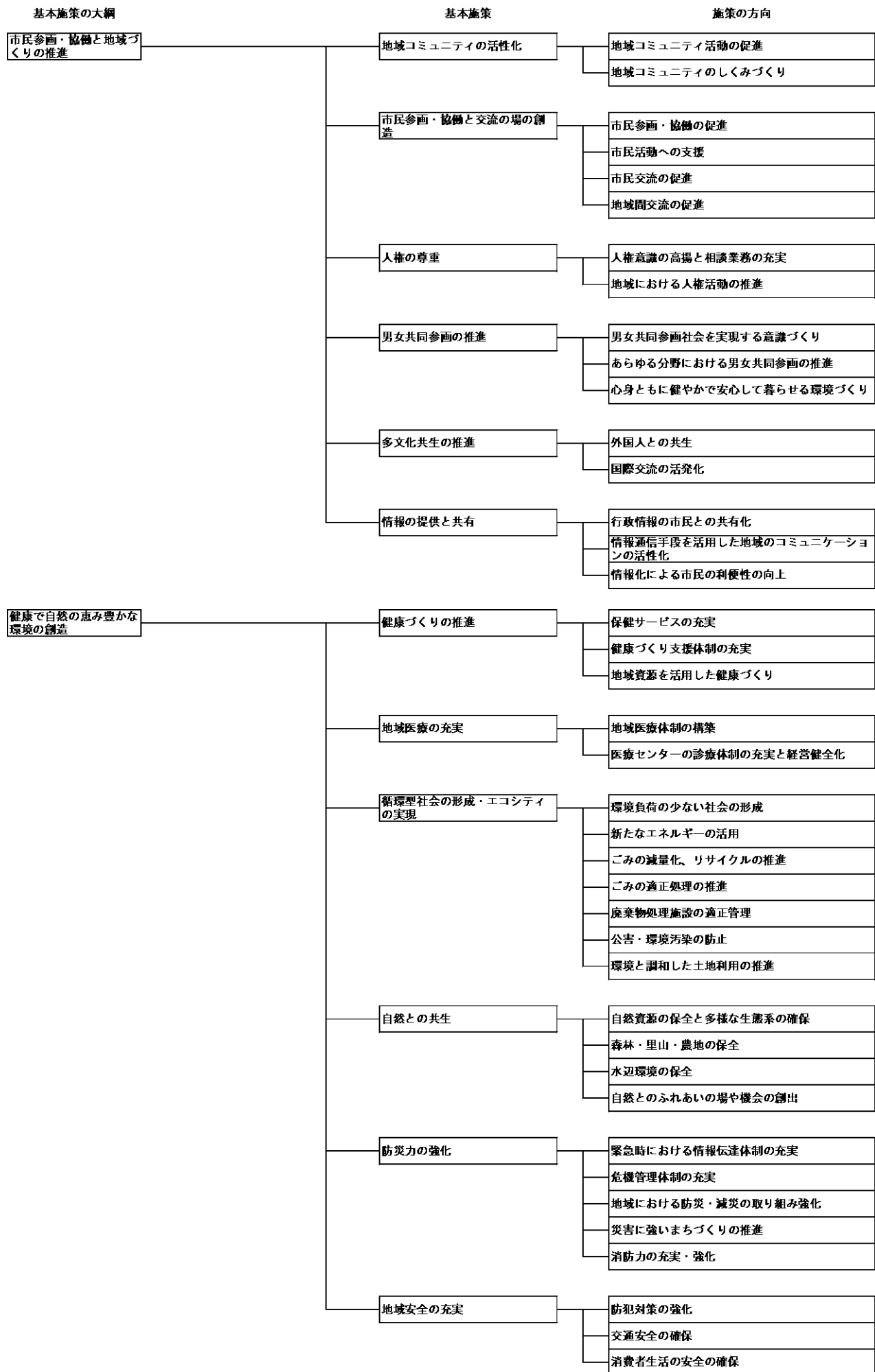
主な推進施策

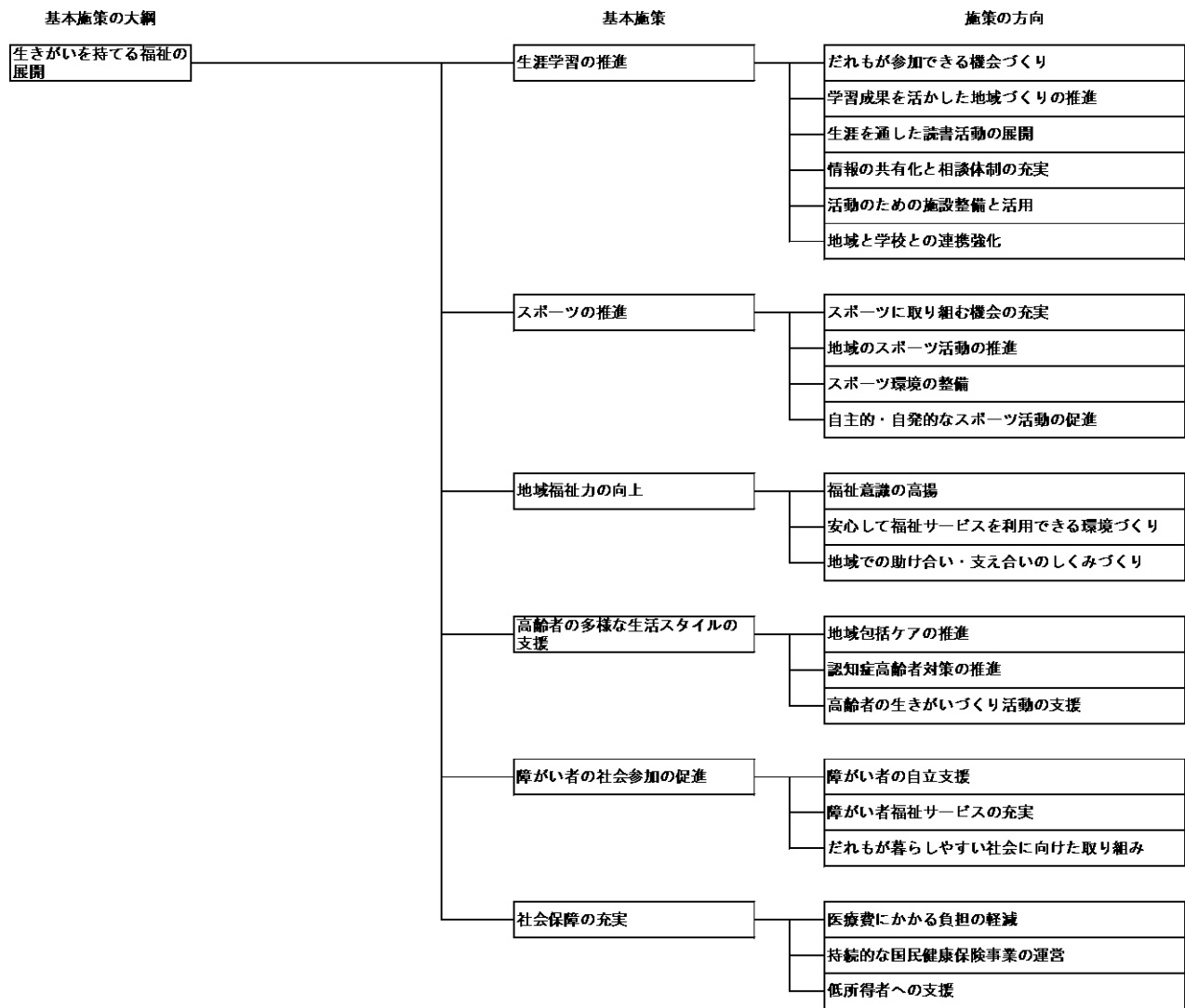
すべての子どもたちの学びと育ちを支えます	◆きめ細かな教育の推進 ◆児童・生徒の基礎的な学力・体力の向上 ◆交流学习を取り入れた道德教育の推進 ◆地域社会全体で子どもを見守り育てる環境づくりの推進 ◆子どもに対するとぎれの無い支援体制の充実
家庭における子育て環境を充実します	◆家庭における教育力の向上 ◆仕事と子育てが両立できる環境の充実 ◆ひとり親家庭への相談体制の強化や生活支援の充実 ◆子どもにかかる医療費の負担軽減
子どもたちが元気に活動できる場を広げます	◆読書環境の充実 ◆地域が主体的に取り組むスポーツ活動の推進 ◆自然や伝統文化等にふれあう機会の創出

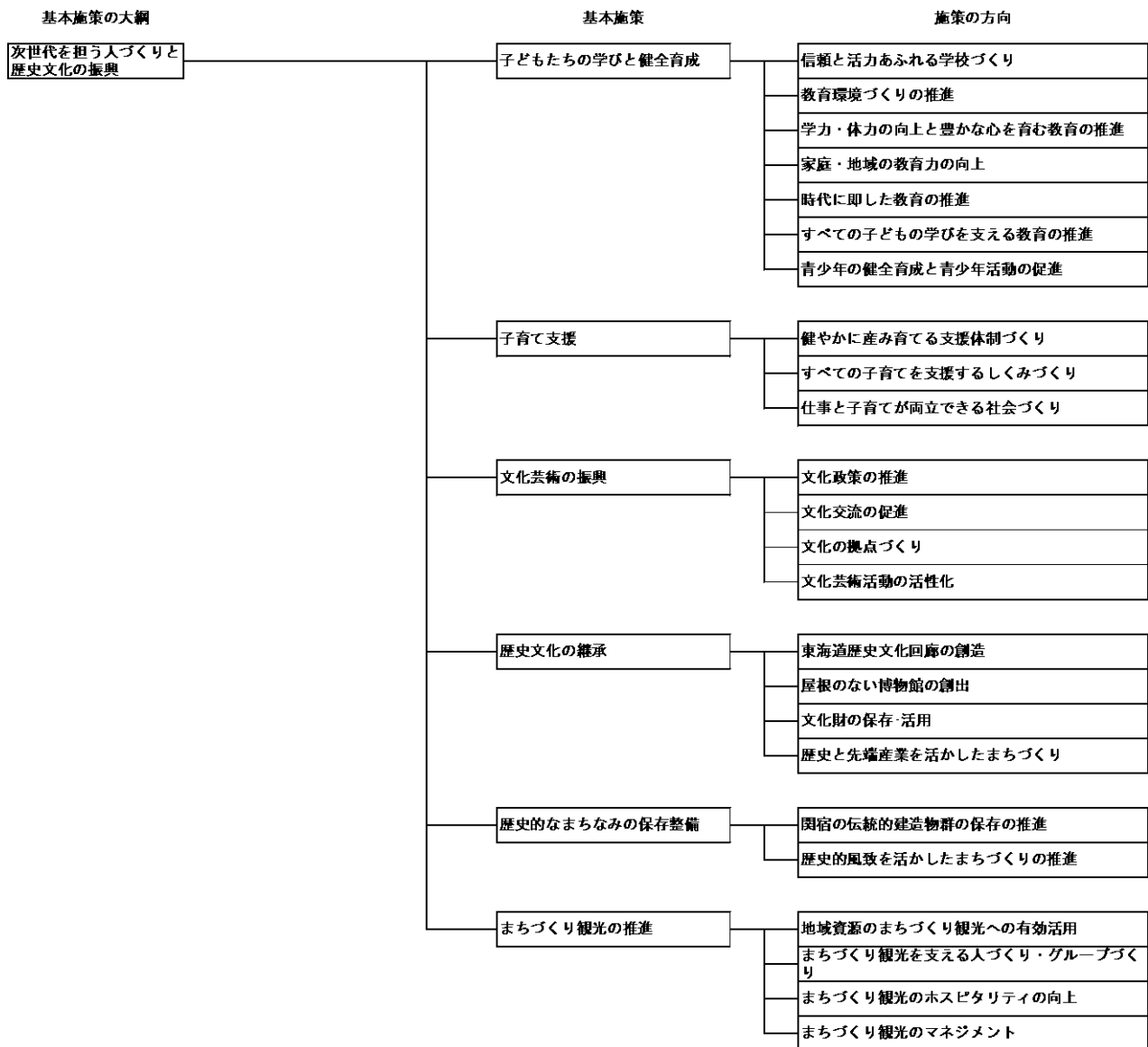
基本施策・施策の方向の体系図

■施策体系図

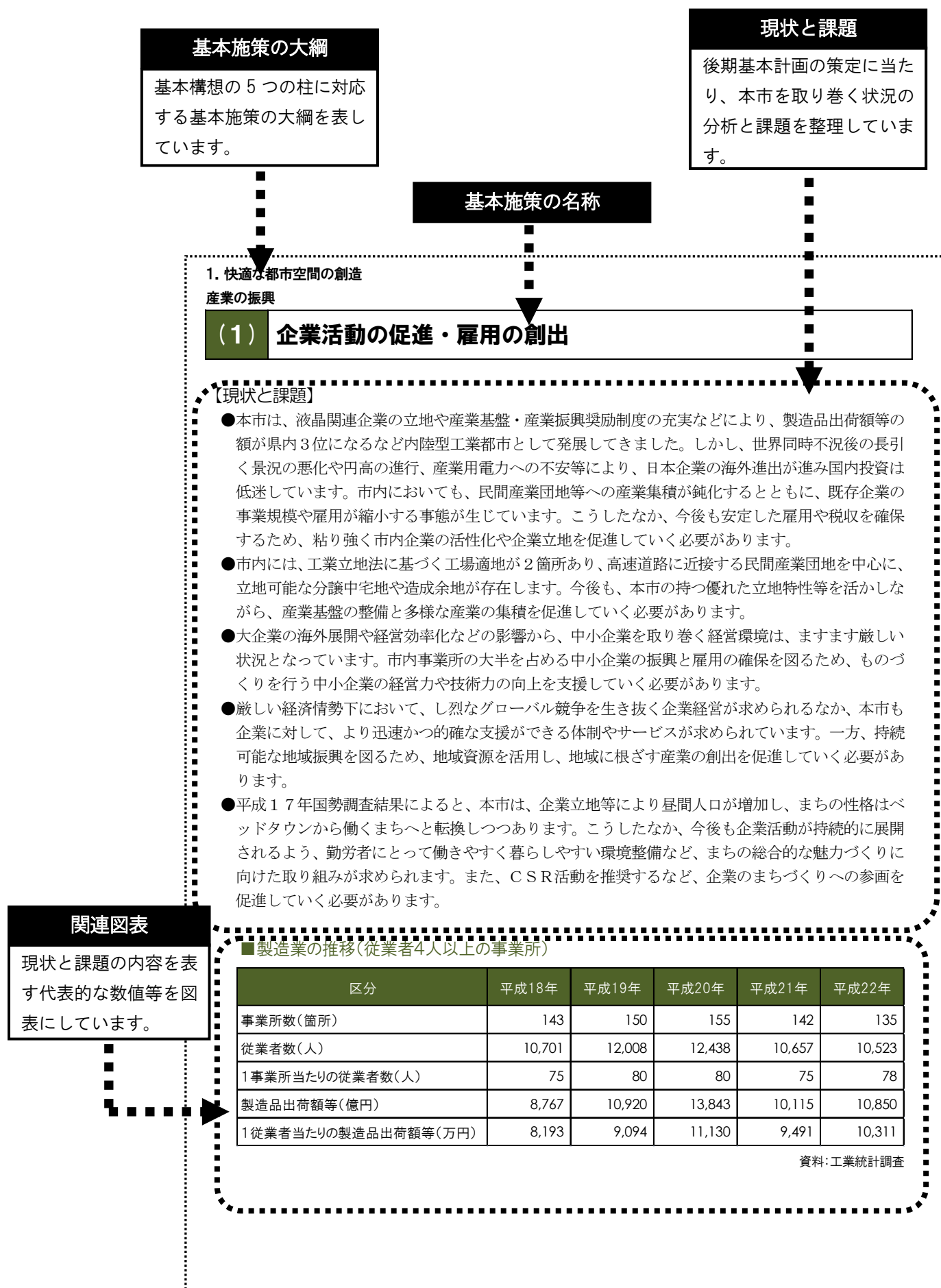








■各基本施策のページの見方



基本施策が目指す姿

基本施策で働きかける対象（人・モノ）を、どのような状態にしていくのかを表しています。

現状値と目標値

基本施策の推進の成果を定量的に把握するための指標と、それに対する現状値、5年後の目標値を表しています。

【基本施策が目指す姿】

多様な企業が、市内に立地し、それぞれが特色を活かして活発に事業活動を展開しています。

【現状値と目標値】

基本施策の成果指標	現状値	目標値[平成28年度]
製造品出荷額等の額	10,850億円 [平成22年]	11,000億円
製造業の従業者数	10,523人 [平成22年]	10,600人
製造業の事業所数	135事業所 [平成22年]	140事業所

【施策の方向】

① 持続可能な産業構造の構築

- ◆急激な経済変化にも対応できる持続可能な産業構造を構築していくため、本市が有する立地特性やポテンシャルを活かし、成長産業分野などの新たな企業立地や既存企業の事業拡大による多様な産業の集積を促進します。
- ◆県、事業者等と連携し、民間産業団地の造成を促進するなど企業ニーズに沿った産業基盤を確保します。

② 既存産業の活性化

- ◆既存企業が活力ある事業活動を展開できるよう、企業ニーズを把握し、企業間交流や産学民官連携を促進するなど企業支援体制を充実します。
- ◆県や関係機関と連携し、中小企業の経営力・技術力の向上や新たな事業展開、経営安定化に向けた支援を充実します。

③ 地域資源を活かした産業の創出

- ◆産学民官連携や農商工連携、コミュニティビジネスの展開などにより、地域資源を活用した地域に根ざす産業の創出を促進します。

④ 企業と連携したまちづくり

- ◆環境、福祉、教育など幅広い分野における企業のCSR活動等を奨励し、企業との協働によるまちづくりを進めます。

⑤ 就労支援と働きやすい環境づくり

- ◆ハローワーク、県、企業、亀山市雇用対策協議会等と連携し、障がいのある人、若者、高齢者などの就業を促進するとともに、働きたい人が新しい知識や技術などを習得できるよう、職業能力開発のための情報提供を行います。
- ◆ハローワークや県と連携し、雇用や労働に関する様々な相談に応じるとともに、企業や労働団体など関係機関との情報・意見交換を行い、勤労者の生活安定や福祉の向上など働きやすい環境づくりを促進します。

施策の方向

基本施策を推進するための施策の方向を表しています。

施策の内容

施策の方向を推進するための関連施策を表しています。

1. 快適な都市空間の創造

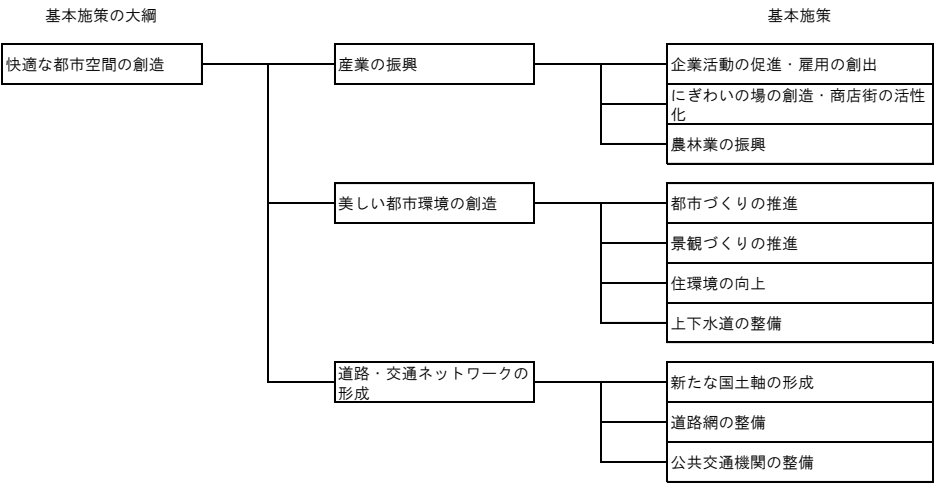
基本施策の大綱が目指すまちのイメージ

■人が行き交う快適な都市空間創造のまち

市民が亀山市をひとつのまとまりと捉え、「住」・「職」・「学」・「遊」・「買」の機能と「癒しの空間」が配置されることで、今まで培われてきた文化や豊かな自然と産業が共存し、地域の個性を大切にしながら快適に生活できるまちを目指します。

■交通交流拠点として発展するまち

日本経済をけん引する中部経済圏と関西経済圏の交通の要衝としての地理的な利点をさらに活かし、東、西、南、北を結ぶ交通の交流拠点として、また、市民と来訪者が交流する拠点として発展するまちを目指します。



1. 快適な都市空間の創造

産業の振興

(1) 企業活動の促進・雇用の創出

【現状と課題】

- 本市は、液晶関連企業の立地や産業基盤・産業振興奨励制度の充実などにより、製造品出荷額等の額が県内3位になるなど内陸型工業都市として発展してきました。しかし、世界同時不況後の長引く景況の悪化や円高の進行、産業用電力への不安等により、日本企業の海外進出が進み国内投資は低迷しています。市内においても、民間産業団地等への産業集積が鈍化するとともに、既存企業の事業規模や雇用が縮小する事態が生じています。こうしたなか、今後も安定した雇用や税収を確保するため、粘り強く市内企業の活性化や企業立地を促進していく必要があります。
- 市内には、工業立地法に基づく工場適地が2箇所あり、高速道路に近接する民間産業団地を中心に、立地可能な分譲中宅地や造成余地が存在します。今後も、本市の持つ優れた立地特性等を活かしながら、産業基盤の整備と多様な産業の集積を促進していく必要があります。
- 大企業の海外展開や経営効率化などの影響から、中小企業を取り巻く経営環境は、ますます厳しい状況となっています。市内事業所の大半を占める中小企業の振興と雇用の確保を図るため、ものづくりを行う中小企業の経営力や技術力の向上を支援していく必要があります。
- 厳しい経済情勢下において、し烈なグローバル競争を生き抜く企業経営が求められるなか、本市も企業に対して、より迅速かつ的確な支援ができる体制やサービスが求められています。一方、持続可能な地域振興を図るため、地域資源を活用し、地域に根ざす産業の創出を促進していく必要があります。
- 平成17年国勢調査結果によると、本市は、企業立地等により昼間人口が増加し、まちの性格はベッドタウンから働くまちへと転換しつつあります。こうしたなか、今後も企業活動が持続的に展開されるよう、勤労者にとって働きやすく暮らしやすい環境整備など、まちの総合的な魅力づくりに向けた取り組みが求められます。また、CSR活動を推奨するなど、企業のまちづくりへの参画を促進していく必要があります。

■製造業の推移(従業者4人以上の事業所)

区分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
事業所数(箇所)	143	150	155	142	135
従業者数(人)	10,701	12,008	12,438	10,657	10,523
1事業所当たりの従業者数(人)	75	80	80	75	78
製造品出荷額等(億円)	8,767	10,920	13,843	10,115	10,850
1従業者当たりの製造品出荷額等(万円)	8,193	9,094	11,130	9,491	10,311

資料:工業統計調査

【基本施策が目指す姿】

多様な企業が、市内に立地し、それぞれが特色を活かして活発に事業活動を展開しています。

【現状値と目標値】

基本施策の成果指標	現状値	目標値 [平成 28 年度]
製造品出荷額等の額	10,850 億円 [平成 22 年]	11,000 億円
製造業の従業者数	10,523 人 [平成 22 年]	10,600 人
製造業の事業所数	135 事業所 [平成 22 年]	140 事業所

【施策の方向】

① 持続可能な産業構造の構築

- ◆急激な経済変化にも対応できる持続可能な産業構造を構築していくため、本市が有する立地特性やポテンシャルを活かし、成長産業分野などの新たな企業立地や既存企業の事業拡大による多様な産業の集積を促進します。
- ◆県、事業者等と連携し、民間産業団地の造成を促進するなど企業ニーズに沿った産業基盤を確保します。

② 既存産業の活性化

- ◆既存企業が活力ある事業活動を展開できるよう、企業ニーズを把握し、企業間交流や産学民官連携を促進するなど企業支援体制を充実します。
- ◆県や関係機関と連携し、中小企業の経営力・技術力の向上や新たな事業展開、経営安定化に向けた支援を充実します。

③ 地域資源を活かした産業の創出

- ◆産学民官連携や農商工連携、コミュニティビジネスの展開などにより、地域資源を活用した地域に根ざす産業の創出を促進します。

④ 企業と連携したまちづくり

- ◆環境、福祉、教育など幅広い分野における企業のCSR活動等を奨励し、企業との協働によるまちづくりを進めます。

⑤ 就労支援と働きやすい環境づくり

- ◆ハローワーク、県、企業、亀山市雇用対策協議会等と連携し、障がいのある人、若者、高齢者などの就業を促進するとともに、働きたい人が新しい知識や技術などを習得できるよう、職業能力開発のための情報提供を行います。
- ◆ハローワークや県と連携し、雇用や労働に関する様々な相談に応じるとともに、企業や労働団体など関係機関との情報・意見交換を行い、勤労者の生活安定や福祉の向上など働きやすい環境づくりを促進します。

1. 快適な都市空間の創造

産業の振興

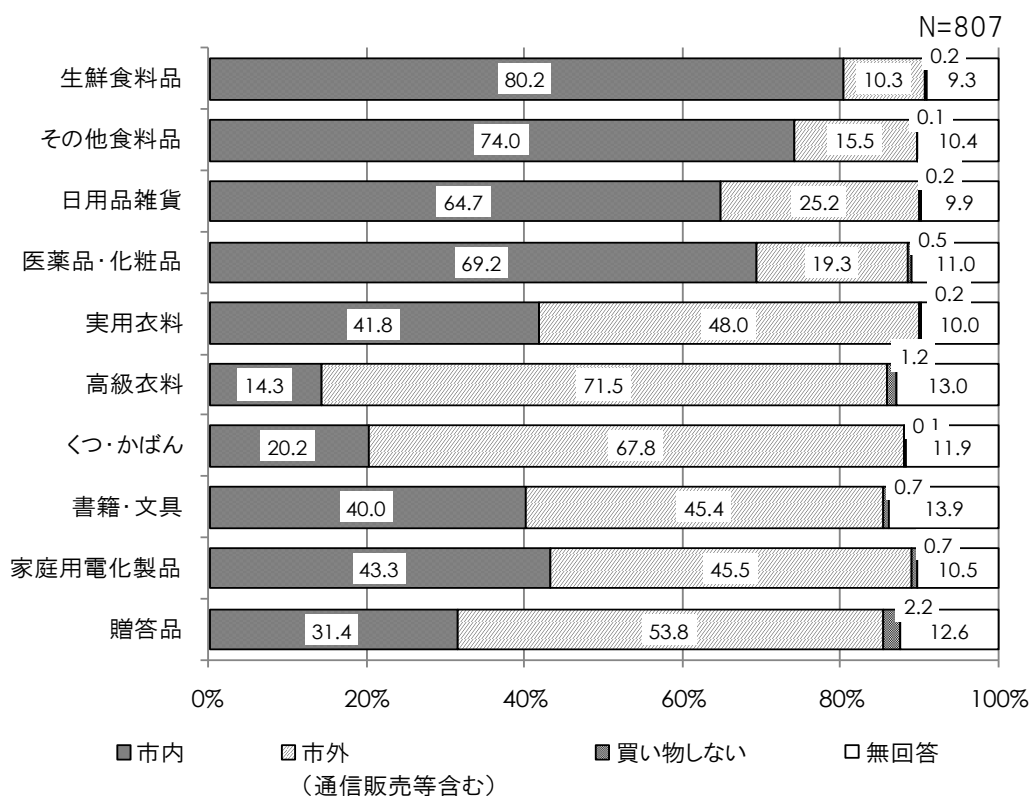
(2) にぎわいの場の創造・商店街の活性化

【現状と課題】

- 亀山市商業活性化調査の市民アンケート結果によると、総体的に市外へ消費が流出しているものの、生鮮食料品や日用品の市内購買率は約65～80%を確保しています。しかし、市内の小売業は、市外における量販店・大規模小売店の立地や後継者不足等により店舗数が減少傾向にあり、商店街の空き店舗も増加しています。今後、周辺都市の商業施設と機能分担しながら、商業者、商業団体、市民、行政が連携し、超高齢社会への対応やまちのにぎわい・活力づくりなどに結び付く地域に根ざした商業の展開に取り組んでいく必要があります。
- J R 亀山駅周辺の旧国道1号沿道や国道306号沿道では、大規模小売店や飲食店の新規店舗の立地もあり、徐々に商業施設が集積しています。今後にもぎわいゾーン等への商業機能の誘導を図り、商業地域の魅力を向上させていく必要があります。
- 小売店舗の衰退が危惧されるなか、市内小売店への経営アドバイス等の取り組みにより、経営意欲の高い頑張る個店が増えています。これらの成果を活かし、市内商業を活性化する担い手の育成や積極的な情報発信、空き店舗対策などを図っていく必要があります。
- 東町商店街を中心に、商店街とアート・B級グルメとの連携や100円商店街の開催など、市民グループや商業団体が主催の取り組みが展開され、商店街のにぎわいづくりに向けた盛り上がりが生まれつつあります。これらを契機に、活気と魅力ある商業空間を創出するための効果的な取り組みを展開していく必要があります。

■ 亀山市商業活性化調査市民アンケート結果(平成22年度)

問 商品の購入先



資料: 商工業振興室

【基本施策が目指す姿】

事業者が、地域に根ざし活発な経営を行っています。

【現状値と目標値】

基本施策の成果指標	現状値	目標値 [平成 28 年度]
事業者等が共同で実施した商業活性化のための取り組み数	9 件 [平成 22 年度]	15 件
にぎわいゾーンにおける空き店舗活用の新規取り組み数（累計） ※空き家の店舗活用を含む。	—	10 件

【施策の方向】

① 地域に根ざした商業の展開

- ◆ 亀山商工会議所など関係機関と連携し、意欲ある個店や商店街の経営力向上、魅力づくりを支援することで、市内商業全体のレベルアップを促します。
- ◆ 買物弱者である高齢者の生活支援や地域コミュニティの活性化、日常的な買物需要の充足、アートや歴史資源等を活かした取り組みとの連携など、暮らしやすさや魅力づくりに貢献する地域に根ざした商業の展開を促進します。
- ◆ 福祉・環境分野などの地域課題について、地域資源を活かしつつその解決を図るコミュニティビジネスの取り組みを促進します。

② にぎわいのある商業地域の形成

- ◆ J R 亀山駅から旧国道 1 号沿道を経て東町・北町へと至る地区や関宿・J R 関駅周辺地区のにぎわいゾーンなどにおいて、地域のまちづくりとの整合を図りながら、新規店舗の立地促進や空き店舗の活用等により市民の暮らしを支え、まちの魅力を向上させるにぎわいのある商業地域の形成を進めます。

③ 商業活性化をけん引する人材・組織の育成

- ◆ 意欲ある若手経営者や外部人材の活用、女性の活躍の場の拡大などにより、商業活性化に向けた取り組みをけん引するリーダー・調整役となる人材の育成・確保を進めます。
- ◆ 商業団体の組織力や団体間の連携を強化するとともに、まちづくり会社の設立を検討するなど、商業活性化に向けた取り組みを実行できる組織の育成・確保を進めます。

④ 一体的な取り組みの促進

- ◆ 市内全域で連携した販売促進や多様なメディアを利用した市内商業の情報発信など、事業者、商業団体、行政、さらには消費者である市民や市民活動団体も含め、一体となって市内商業を活性化する取り組みを促進します。

1. 快適な都市空間の創造

産業の振興

(3) 農林業の振興

【現状と課題】

- 農業所得の減少や担い手不足、農地の利用集積の伸び悩みに加え、サルやイノシシなどによる農作物被害等により、本市の農業経営力・農業生産力は低下し耕作放棄地が増加しています。今後も、地域の農業を支える担い手や営農組織を育成するとともに、担い手等への農地の利用集積を促進するなど農業経営の安定化を進めていく必要があります。
- お茶や畜産などブランド力のある産物の強みを活かし、消費者ニーズを見据えながら、生産・加工・流通（販売）を一体化させた取り組みを促進していく必要があります。また、本市の立地特性等を活かし、顧客層の拡大や地域ブランドの強化、農業を通じた都市住民と地域住民との交流促進が求められます。
- 食や農に対する関心の高まりから、市内においても市民農園の利用や農産物直売所の開設、学校給食への食材提供等を通じて、地産地消などの取り組みが進んできました。これらの取り組みを活かし、生産者の顔の見える農業の展開や、生産者・消費者間の交流促進と相互理解を図っていく必要があります。
- 国は、わが国の森林・林業を早急に再生していくための指針として、森林・林業再生プランを策定し、10年後の木材自給率を50%以上とする目指すべき姿を掲げています。こうしたなか、本市の林業は、長期にわたる木材価格や木材需要の低迷が経営意欲の低下を招き、森林所有者による自発的かつ適正な施業管理が困難な状況にあります。持続的な林業経営を促進するため、森林施業の集約化や路網の整備等により担い手となる林業事業体の経営基盤を拡充していく必要があります。
- 本市では、関中学校の改築など公共建築物への木材利用を推進するとともに、さらなる木材利用の拡大を図るため、亀山市公共建築物等木材利用方針を策定しました。市内で生産される地域材の木材利用が伸び悩むなか、今後も公共建築物の木造化・木質化や一般建築物への普及促進を通じて需要を喚起し、林業経営の安定化を図っていく必要があります。

■農家数及び経営耕地面積(地目別)の推移

		平成17年	平成22年	増減
総農家数(戸)		2,063	1,878	▲ 185
自給的農家(戸)		777	831	54
販売農家(戸)	専業	199	213	14
	第1種兼業	69	63	▲ 6
	第2種兼業	1,018	771	▲ 247
経営耕地 地目別面積 (ha)	総面積	1,155	1,115	▲ 40
	田	852	832	▲ 20
	畑	145	127	▲ 18
	樹園地	158	156	▲ 2

資料：農林業センサス

【基本施策が目指す姿】

農林業の担い手が、農地や森林を適正に管理し、安定した経営を行っています。

【現状値と目標値】

基本施策の成果指標	現状値	目標値 [平成 28 年度]
新規認定農業者及び新規認定就農者の数 (累計)	—	10 人
6 次産業化や農商連携に取り組む認定農業者の割合	18% [平成 23 年 10 月末日現在]	30%
森林施業（経営）計画認定面積	2, 211ha [平成 22 年度]	2, 700ha

【施策の方向】

① 農業の担い手・営農組織の育成・確保

- ◆地域の農業を支える認定農業者などの担い手の育成・確保を図るとともに、団塊の世代や意欲のある若者などの新規就農、企業の農業参入を支援します。
- ◆農業従事者の高齢化や後継者不足への対応、耕作放棄地の発生防止を図るため、営農組織の設立や法人化を促すとともに、既存組織の持続的な運営や規模拡大を支援します。

② 農業経営の安定化

- ◆農業生産性の向上を図るため、優良な農地の確保や担い手・営農組織への農地の利用集積、農業生産基盤・水利施設等の整備を進めるとともに、農作業の効率化・共同化や生産規模の拡大など農業経営の安定化を図る取り組みを支援します。
- ◆県や獣害対策専門家等と連携した獣害対策に取り組むとともに、農家等への防疫対策を支援し、農畜産物への被害軽減と健全な生産環境の整備を図ります。

③ 地域資源を活かした農業の展開

- ◆新たな地域特産品の発掘・研究に取り組むとともに、生産工程から流通工程までを一体化させた 6 次産業化の展開、農業者と商業者等との連携による商品開発やブランド化など、農畜産物の付加価値向上に向けた取り組みを支援します。
- ◆地域で生産された新鮮で安全な農畜産物を地域で消費する地産地消の取り組みを進めるとともに、市民の食と農に対する意識の高揚を図ります。また、市民農園の利用促進を図ります。
- ◆生産者と消費者、都市住民と地域住民など農業を通じた交流や相互理解の向上を図るため、本市の立地特性や I C T を活用し、農業体験・直売所等の場づくりや情報発信などの取り組みを進めるとともに、空き農家住宅の活用等による中山間地域等の活性化を図ります。

④ 林業経営の安定化

- ◆林業事業体等による施業の集約化・団地化、路網の整備、担い手の育成など安定した林業経営の基盤づくりを支援します。
- ◆林業事業体等と連携し、木材の生産から加工までの流通システムの効率化を図ります。
- ◆地域材を利用した公共建築物の木造化・木質化を推進するとともに、一般建築物への地域材利用の普及を促進します。

1. 快適な都市空間の創造

美しい都市環境の創造

(4) 都市づくりの推進

【現状と課題】

- 近年、わが国の都市づくりは、これまでの人口増加を前提としたものから、人口減少への対応が求められており、今後は安全で快適な都市をいかに形成するかが大きな課題となっています。本市は、依然として人口が増加傾向にあるものの、都市施設を「造るから活かす」の考え方をもち、利用者の視点に立った都市づくりを進めることが求められます。
- 本市では、液晶関連産業の立地による人口の増加により、ビジネスホテルや集合住宅の建設など宅地開発が進みました。しかし、宅地開発の多くは、用途指定地域外などで行われ、都市が拡散する状況にあります。今後も戸建て住宅を中心に宅地の増加が予想されることから、より具体的な都市づくりの方向性を明確にしていく必要があります。
- 本市は、人口の増加や企業の設備投資などが進む一方で、市街地の土地利用や開発があまり進んでいません。市のにぎわいづくりやコンパクトシティの推進のため、市街地への投資を誘導する必要があります。
- J R 亀山駅周辺については、地域住民や商業者などによる再生に向けた研究が進められています。また、地球温暖化防止の観点から、公共交通の利用による環境にやさしい行動が求められています。こうしたなか、亀山駅前の機能向上と駅周辺の再生に向けた市民全体での取り組みが必要です。
- 本市では、市北東部地域を中心として人口の増加が続く一方で、市中心部の人口減少による市街地の空洞化が進むとともに集合住宅などに空き家が増加しています。今後は市街地の空洞化を抑制するため、都市の価値の向上や安心感の向上などによる住みやすい都市づくりが求められるとともに、空き家などの既存ストックを活用した定住化の促進が必要です。
- 本市では、公園や緑地に対する愛着を高め、憩いの場としての利用を促進するため、亀山公園の園路整備や市民参画による公園再整備、地域住民が主体的に維持管理を行う公園等環境美化ボランティアの拡大などを図っています。今後も公園や緑地は、健康づくりなど様々な効用を発揮できる公共空間として利活用を促進する必要があります。

■土地利用状況

			宅地				非宅地			合計
			住居系	商業系	工業系	小計	農地	山林・原野・その他	小計	
都市計画区域	面積 (ha)	平成14年度	530.14	102.46	299.85	932.45	1920.77	3593.78	5514.55	6447.00
		平成19年度	538.06	127.62	383.66	1049.34	1899.74	3497.92	5397.66	6447.00
		増減	7.92	25.16	83.81	116.89	▲ 21.03	▲ 95.86	▲ 116.89	—
用途指定地域	面積 (ha)	平成14年度	244.79	52.83	190.47	488.09	140.27	377.54	517.81	1005.90
		平成19年度	237.56	62.32	193.33	493.20	128.87	383.83	512.70	1005.90
		増減	▲ 7.23	9.49	2.86	5.12	▲ 11.40	6.29	▲ 5.11	—
用途指定地域外	面積 (ha)	平成14年度	285.35	49.63	109.38	444.36	1780.50	3216.24	4996.74	5441.10
		平成19年度	299.01	64.90	189.05	552.96	1772.49	3115.66	4888.15	5441.10
		増減	13.66	15.27	79.67	108.60	▲ 8.01	▲ 100.58	▲ 108.59	—

資料：都市計画基礎調査

【基本施策が目指す姿】

市民が、都市施設を効果的・効率的に利用し、安全で快適な都市生活を送っています。

【現状値と目標値】

基本施策の成果指標	現状値	目標値 [平成 28 年度]
用途指定地域内の宅地面積	496.6ha [平成 22 年度末現在]	510ha
公園等環境美化ボランティア活動団体数	11 団体 [平成 23 年 10 月末日現在]	16 団体

【施策の方向】

① 計画的な都市づくりの推進

- ◆「継承」「拠点と居住」「機能分担」の考えのもと、土地利用の適切な規制誘導及び計画的な都市施設の整備による都市づくりを推進します。
- ◆既存の都市施設を活かした都市づくりを推進するため、都市施設の長寿命化に取り組みます。
- ◆市庁舎や社会福祉施設などの都市施設について、都市計画や防災等の視点を踏まえた適正配置と機能連携について検討します。
- ◆各地域の特性や課題に応じた都市づくりを推進するため、地域における自律的なまちづくり活動を支援します。

② 活力ある市街地の形成

- ◆ＪＲ亀山駅におけるにぎわいと交通の拠点性を高めるため、駅周辺の再生に取り組みます。
- ◆活力ある市街地を形成するため、市街地における都市機能の充実を重点的に図るとともに、旧国道 1 号や国道 1 号、国道 306 号沿いへの沿道サービス施設の誘導を図ります。
- ◆生活利便性が高く、様々な機能が集積する市街地への「まちなか居住」を推進します。

③ 良好な都市の形成

- ◆市内で空き家となっている戸建て住宅や集合住宅など既存の民間住宅ストックを活用し、市外からの転入者等の定住化を促します。
- ◆だれもが安心して暮らすことのできる魅力ある都市を目指し、都市施設や公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、花や緑のもたらす効果をまちづくりに活かすなど、都市全体の安全性と快適性の向上を図ります。

④ 公園・緑地の整備・利活用

- ◆都市公園については、子どもから高齢者までが健康づくりや憩いの場等として安心して利活用できるよう、リニューアルやバリアフリー化を計画的に進めます。
- ◆効率的に公園を管理するため、指定管理者制度による公園管理を推進するとともに、地域に密着した身近な公園・緑地については、様々な担い手による管理を促進します。
- ◆環境美化ボランティアの拡充やＣＳＲ活動の促進などにより、市民・企業が自ら取り組む公園・緑地の清掃・美化活動を支援します。

1. 快適な都市空間の創造

美しい都市環境の創造

(5) 景観づくりの推進

【現状と課題】

- 平成16年に施行された景観法に基づき、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠な景観について、市民と行政がそれぞれの役割を果たし、地域の自然、歴史文化等と人々の生活、経済活動等との調和を図りつつ、その整備と保全に取り組むことが求められています。
- 本市の魅力ある景観を保全・創出していくため、平成22年度に亀山市景観条例を制定し、平成23年度に亀山市景観計画を策定するなど、本市独自の景観形成に向けたしくみを構築しました。今後は景観がまちに与える価値を共有し、具体的な景観づくりの方向性を明確にすることで、市民とともに景観づくりに積極的に取り組む必要があります。
- 坂本棚田や伝統的建造物群保存地区の関宿、亀山城周辺、東海道沿道などの本市独自の景観、地域特有の伝統芸能やまつりなどが地域住民の努力により継承されてきました。今後もこれらの景観的財産を市民全体で守り、活かしていく取り組みが求められます。
- 都市景観を形成する要素として、公共の建物や道路など様々な公共施設があります。また、沿道に設置された住宅なども景観形成にとって重要な要素です。これらの要素について景観形成に取り組むためには、維持管理や老朽化への対応などを視野に入れた景観づくりの取り組みが必要です。

【基本施策が目指す姿】

市民、事業者、行政等が、協働により地域資源を活かした魅力ある景観づくりを進めています。

【現状値と目標値】

基本施策の成果指標	現状値	目標値[平成28年度]
亀山市景観条例に基づく景観形成推進地区数	3地区 [平成23年10月末日現在]	5地区
亀山市景観条例に基づく届出に対する指導遵守率	100% [平成23年10月末日現在]	100%

【施策の方向】

① 美しい景観の形成

- ◆本市の景観がより魅力的なものとなるよう、適切な指導等に努めるとともに、地域懇談会の開催や情報の提供などによる景観に対する市民意識の醸成、景観形成への支援等に取り組めます。
- ◆市民が生活にやすらぎや潤いを感じることのできる眺望景観の形成に取り組めます。

② 協働による景観づくりの推進

- ◆本市の魅力ある自然・歴史景観を次世代に保全・継承するため、景観づくりに取り組む市民活動団体や地域団体の活動を支援するとともに、景観づくりを担う人材の育成に取り組めます。
- ◆地域住民による景観づくりの推進に向け、適切なアドバイス等の支援を行います。

③ 景観に配慮した公共空間の整備

- ◆公共の建物や道路など公共施設について、景観に配慮した整備や改修に努めます。また、市民活動団体や地域住民等との協働によるまちの美観維持活動を促進します。

1. 快適な都市空間の創造

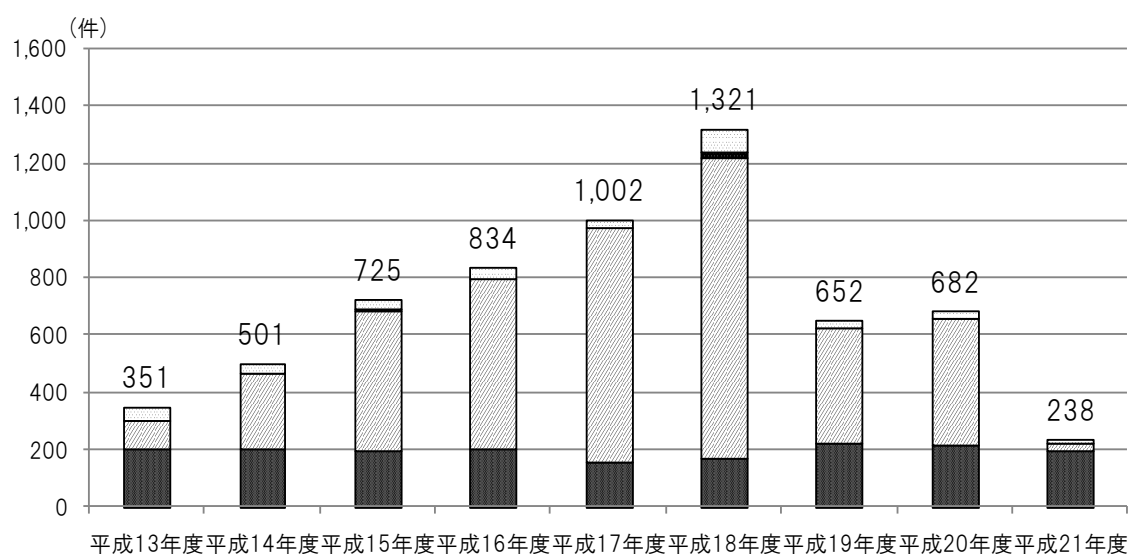
美しい都市環境の創造

(6) 住環境の向上

【現状と課題】

- 本市は、平成18年6月に施行された住生活基本法に基づき、平成21年度に亀山市住生活基本計画を策定しました。今後は、この計画に示した定住化の促進や地域特性を活かしたまちづくり、住宅セーフティネットの確保などに取り組むことで、快適で安全な住環境を構築することが必要です。
- 市内の人口増加に対応するため、多くの民間賃貸共同住宅が建設され、住宅不足の解消につながりました。しかし、その後の景気の悪化等の影響を受けワンルームタイプの民間賃貸共同住宅を中心に空き家が増加しています。また、戸建て住宅についても住宅の老朽化や狭あい道路等により空き家が増加傾向にあります。今後は、空き家等の既存住宅を活用し高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭、低所得者などの住宅セーフティネットの確保を図るとともに、定住化促進のための住宅確保による市街地の空洞化抑制等を図る必要があります。
- 本市は、住宅の安全性の向上のため、住宅の耐震化の促進や狭あい道路の改善に向けた制度化に取り組んでいます。今後も、防災機能の向上や超高齢社会に対応した居住環境整備など住宅の安全性向上の取り組みを進めるとともに、道路等の生活基盤の充実による居住環境の向上を図るなど一体的な住環境整備が必要です。

■住宅着工件数の推移



■持家 □貸家 ■給与住宅 □分譲住宅

資料:住宅着工統計

【基本施策が目指す姿】

市民が、安心・安全に住み続けることのできる居心地の良い住環境のなかで暮らしています。

【現状値と目標値】

基本施策の成果指標	現状値	目標値 [平成 28 年度]
既存の民間住宅を活用した件数（累計） ※空き家情報バンク制度や民間活用市営住宅事業等による	2 件 [平成 23 年 10 月末日現在]	90 件

【施策の方向】

① 良質な住宅の確保

- ◆空き家などを活用した住宅の確保や定住化の促進に努め、市民のライフスタイル・ライフステージに応じた良質な住宅の提供に努めます。
- ◆住宅困窮者に対する住宅セーフティネットの確保を図るため、民間住宅の活用等による住宅の確保を進めるとともに、市営住宅の適切な維持管理やバリアフリー化を推進します。

② 安全・快適な住環境の整備

- ◆だれもが安心して暮らし続けられるよう、高齢者や障がいのある人等の多様な居住ニーズに対応した住まいの確保を進めます。
- ◆災害に強いまちづくりに向け、住宅の耐震化を促進するとともに、狭あいな生活道路の改善などによる居住環境の向上を図ります。

1. 快適な都市空間の創造

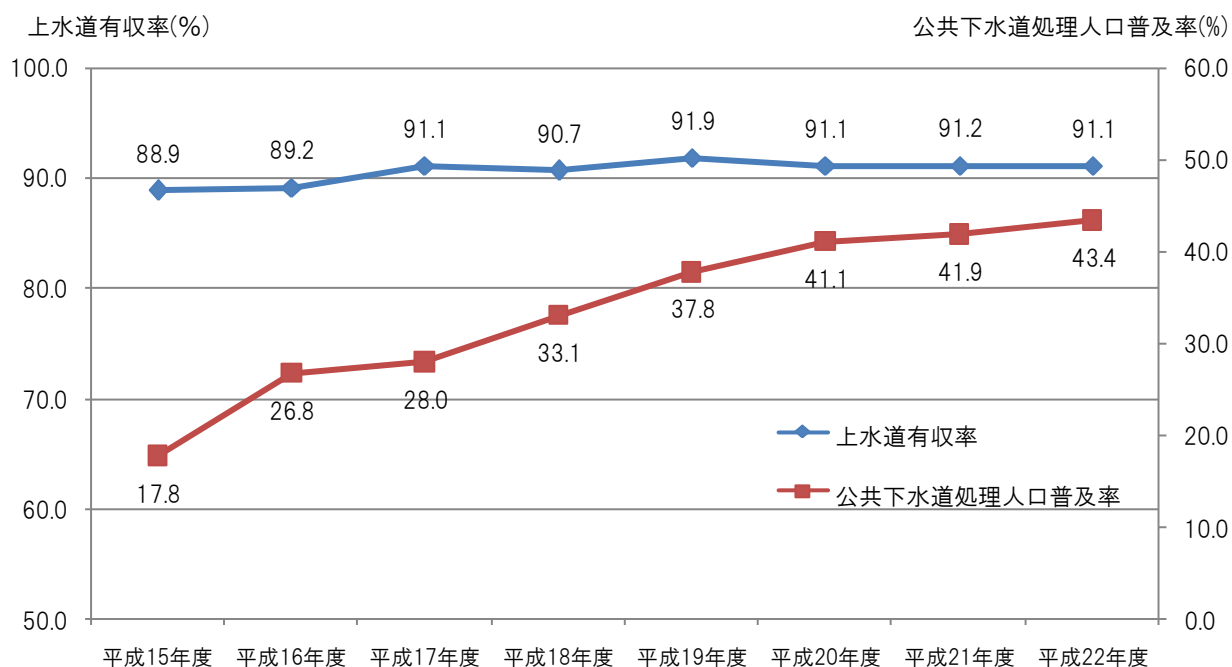
美しい都市環境の創造

(7) 上下水道の整備

【現状と課題】

- 上水道は、市民生活において最も身近なライフラインであり、安定的な供給が不可欠です。一方、公共下水道や農業集落排水については、計画的な整備の推進と適切な維持管理が求められます。
- 本市の上水道は、基本的に地下水を水源としており、年間を通して安定した水質を確保しています。一方で、施設の老朽化等により安定した水の供給に支障が出るおそれがあります。今後は新たに策定した亀山市水道ビジョンに基づき、施設の更新や取水井の機能維持を図るなど安全でおいしい水を安定供給することが求められるとともに、災害時に備えた施設等の耐震化を図る必要があります。また、さらなる事務の効率化等による経費削減等により、安定した事業運営を行う必要があります。
- 本市の公共下水道処理人口普及率は、平成22年度末で43.4%と依然低い状況にあります。今後も県の南部浄化センターの増設計画と整合を図りながら、計画的に流域関連公共下水道を整備していく必要があります。また、農業集落排水については、全14地区中13地区の整備が終了しており、残り1地区の早期供用に向け、事業の推進を図る必要があります。
- 農業集落排水が建設段階から維持管理段階へ移行し、公共下水道についても供用面積が増加しています。今後は、下水道事業の健全経営を推進するため、明確な経営見通しを立てる必要があります。また、雨水などが污水管に流入する不明水は、下水道事業の健全経営を阻害する要因となるため、その対策にも取り組む必要があります。

■上水道有収率・公共下水道処理人口普及率の推移



資料：水道事業会計決算書、下水道室

【基本施策が目指す姿】

市民が、安全かつ安定的に水道水を使用しています。
生活排水等が、適切に処理され、河川の水質が保全されています。

【現状値と目標値】

基本施策の成果指標	現状値	目標値 [平成 28 年度]
上水道の有収率	91.1% [平成 22 年度]	92.6%
公共下水道処理人口普及率	43.4% [平成 22 年度末現在]	50%

【施策の方向】

① 安全でおいしい水の安定供給

- ◆安全でおいしい水を安定的に供給できるよう、取水井や老朽化した施設の機能確保を進めるとともに、浄水場や配水池などの監視を継続して実施します。
- ◆計画的に上水道施設の耐震化を行うことで、地震災害時の水道水の確保を図ります。

② 生活排水対策の推進

- ◆公共下水道については、県の南部浄化センターの整備計画との整合を図りつつ、計画的な整備を進めるとともに、供用済区域での接続率の向上と適正な施設の維持管理に努めます。
- ◆農業集落排水については、未整備地区の供用に向け整備を進めるとともに、供用済地区での接続率の向上と適正な施設の維持管理に努めます。
- ◆公共下水道処理区域及び農業集落排水事業区域以外については、合併処理浄化槽の設置を促進します。
- ◆雨水排水の機能向上のため、計画的な排水路の整備と既設排水路の適切な維持管理に努めます。

③ 上下水道事業の健全経営

- ◆上下水道の健全な運営を進めるため、効率的な業務遂行による事務経費の削減や、下水道事業における企業会計導入などに取り組みます。

(8) 新たな国土軸の形成

【現状と課題】

- 古くから交通の要衝であった本市は、現在も広域交通網の結節点として、中部と関西の両圏域をつなぐ重要な役割を担っています。今後も新名神高速道路などの広域高速道路網をはじめ、新たな国土の大動脈としてわが国の経済社会を支え、3大都市圏間の交流・連携を強化し、東京・大阪間の二重系化による災害に強い国土形成等に大きく貢献することが期待されるリニア中央新幹線の実現により、交通の要衝としての地域ポテンシャルをさらに高めていくことが求められています。
- 新名神高速道路の一部開通や伊勢自動車道直結線の開通など新たな広域道路網の形成が進む一方、新名神高速道路の開通に伴い、東名阪自動車道の慢性的な交通渋滞が経済活動等に影響を及ぼしています。今後も本市が東西を結ぶ交通の要衝として発展していくため、高速道路や鉄道等による強固な交通体系を構築し、新たな国土軸の一翼を担う地域を形成していくことが重要です。
- 国家的プロジェクトであるリニア中央新幹線は、その建設主体・営業主体が決定し、東京・名古屋間の2027年開業を目指し、建設に向けた本格的な取り組みが始まっています。本市としては、東京・大阪間の早期全線開通を実現させるとともに、リニア中央新幹線・JR複線電化推進亀山市民会議を核に幅広い市民参加を得つつ、市内停車駅の設置などに向けたさらなる積極的な誘致活動の展開が求められます。また、市内停車駅の設置については、その経済効果等の検討を進めていく必要があります。

【基本施策が目指す姿】

市内外の人が、新たな交通の要衝として高速交通ネットワークを活発に活用しています。

【現状値と目標値】

基本施策の成果指標	現状値	目標値 [平成28年度]
新名神高速道路の県内未供用区間の工事着手率	2.4% [平成22年度末現在]	100%

【施策の方向】

① 広域交通体系の構築

- ◆ 広域高速道路網の結節点としての機能をさらに高めるため、新名神高速道路の早期整備と東名阪自動車道の慢性的な交通渋滞解消の実現に向け取り組みます。
- ◆ 広域高速道路網としてのさらなる利便性向上と緊急時などのバイパス機能を確保するため、新名神高速道路亀山西ジャンクションのフルジャンクション化の実現に向け取り組みます。

② リニア中央新幹線の実現に向けた取り組み

- ◆ リニア中央新幹線の近畿圏までの早期着工と市内停車駅誘致について、市民、企業、商業者と一体になった積極的な誘致活動を展開するとともに、市内停車駅整備に備えた取り組みを進めます。

1. 快適な都市空間の創造

道路・交通ネットワークの形成

(9) 道路網の整備

【現状と課題】

- 本市は、広域高速交通網のみならず広域幹線交通網の要衝であり、県内各都市及び中部圏、近畿圏から自動車交通が集散することから、円滑な流動を可能とする幹線道路網の整備が必要となっています。一方、市内各地域の生活道路については、適切な整備と維持管理により、安全性と快適性を向上させることが求められます。
- 本市においては、国道1号の一部4車線化や名阪国道直結線の供用が開始されるとともに、亀山パーキングエリアのスマートインターチェンジが本格運用されるなど、広域幹線道路の機能向上が図られています。また、市街地の回遊性を高める環状線について事業進捗が図られるなど、市内道路ネットワークの骨格となる道路の整備が進んでいます。一方で、経済情勢の悪化から道路整備への投資額が減少しており、事業進捗への支障が懸念されるとともに、幹線道路整備の遅れにより通過交通が地域内道路に進入するなど生活環境の悪化も懸念されます。今後は広域幹線道路の整備促進に向けた取り組みを強化するとともに、市内幹線道路等の整備の必要性を一層明確にしたうえで、道路網の整備を推進していく必要があります。
- 本市の都市計画道路のなかには、都市計画決定後長期間にわたり未着手の路線や交通量の変化により道路幅員の見直しが必要な路線などがあります。本市にとって必要な道路網を確実に構築するためには、都市計画道路を含めた市内の道路ネットワークの見直しを進める必要があります。
- 本市は、道路の安全性や防災機能を向上させるため、歩行空間の確保や橋梁の耐震化を進めるとともに、狭あい道路の改善や生活道路の整備に向けた制度設計等に取り組んでいます。今後も橋梁の耐震化を進めるとともに、地域の実情に合った生活道路の整備を進めていく必要があります。
- 道路施設の老朽化や道路整備の推進により、道路の維持管理費が増大することが予想されます。限られた予算のなかで、より効率的・効果的に道路施設を管理するとともに、施設を健全な状態で長く利用できるしくみづくりが求められます。

■市内の道路の状況(平成22年4月1日現在)

	路線数	実延長 (m)	改良状況		舗装状況		車走行 不能延長 (m)
			改良済延長 (m)	改良率 (%)	舗装済延長 (m)	舗装率 (%)	
国 道	2	36,400	36,400	100.00	36,400	100.00	0
県 道 (県管理国道を含む)	21	105,417	80,460	76.33	105,417	100.00	0
市 道	1,753	549,599	328,779	59.82	543,336	98.86	82,699

資料:用地管理室

【基本施策が目指す姿】

道路利用者が、整備された道路網を活用し、安全で便利な生活を送っています。

【現状値と目標値】

基本施策の成果指標	現状値	目標値 [平成 28 年度]
都市計画道路の整備率	56.0% [平成 22 年度末現在]	61%
道路等環境美化ボランティア活動団体数	—	6 団体

【施策の方向】

① 幹線道路の整備

- ◆市内外をつなぐ広域幹線道路について、地域の産業・経済活動や人の交流が活発化するように、計画的な整備の実現に向け取り組みます。
- ◆地域の一体性の醸成を図るなど、重点的かつ効果的な市内幹線道路の整備を進めます。

② 道路ネットワークの見直し

- ◆都市計画道路を含めた市内の道路ネットワークの見直しを行うことで、より計画的かつ効率的な道路整備を進めます。

③ 道路の安全性と防災機能の向上

- ◆市内の狭い生活道路について、多様な改善手法などにより地域の実情に合った道路の整備を進めます。
- ◆橋梁の耐震性向上や歩道のバリアフリー化、交通安全対策を行うことで、道路の安全性を確保します。

④ 道路施設の適切な維持管理

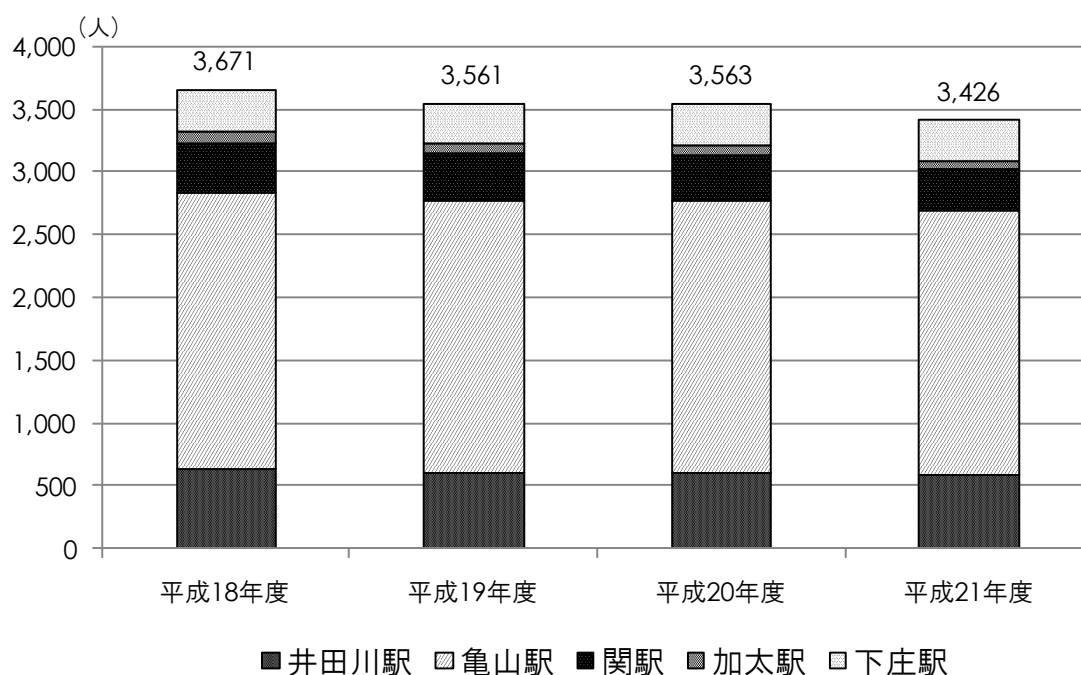
- ◆道路施設について、効率的・効果的な維持管理を進め、長寿命化に取り組みます。
- ◆道路排水の適正な処理を行うため、道路排水機能の充実を図ります。
- ◆道路施設のきめ細かな維持管理に努めるとともに、美化意識の向上を図るため、地域住民等との協働による維持管理を進めます。

(10) 公共交通機関の整備

【現状と課題】

- 本市は、公共交通機関に対する市民満足度が依然として低く、利用者数も減少傾向にあります。このうち、広域交通である鉄道・高速バスの利用は、環境負荷の低減や道路渋滞の緩和等に効果的であり、マイカー利用からの移行が望まれます。こうしたなか、ＪＲ関西本線の快速電車の増便や亀山駅構内のバリアフリー化、高速バス路線の追加など交通事業者のサービス充実が図られてきましたが、亀山駅での乗り継ぎの悪さなど利用環境は、依然不便な状況にあります。今後も、交通事業者に対し市民生活に定着した交通手段となるよう働きかけを行うとともに、さらなる利用促進を図っていく必要があります。
- 地域生活交通については、これまで計画的なバス路線の再編を進めてきました。これらの再編について検証を行い、タクシーや福祉輸送、スクールバスなどとの連携・調整を図りつつ、総合的な視点から自立した交通手段を持たない市民の利便性を向上させるため、より効率的・効果的に身近な交通手段を確保していく必要があります。

■JR 各駅別旅客乗車人員の推移(1日平均)



資料：三重県統計書

【基本施策が目指す姿】

市民生活に必要な公共交通が、効率的・効果的に確保されています。

【現状値と目標値】

基本施策の成果指標	現状値	目標値 [平成 28 年度]
自主運行バス利用者数	140,440 人 [平成 22 年度]	159,000 人
市内 J R 駅の旅客乗車人員 (1 日平均)	3,426 人 [平成 21 年度]	3,600 人

【施策の方向】

① 地域公共交通の連携強化

- ◆低炭素社会や超高齢社会などに対応し、効率的・効果的に公共交通を利用できる環境づくりを進めるため、鉄道、バス、タクシー等の交通インフラを活かし、利用者の視点に立った地域公共交通の連携強化を図ります。

② 公共交通機関の利便性向上と利用促進

- ◆来訪者や市民の広域的な移動の利便性を高めるため、県、沿線自治体及び関係団体と連携し、J R に対して、関西本線・紀勢本線の複線電化や列車の増発、乗り継ぎ時間の短縮等について働きかけを行います。
- ◆交通事業者や市内企業、関係団体との連携・協働による利用促進活動を展開し、公共交通機関の利便性向上につなげていきます。
- ◆公共交通機関の利用を促進するため、J R 駅周辺において、駐車場や駐輪場の確保などの環境整備に向けた取り組みを進めます。

③ 身近な交通手段の確保

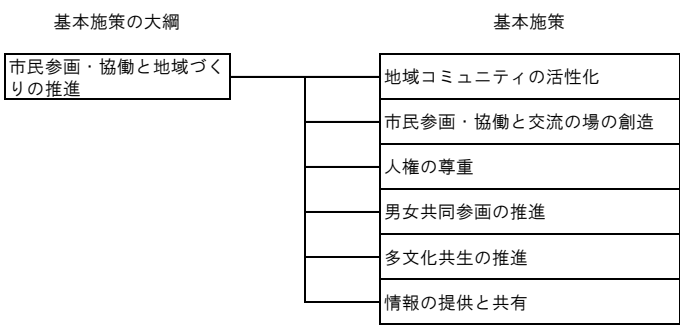
- ◆今後さらに増加が見込まれる自立した移動手段を持たない高齢者や運転免許証返納者などの交通手段を確保できるよう、地域の実情や状況の変化に合わせ地域生活交通の見直しを行い、自主運行バス、デマンド交通などによる効率的・効果的な運行を行います。

2. 市民参画・協働と地域づくりの推進

基本施策の大綱が目指すまちのイメージ

■人と人との連携と交流が活発なまち

市民の主体的な参画を得ることにより、多様な個性を尊重しつつ、地域からの発想や生活者の視点を基本に、市民が自立した市民社会への責任と義務を遂行する協働のまちを目指します。

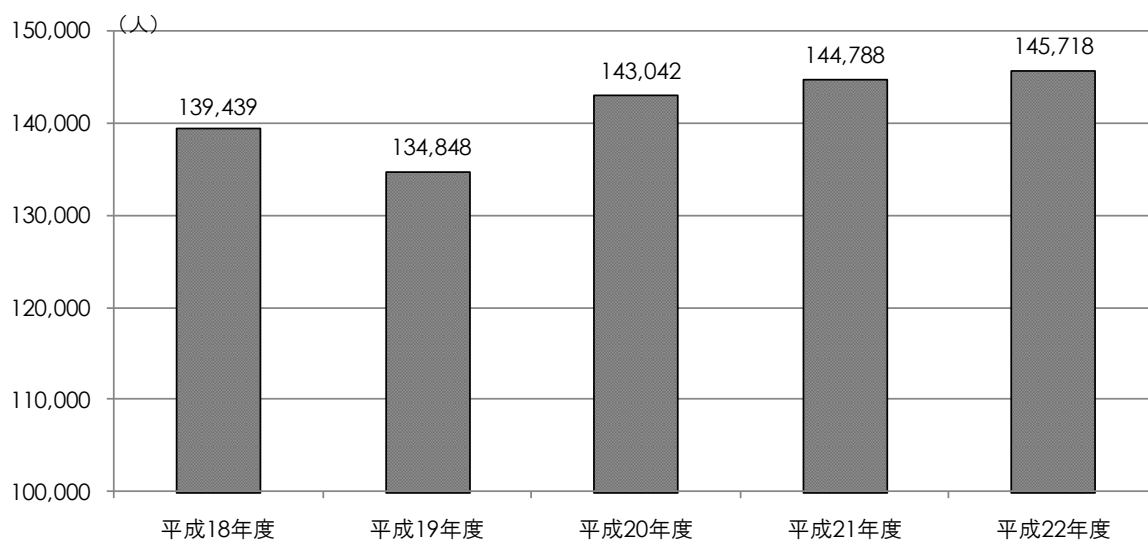


(1) 地域コミュニティの活性化

【現状と課題】

- 自助・共助・公助の補完性の原理は、より良い地域社会を形成する上で重要な視点であり、地方分権社会の進展に伴い、ますますその必要性が高まってきました。家族形態やライフスタイルが多様化するなかで、以前に比べて地域における絆やつながり、交流が希薄化することが懸念されることから、防災、福祉、環境保全など地域づくりの幅広い分野において、共助の発揮がより一層求められています。
- 本市は、市民力の着実な高まりもあり、市町合併後の新市の一体感が醸成されてきました。また、地域資源の利活用や地域課題の解決につながる主体的な取り組みが一部の地域で進められるなど地域の価値を創造し、個性的で魅力ある地域づくりに対する市民の関心も高まっています。これらを契機として、自分たちが住む地域について自分たちで考え、責任を持って行動する地域コミュニティの取り組みを促進し、市内各地域の地域力をさらに向上させていく必要があります。
- 市内には、住民自治活動を行う団体として地区コミュニティ組織と自治会組織が存在し、主に地区コミュニティ組織では、文化、スポーツなどの公民館活動や地域福祉活動が、自治会組織では、地域の祭事や防災・清掃活動などが行われています。市民の地域活動に対するニーズが多様化するなか、様々なニーズや地域課題に対応していくための地域コミュニティ主体の取り組みを支援していく必要があります。

■ 地区コミュニティ活動拠点施設の利用数の推移



資料：市民相談協働室

【基本施策が目指す姿】

市内各地域の住民が、自由に参加し、自ら考え、責任を持って地域づくりに取り組んでいます。

【現状値と目標値】

基本施策の成果指標	現状値	目標値 [平成 28 年度]
多様な主体を包括し地域課題の解決に向けて取り組む地区コミュニティの数	0 地区コミュニティ [平成 23 年 10 月末日現在]	25 地区コミュニティ
地区コミュニティ活動拠点施設の年間利用者数	145,718 人 [平成 22 年度]	150,000 人

【施策の方向】

① 地域コミュニティ活動の促進

- ◆自分たちの住む地域のことを自分たちで考え、責任を持って地域づくりに取り組む自治意識の高揚を図ります。
- ◆地域福祉や防犯・防災、環境美化など地域づくりの幅広い分野において、地域力の向上につながる取り組みや、その担い手となる人材の育成を支援します。
- ◆活発な地域コミュニティ活動を展開していくため、既存施設の有効活用も含め、活動拠点となる施設の整備・充実を図ります。
- ◆地域コミュニティ活動の活性化を図るため、世代間交流や仲間づくりを促進する取り組みを支援します。
- ◆地区コミュニティセンターにおける地域特性に応じた新たな市民サービスの提供について検討します。

② 地域コミュニティのしくみづくり

- ◆自分たちの住む地域を自分たちで創りあげる自立した地域コミュニティ活動を促進するため、多様な主体による地域の包括的なしくみづくりやその主体的な活動を支援します。また、地域コミュニティ活動を支援するための職員のサポート体制などを整備します。

(2) 市民参画・協働と交流の場の創造

【現状と課題】

- 本市は、平成22年3月に亀山市まちづくり基本条例を制定し、市民・議会・市の執行機関の3者がそれぞれの役割に基づき、互いに尊重し、協働してまちづくりに取り組むためのそれぞれの権利や責務、共通の9つの基本原則を定めました。また、平成20年3月には、亀山市協働の指針を策定し、市民と行政の協働のしくみを定め、協働によるまちづくりを進めてきました。これらの条例等の考え方を広く普及するとともに、協働の原則や参加の原則等を基本としながら、市民参画・協働のまちづくりを積極的に進めていく必要があります。
- 市民活動の拠点となる市民協働センターの開設や、亀山市民ネットやホームページによる市民活動情報の受発信など活動環境の充実により、市内には300を超える市民活動団体が活動しています。今後さらに活発な市民活動の展開を図るため、市民活動団体間の交流・連携を促進するとともに、市民が市民活動団体を応援できる環境づくりが求められます。また、これらの市民活動による蓄積を活かし、様々な地域課題の解決に向けた市民と行政との協働による取り組みを広めていく必要があります。
- 本市は、歴史文化資源やスポーツ活動を通じた他都市との都市間交流を進めてきました。また、最近では、食をテーマとした交流など市民活動団体主体の他都市との交流も盛んになっています。そこで、市民と地域の活力をさらに高めていくため、市民活動、歴史文化・スポーツ、食、教育など幅広い分野での市民レベルの都市間交流を促進していく必要があります。

【基本施策が目指す姿】

多様な主体が、参画と協働によりまちづくりに取り組んでいます。

【現状値と目標値】

基本施策の成果指標	現状値	目標値[平成28年度]
亀山市民ネットの登録団体数	204 団体 [平成23年9月末日現在]	260 団体
協働事業提案制度に基づく協働事業の実施件数（累計）	12 件 [平成23年9月末日現在]	30 件

【施策の方向】

① 市民参画・協働の促進

- ◆市民が自分たちのまちづくりに責任が持てるよう、様々な分野の計画において、その計画段階から実施、検証に至るまで市民が参画できる機会を確保するとともに、それらへの参画を促進します。
- ◆様々な地域課題を解決するため、市民と行政との協働によるまちづくりを推進します。

② 市民活動への支援

- ◆市民活動に対する意識を高めるため、多様な手段による情報提供や広報・啓発活動を行います。
- ◆まちづくりのパートナーである市民活動団体の自立や活性化を促進するための取り組みを支援するとともに、市民一人ひとりが市民活動を応援できるしくみづくりを進めます。

③ 市民交流の促進

- ◆市民や市民活動団体間の相互理解と連帯感を醸成するため、イベント等の交流の場を通して市民交流を促進します。
- ◆自治会組織や地区コミュニティ組織などの地域団体と市民活動団体が連携・協力しやすい環境づくりを進めます。

④ 地域間交流の促進

- ◆市民や市民活動団体と協働し、歴史文化や自然など共通性のある自治体との都市間交流を推進します。

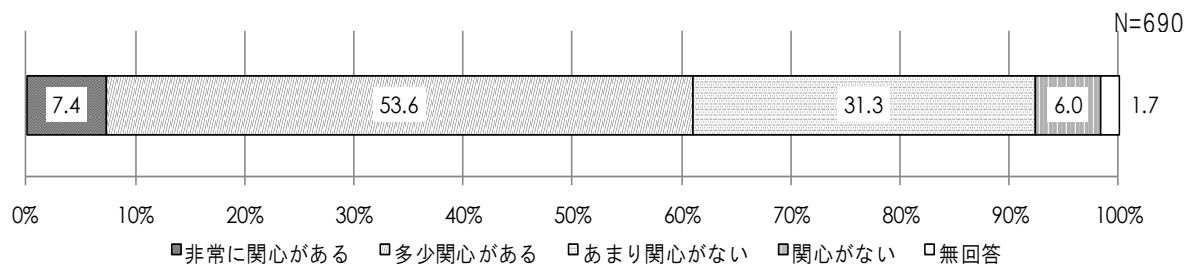
(3) 人権の尊重

【現状と課題】

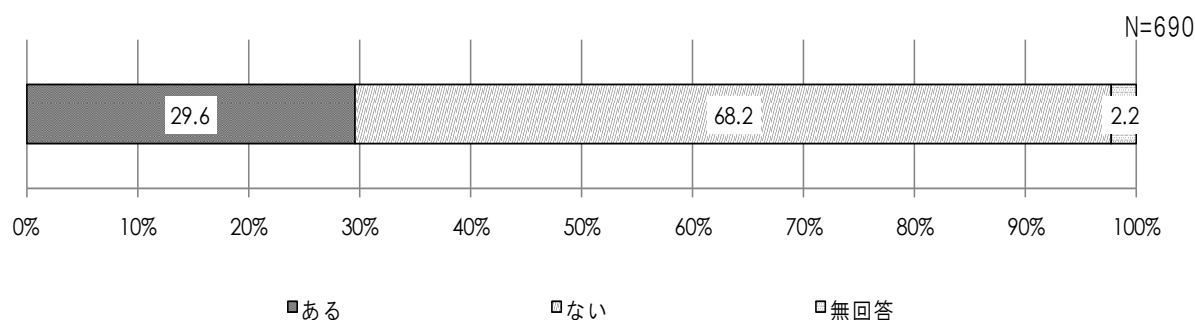
- 本市は、平成18年に人権尊重都市宣言を行い、啓発・広報活動や人権教育等を通じて、すべての市民の基本的な人権が尊重される明るい地域社会の確立に向けた取り組みを進めてきました。人権に関する問題が多様化・複雑化するなか、これまでの蓄積を活かし、市民が人権に関する認識を深め、尊重し合い、つながり合うことを基本とした取り組みを横断的に進めていく必要があります。
- 人権に関する市民の意識は高まりつつありますが、市民生活のなかにある差別や偏見、虐待、暴力などの人権問題は、完全に解消されているわけではありません。今後も家庭・学校・職場・地域において、人権意識を育む取り組みを進めていく必要があります。

■ 亀山市人権に関する市民意識調査結果(平成23年度調査)

問 あなたは人権問題に、どの程度関心を持っていますか。



問 あなた自身は、今までに、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。



資料：共生社会推進室

【基本施策が目指す姿】

市民一人ひとりが、互いに人権を守り、多様性を認め合う社会のなかで暮らしています。

【現状値と目標値】

基本施策の成果指標	現状値	目標値 [平成 28 年度]
人権啓発イベント参画団体数	15 団体 [平成 23 年 10 月末日現在]	20 団体

【施策の方向】

① 人権意識の高揚と相談業務の充実

- ◆人権尊重都市宣言の理念を踏まえ、条例整備に向けた取り組みを進めます。
- ◆すべての市民が人権に関する認識を深め、尊重し合い、つながり合うことを基本としたまちづくりに向けて、様々な取り組みを横断的な視点でとらえ市民意識の高揚に努めます。
- ◆各小中学校において、人権教育推進計画に基づく系統的人権教育を進めます。
- ◆法務局、専門機関等と連携し、相談業務の充実を図ります。

② 地域における人権活動の推進

- ◆市民活動団体と連携を図り、地域において学習機会の提供など人権意識を育む取り組みを推進します。

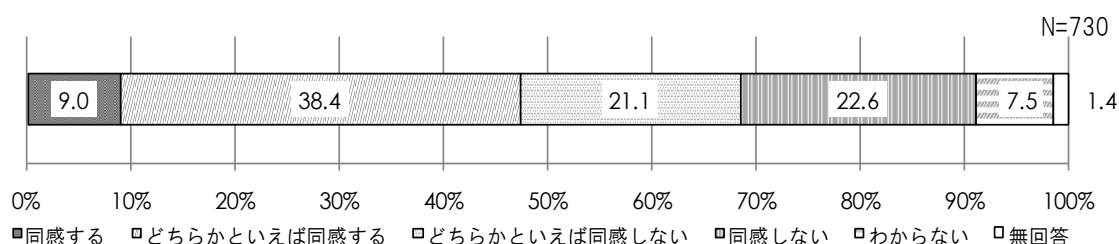
(4) 男女共同参画の推進

【現状と課題】

- 本市は、男女が共に助け合い、互いを大切にし、互いを認め合いながら心豊かに暮らせるまちを実現させていくため、平成20年6月に亀山市男女が生き生き輝く条例を制定するとともに、様々な啓発活動や各種審議会等への女性の参画を推進するなど幅広い分野における男女共同参画を進めてきました。しかし、依然として性別による固定的な役割分担意識が根強く存在することから、これらに対する意識改革を進めるとともに、政策や方針決定の過程へ女性が参画できる環境づくりを推進していく必要があります。
- 女性が安心して結婚、出産できる環境は、少子化対策を講じるうえでも重要なことから、育児休業、介護休業などの社会的制度の拡充が図られてきましたが、それらの制度が十分に活用されている状況までには至っていません。今後も市内事業所への働きかけや市民意識の醸成を図りつつ、男女が協力し合い、家庭生活と社会生活を両立できる環境づくりを促進していく必要があります。
- 配偶者等からのDV（ドメスティック・バイオレンス）やセクシャル・ハラスメントなどの暴力は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していくうえで重要な課題となっています。また、これらは、次世代に対する影響も大きいので、予防と根絶に向けた取り組みを進めていく必要があります。
- 男女が健康で生き生きと暮らしていくためには、互いに身体的な特徴を理解し合い、思いやりを持って生活できる環境づくりが大切です。今後も、そうした考え方に立ちつつ、男女の生涯を通じた健康づくりを支援していく必要があります。

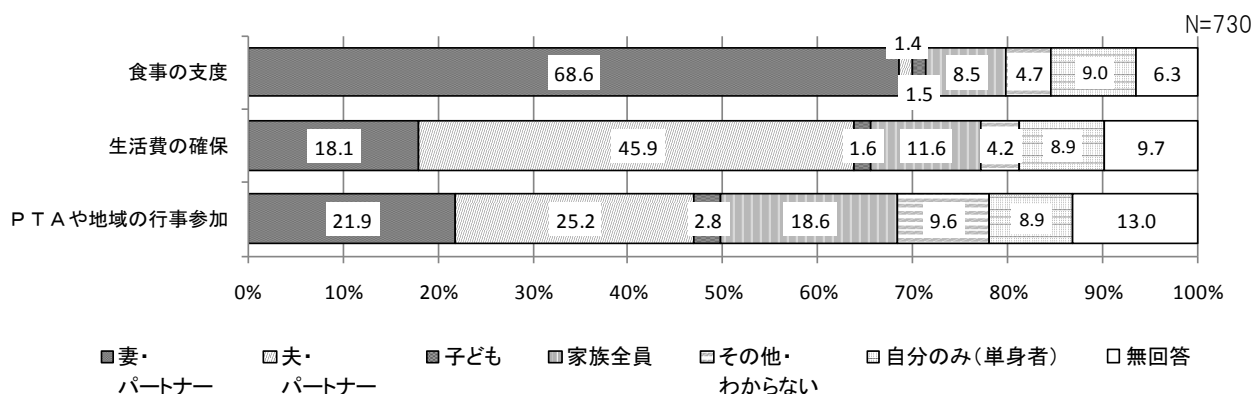
■ 亀山市男女共同参画に関する市民意識調査結果（平成23年度調査）

問 「男は仕事、女は家庭」という考え方がありますが、あなたはどのように思いますか。



資料：共生社会推進室

問 あなたの家庭では、家庭生活について、男女の間でどのように分担していますか。



資料：共生社会推進室

【基本施策が目指す姿】

市民一人ひとりが、性別にとらわれず、価値観を尊重し合いながら、様々な分野に責任を持って参画しています。

【現状値と目標値】

基本施策の成果指標	現状値	目標値 [平成 28 年度]
審議会等における女性の登用率	34.5% [平成 23 年 4 月 1 日現在]	40%
市内企業における男性の育児休業取得率	4.1% [平成 22 年 4 月 1 日現在]	10%

【施策の方向】

① 男女共同参画社会を実現する意識づくり

- ◆男女共同参画社会の実現に向けたさらなる市民意識の高揚を図るため、多様な手段による情報提供や学習機会の充実に努めます。

② あらゆる分野における男女共同参画の推進

- ◆雇用機会や待遇などにおける男女の平等や労働時間の見直し、男性の育児休業取得の促進などを市内事業所に働きかけ、安心して家庭生活と社会生活を両立できる環境の整備を促進します。
- ◆審議会などの市の政策や方針決定など意思決定過程への女性の参画を促進します。
- ◆学習や啓発を通じて、家庭や地域における男女共同参画の実践を促進します。

③ 心身ともに健やかで安心して暮らせる環境づくり

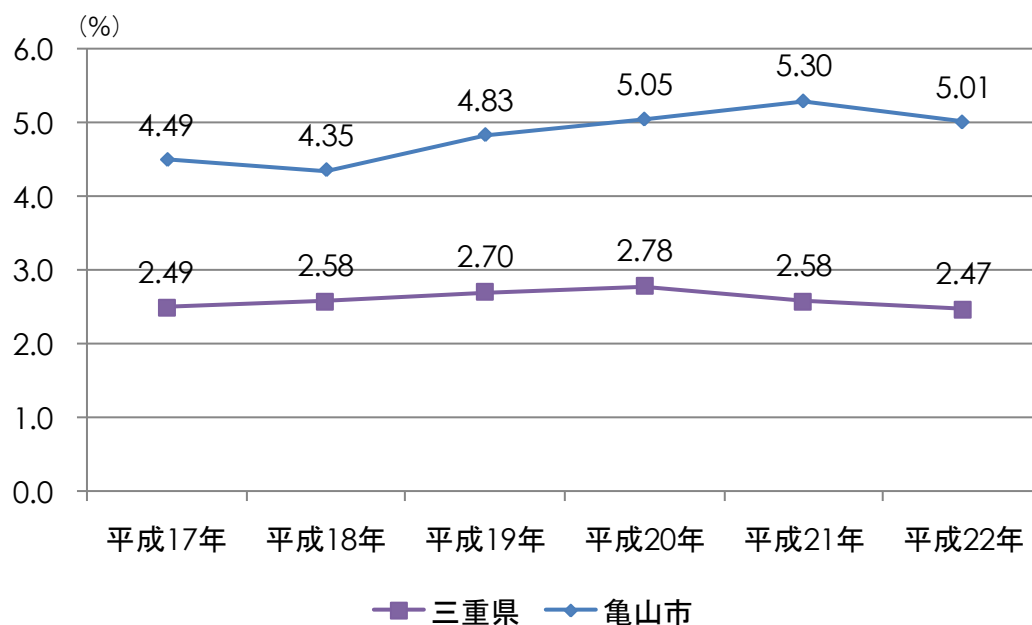
- ◆DVやセクシャル・ハラスメントなど配偶者等からの暴力に対する相談体制の充実や被害者の自立に向けた支援を図るとともに、被害の予防と根絶に向けた取り組みを進めます。
- ◆生涯を通して男女が互いに健やかに過ごすことができるよう、性差に応じた心身の健康維持を支援します。

(5) 多文化共生の推進

【現状と課題】

- 本市の外国人登録者の総人口に占める割合は、県内平均を上回っており、様々な国籍の方々が在住しています。本市では、これら外国人住民に対し、日常生活に必要な日本語や日本での生活ルールなどを学べる機会の提供をはじめ、くらしのガイドブックの作成などによる情報の提供を行ってきました。しかし、すべての外国人住民に対して母語で情報を提供することは困難であり、外国人と日本人が相互にコミュニケーションを図るうえでも、共通言語としてのやさしい日本語（伝わる日本語）の普及が必要となっています。また、外国人と日本人が互いに認め合い、共生していくために、だれもが国籍を問わず市民の一員として責任を果たせる環境づくりを推進していくことが求められています。
- 市民活動団体主体の交流会の開催など、国籍を超えた市民交流の機会が増えてきました。今後も各地域で日常生活における交流を促進し、市民レベルの国際交流を進めていく必要があります。

■人口に対する外国人登録者の割合(各年12月31日現在)



資料:三重県国際室調べ

【基本施策が目指す姿】

市民が、国籍や文化の違いを互いに認め合い、共に暮らしています。

【現状値と目標値】

基本施策の成果指標	現状値	目標値 [平成 28 年度]
外国人向けポケットメール配信サービスの登録者数	174 人 [平成 23 年 9 月末日現在]	250 人
日本語教室の年間延べ受講者数	851 人 [平成 22 年度]	1,200 人

【施策の方向】

① 外国人との共生

- ◆外国人と日本人とが相互に認め合い、互いに地域社会の一員として責任を果たせる土壌づくりに努めます。
- ◆外国人住民とのコミュニケーションを図るための共通言語として、やさしい日本語（伝わる日本語）の普及に努めます。
- ◆外国人住民が抱える日常生活における課題解決を図るため、外国人住民に対する意向把握と生活の利便性向上につながる情報提供に努めます。
- ◆地域において日常的に国籍を超えた交流が図られるよう、関係団体の協力を得ながら、日本語等の学習機会の提供や交流の場づくりを進めます。

② 国際交流の活発化

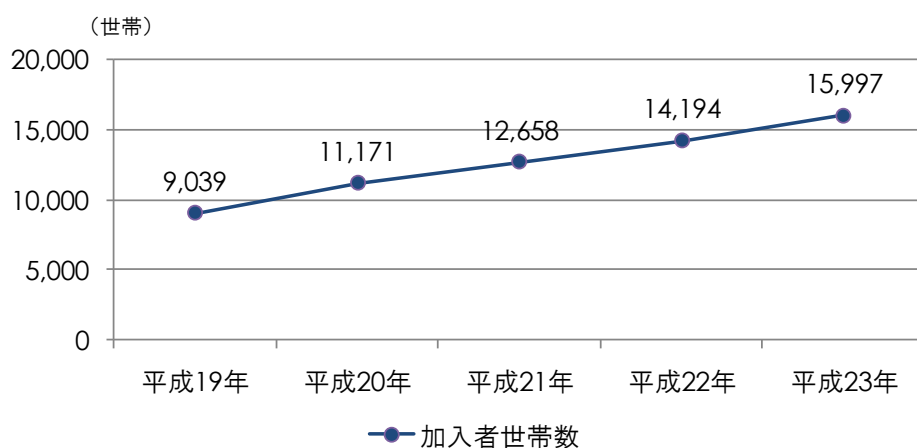
- ◆地域における草の根的な国際交流が活発化するよう、国際交流団体の活動を支援します。
- ◆市民や市民活動団体と協働し、青少年の海外派遣研修などを支援します。

(6) 情報の提供と共有

【現状と課題】

- 本市は、ケーブルテレビ網が市内全域をエリアカバーするなど地域情報通信基盤の整備が進み、アナログ放送から地上デジタル放送への切り替えも相まって、各家庭におけるデジタル通信環境が整ってきました。今後は、この地域情報インフラを活用し、市内各地域の拠点施設と行政とのネットワーク化を進め、地域の活性化や各地域間の連携強化を図っていく必要があります。
- ケーブルテレビの行政情報番組をはじめ、市ホームページや携帯サイト、市広報などを活用し、市民に対して幅広くわかりやすい行政情報の発信に努めてきました。今後は、市民との情報の共有をより一層図るため、デジタル媒体や紙媒体による情報発信だけでなく、地域情報通信基盤を活用した双方向性のある情報交換のしくみを構築していく必要があります。
- 本市は、ICTを活用した地域力の向上を目指し、様々な分野を対象に亀山地域力エンパワーメントプランの推進を図ってきました。今後も市民や来訪者の利便性を高めていくため、飛躍的な革新を遂げている携帯端末の普及も見据えながら、行政情報の内容充実や地域活性化につながる取り組みを進めていく必要があります。
- 本市では、市長と地域住民との懇談の場である「キラリまちづくりトーク」の開催や、職員が地域に出向いて様々な分野の行政情報を提供する「かめやま出前トーク」を実施するとともに、「市長への手紙」、メールモニター制度の運用などにより市民の意向を市政に反映できるよう努めています。今後も広聴手段を工夫し、その充実を図りながら、より多くの市民が気軽に行政へ意見等を寄せられる環境づくりを進めていく必要があります。

■ケーブルテレビ加入者世帯数の推移(各年4月1日現在)



資料:情報統計室

【基本施策が目指す姿】

市民が、いつでもどこでも情報通信手段を利用して、様々な行政サービスを受けたり、情報発信を行っています。

【現状値と目標値】

基本施策の成果指標	現状値	目標値 [平成 28 年度]
市ホームページの年間訪問数	306, 575 件 [平成 22 年度]	402, 000 件
市の運動施設のインターネット予約率	—	40%

【施策の方向】

① 行政情報の市民との共有化

- ◆ ケーブルテレビ、ホームページ、市広報等の各種媒体を併用し、それぞれの特性を活かしてわかりやすい行政情報の提供を行うとともに、双方向での市民との情報交換や幅広く市政に対する市民の声に耳を傾ける広聴機能の充実に努めます。
- ◆ インターネット技術をさらに活用し、行政からの情報発信を迅速に行うとともに、地図情報等の行政情報を市民に公開することにより地域や市民との情報共有を図ります。

② 情報通信手段を活用した地域のコミュニケーションの活性化

- ◆ 地域コミュニティ単位での地域特性を活かした情報発信や地域コミュニティ間の情報交流を促進します。
- ◆ 行政と市内各地域の拠点施設をネットワーク化し、地域との連携強化を図ります。

③ 情報化による市民の利便性の向上

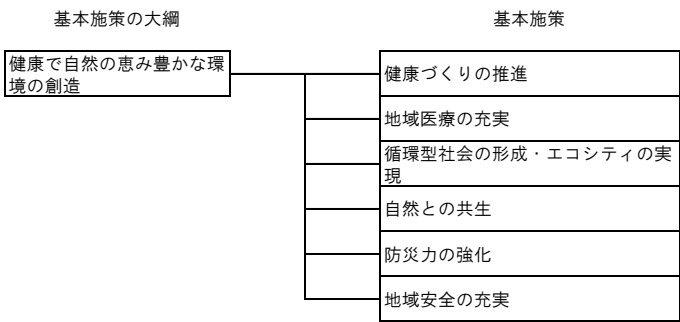
- ◆ 市内の商店や農家などの I C T 活用を支援するとともに、携帯端末の普及等を見据えつつ、市民や来訪者の利便性の向上につながる情報内容の充実に努めます。
- ◆ I C T を活用し、運動施設など市の公共施設の利用環境を改善し、施設の利用促進と市民の利便性向上を図ります。

3. 健康で自然の恵み豊かな 環境の創造

基本施策の大綱が目指すまちのイメージ

■環境快適空間創造のまち

森林や水辺環境などの自然と共生し、循環型の快適な環境空間を創造するなかで、単に経済的・物質的に豊かなだけではなく、自然の恵みを大切に、市民が身体も心も健康で安心できるまちを目指します。



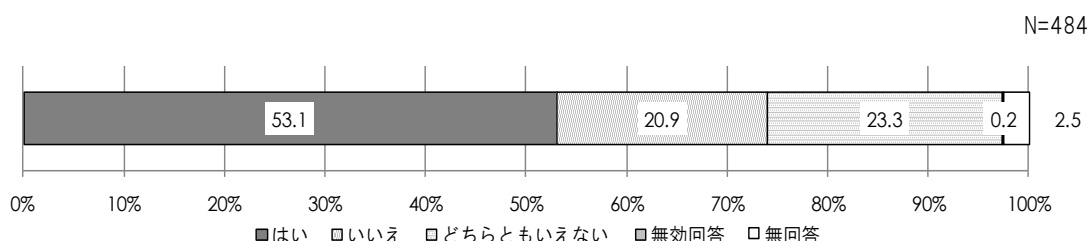
(1) 健康づくりの推進

【現状と課題】

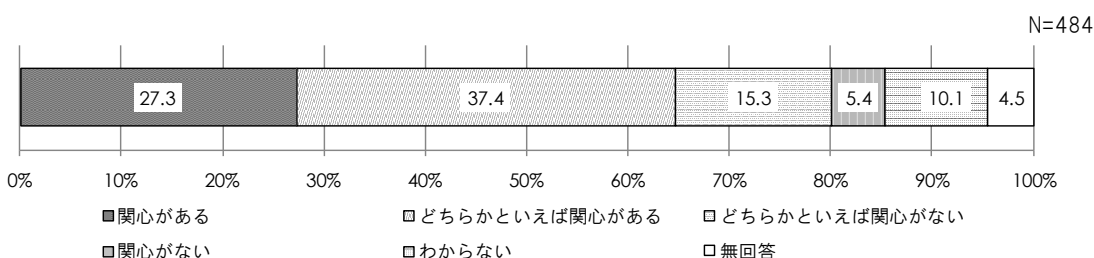
- 本市は、都市の機能すべてで市民の健康を守り健康寿命を延ばしていくため、平成22年7月に健康都市連合に加盟し、翌年3月に健康都市の考え方を踏まえ亀山市食育推進・健康増進計画を策定しました。特に本市は、豊かな自然環境と歴史文化資源に恵まれた独自性ある都市環境を有していることから、この快適な環境のなかで市民が豊かな食生活を送り、健康で生きがいのある充実した生活が実現できるよう、市民・地域・行政が協働・連携しながら、健康文化のまちに向けた取り組みを進めていく必要があります。
- 本市では、これまで総合保健福祉センターを拠点として、各種検診・相談事業の実施をはじめ、市民への各種情報の提供、予防接種費用の助成など健康に関する様々な取り組みを進めてきました。今後は、ライフステージに応じて、市民の生涯を通した健康づくりを支援する取り組みを進めていく必要があります。また、保健・福祉・医療の連携強化により疾病等の早期発見、早期改善につながる一体的な取り組みが求められます。
- ストレス等によって引き起こされる、こころの健康の問題が増加しているなかで、こころの問題は未だ偏見が強く、正しい理解が得られていない状況です。そのため、こころの問題に対する正しい知識の普及をはじめ、こころの健康の増進、問題の早期発見と適切な対応が必要となっています。
- 本市は、コミュニティ活動や市民活動が活発に行われているとともに、人口5万人の都市規模から人と人との関係を築きやすく、仲間づくりがしやすい地域特性を兼ね備えています。そこで、自分の健康を自分で守ることは大切ですが、周りの人々と協力し、支え合いのなかで健康を実現していく、地域単位での健康づくりの取り組みを進めていくことが求められます。
- 生活様式の変化や外食文化の浸透などによって、日本特有の優れた食文化が失われつつあるなかで、近年、日常生活における食の大切さを見つめ直すことが、健康づくりを進めるうえで重要になっています。本市の豊かな環境が育む食材や食文化を活かしつつ、正しい食生活の普及や地産地消の推進など食育の推進に努める必要があります。

■ 亀山市健康及び食に関する市民意識調査結果(平成21年度)

問 自分が健康だと感じていますか



問 「食育」に関心がありますか



【基本施策が目指す姿】

市民一人ひとりが、身体的・精神的・社会的に健やかな状態で暮らしています。

【現状値と目標値】

基本施策の成果指標	現状値	目標値[平成28年度]
がん検診の受診率	肺がん：26.8% 胃がん：17.7% 大腸がん：23.2% [平成22年度]	肺がん：30% 胃がん：20% 大腸がん：30%
歯周病検診の受診率	13.3% [平成22年度]	20%
特定健康診査の受診率（国民健康保険被保険者分）	29% [平成22年度]	65%

【施策の方向】

① 保健サービスの充実

- ◆市民の生涯を通じた健康づくりを支援するため、総合保健福祉センターを拠点として各種検診・相談や訪問指導などライフステージに応じた保健サービスの充実を図ります。
- ◆市民が健康な生活を送ることができるよう、医師会・歯科医師会の協力や三重大学亀山地域医学講座との連携、健(検)診データの活用により、地域の実情に沿った健康づくりを推進します。
- ◆特定健康診査等の受診率の向上を図り、生活習慣病の予防に努めます。
- ◆感染症の予防に関する知識の普及と予防接種の接種率の向上を図り、感染症の予防に努めます。
- ◆こころの問題を抱える人が早期に受診行動をとれるよう、こころの問題に関する正しい知識の普及に努めるとともに、保健所・医療機関と連携し相談機能を充実します。

② 健康づくり支援体制の充実

- ◆疾病の予防と早期発見、介護予防等により市民の健康寿命を延ばすため、保健・福祉・医療のネットワークの連携強化を図ります。
- ◆健康都市の市民としてだれもが健康な状態を保てるよう、地域単位で互いに支え合いながら取り組む健康づくり活動を支援します。
- ◆地域における健康づくり活動の担い手となる人材の育成や活躍の場の提供を図ります。

③ 地域資源を活用した健康づくり

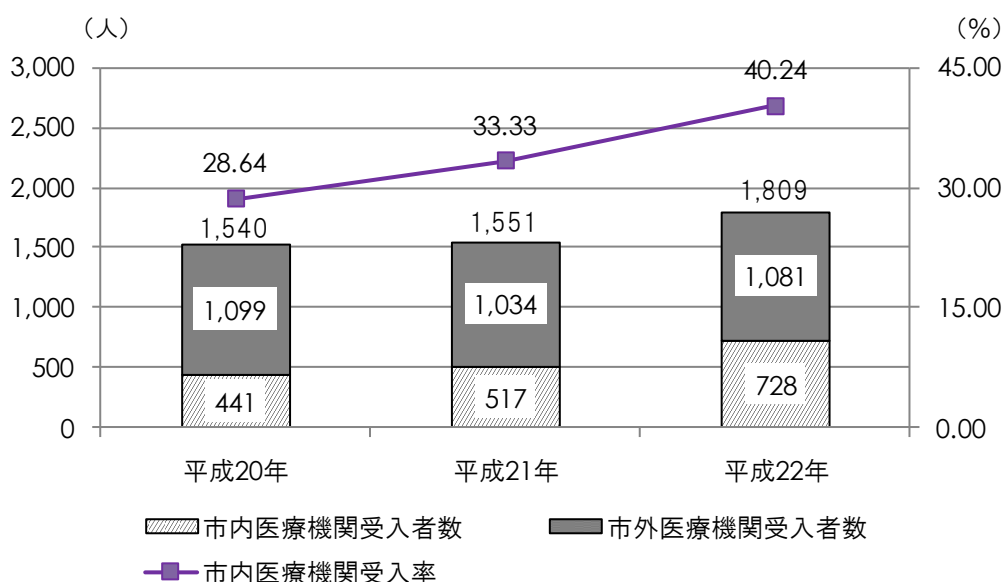
- ◆安心・安全な地元産の旬の食材を学校給食や家庭の食事に取り入れるなど、食を通じた健康づくりを支援するとともに、正しい食生活への理解など食育の普及に努めます。
- ◆自然や歴史文化、温泉など様々な地域資源を活かした健康づくりの取り組みを推進するとともに、スポーツやレクリエーション、軽運動など日常生活のなかで市民が気軽に健康増進が図れる環境整備を進めます。

(2) 地域医療の充実

【現状と課題】

- 急速な少子高齢化の進展や生活習慣病患者の増加等の疾病構造の変化をはじめ、医療技術の高度化・専門化への対応、医療従事者の不足や偏在化など、地域医療を取り巻く環境は依然厳しい状況にあります。こうしたなか、本市は、地域医療や保健・福祉サービスの提供体制の整備に関する基本的な考え方と具体策等を示すため、平成22年2月に亀山市地域医療再構築プランを策定し、地域医療全体についての再構築に向けた取り組みを進めてきました。今後も、このプランに基づき、市民が住み慣れた地域で生涯にわたり安心して暮らせるよう、適正な地域医療体制を整備する必要があります。
- 本市は、公立病院である医療センターを核に、亀山医師会をはじめとする地域の医療機関や近隣の高度医療機関と連携し、協力を得ながら地域医療体制の確保を図ってきました。また、最近では、地域医療の効果的で実行可能な対策を明らかにするため、三重大学に亀山地域医療学講座が開設されました。今後は、この講座における地域性ある医学的研究成果の活用を図っていくとともに、引き続き市民の暮らしの安心・安全を守る地域医療を目指し、地域医療機関等との連携を強化していく必要があります。
- 医療センターは、地域医療の核として、救急医療の24時間・365日体制に向けた整備を進めるとともに、患者やその家族に対する診療・相談の充実に努めてきました。今後も、医師・看護師の人材確保など救急医療体制をはじめとする診療機能の充実に努めるとともに、将来にわたり良質な医療を提供するため、医療施設の改善や経営健全化に努めていく必要があります。

■救急搬送の市内医療機関受入数の推移



資料：亀山消防署

【基本施策が目指す姿】

市民一人ひとりが、必要とする適切な医療を受けています。

【現状値と目標値】

基本施策の成果指標	現状値	目標値 [平成 28 年度]
国民健康保険被保険者の市内医療機関受診率	58% [平成 22 年度]	60%
救急搬送の市内医療機関受入率	40.24% [平成 22 年]	50%

【施策の方向】

① 地域医療体制の構築

- ◆地域の実情を踏まえた地域医療体制を構築するため、地域医療機関等との連携強化や医療センターの機能強化に取り組むとともに、亀山地域医療学講座の医学的研究成果の活用を図ります。
- ◆地域医療機関の負担軽減を図り、良好な地域医療体制を維持していくため、時間内診療の徹底や救急車の適正利用、かかりつけ医を持つことなど、市民の受診行動の適正化に向けた取り組みを行います。

② 医療センターの診療体制の充実と経営健全化

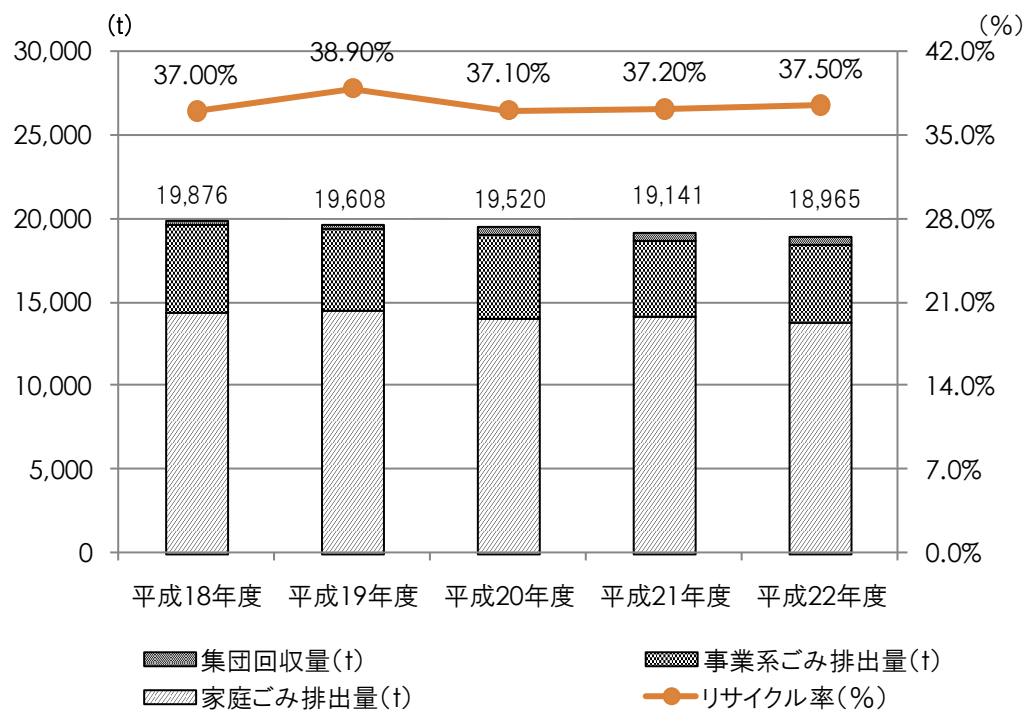
- ◆地域医療の核として、三重大学と連携を図るとともに、亀山医師会や地域医療機関との連携強化と役割分担により、24時間・365日の救急医療体制の整備・充実に努めます。
- ◆市民に良質な医療を安定的に提供するため、入院、外来、透析等の診療体制を充実するなど地域にふさわしい医療を提供することにより、収益性を高め経営健全化につなげます。
- ◆必要な医師・看護師の人材確保及び医療施設の改善を行い、地域の核となる医療機関としての機能強化を図ります。

(3) 循環型社会の形成・エコシティの実現

【現状と課題】

- 本市は、亀山市環境基本計画に基づき、市民・事業者・市が一体となって、環境の保全及び創造に関する様々な取り組みを進めてきました。こうしたなか、環境を取り巻く情勢も年々変化しており、より社会背景に見合った計画の見直しが急がれるとともに、さらなるエコシティの実現に向けた取り組みを通じて、健全で恵み豊かな本市の環境を次世代へ継承していく責任があります。
- 本市は、産学民官連携により地域の環境問題に取り組む亀山市総合環境研究センターを支援し、環境教育の推進や環境に関する人材の育成、環境施策の研究等を進めてきました。環境問題への対応がより専門化・複雑化するなか、今後も学術的見地からの視点も取り入れながら、環境施策を進めていく必要があります。
- 本市は、平成20年に亀山市地球温暖化防止対策地域推進計画を策定し、日常生活や事業活動における省エネルギー対策など温室効果ガスの削減に向けた取り組みを進めてきました。こうしたなか、国は低炭素社会に向けた中長期ロードマップを検討しているため、これらの動向を見据え、本市も温室効果ガス削減目標に対する検証を行いつつ、市民・事業者の意識の醸成を図り、より実効性のある省エネ行動・省資源活動の取り組みを推進していく必要があります。
- 原子力発電の安全性の問題等もあり再生可能エネルギーへの期待が高まるなか、本市では補助制度を確立し、住宅用太陽光発電システムの導入を促進してきました。今後も持続可能な社会の実現に向け、地球温暖化防止対策に寄与する太陽光発電等の新エネルギーの活用・普及をさらに促進していく必要があります。
- 本市では、1人1日当たりのごみ発生量が緩やかに減少しているとともに、ごみのリサイクル率も全国平均を上回る水準で推移しています。また、溶融飛灰の全量再資源化により、全国有数となるごみ溶融処理施設の最終処分量・ゼロを達成しました。今後ごみを出さない生活様式やごみが出にくい事業活動を促進し、環境負荷の低減に努める必要があります。一方、ごみの不法投棄については、監視パトロールの強化により発生件数は減少傾向にあるものの、引き続き各種団体と連携した未然防止の取り組みが求められます。
- ごみ溶融処理施設は、稼働後まもなく12年が経過し、施設内の主要な設備や機器が今後耐用年数を迎えることから、老朽化に伴う機能低下が懸念されます。一方、し尿等の処理については、合併処理浄化槽の普及や農業集落排水事業の整備進捗に合わせ、浄化槽汚泥の処理比率が高まるとともに、亀山市衛生公苑内の主要な設備の老朽化が進んでいます。今後も適正かつ安定した廃棄物の処理を行うため、現有施設の長寿命化や効率化を図るとともに、処理経費の節減に努める必要があります。
- 本市は、無秩序な開発の抑制、環境の保全、良好な景観形成への配慮など、自然資源や歴史性のある景観等を大切に考えた開発行為への対応を図ってきました。今後も環境と調和のとれた土地利用を推進するとともに、開発時の環境アセスメント等の公表により事業者と住民との合意形成を図り、環境への影響を十分配慮した開発指導を行う必要があります。

■一般廃棄物の排出量とリサイクル率の推移



資料：廃棄物対策室

【基本施策が目指す姿】

市民・事業者・行政が、それぞれの役割と責任のもとで、環境負荷の少ない社会の形成に向けて取り組んでいます。

【現状値と目標値】

基本施策の成果指標	現状値	目標値[平成28年度]
環境管理システム認証取得事業所数（累計） ※三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム（M-EMS）及びグリーン経営	21 事業所 [平成22年度末現在]	36 事業所
一般廃棄物のリサイクル率	37.5% [平成22年度]	42.6%
市内一斉清掃の年間参加者数	11,205 人 [平成22年度]	12,000 人

【施策の方向】

① 環境負荷の少ない社会の形成

- ◆市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任のもとに協働して、恵み豊かな市の環境の保全及び創造に取り組むとともに、低炭素社会の形成に向け、省エネルギー・省資源などの取り組みを通じた計画的な地球温暖化防止対策を推進します。また、環境負荷の少ない事業活動や環境保全活動に取り組む団体等を支援します。
- ◆地域の様々な環境課題に幅広く対応するため、産学民官が連携・協働した取り組みを進めます。

② 新たなエネルギーの活用

- ◆地球温暖化防止対策の推進や災害時の電力確保、地域産業の活性化等を図るため、太陽光発電等の新エネルギー施設の導入を促進します。
- ◆木質バイオマス資源等の新エネルギーとしての有効活用を検討します。

③ ごみの減量化、リサイクルの推進

- ◆市民、事業者にごみの減量化や資源化等に関する意識啓発を行うとともに、連携・協働してごみの発生・排出抑制、再使用、再生利用を進めます。
- ◆地域団体における資源物の再利用運動を幅広く進めるとともに、資源化量の拡大を図り、ごみリサイクル率の向上に努めます。

④ ごみの適正処理の推進

- ◆総合環境センターに搬入されたごみに加えて、旧最終処分場埋立てごみの適正処理・再資源化に努めるとともに、ごみ溶融処理施設の最終処分量・ゼロを維持します。
- ◆不法投棄の未然防止を図るため、亀山市地区衛生組織連合会等と連携し監視体制の強化に努めます。

⑤ 廃棄物処理施設の適正管理

- ◆し尿処理施設については、農業集落排水等の浄化槽汚泥に対応した処理機能の改善や基幹的設備の改良による長寿命化を進めるとともに、施設統合により効率化を図ります。
- ◆ごみ処理施設については、基幹的設備の改良による長寿命化を進め、ライフサイクルコストの削減に努めるとともに、施設全体の適正管理と処理経費の節減に取り組みます。

⑥ 公害・環境汚染の防止

- ◆亀山市まちをきれいにする条例などの周知・啓発に努め、ペットの糞の適切な処理や吸い殻等のポイ捨て防止、焼却行為の抑制などマナーの徹底やモラルの向上に努めます。
- ◆事業所との環境保全協定の締結を進め、排出基準及び環境基準の適合状況等を把握するとともに、事業所に対する指導及び監視に努めます。また、市内における大気・水質・騒音などの環境影響の監視等に努めます。
- ◆化学肥料・化学合成農薬の使用の低減や有機農業など環境保全型農業の取り組みを促進します。

⑦**環境と調和した土地利用の推進**

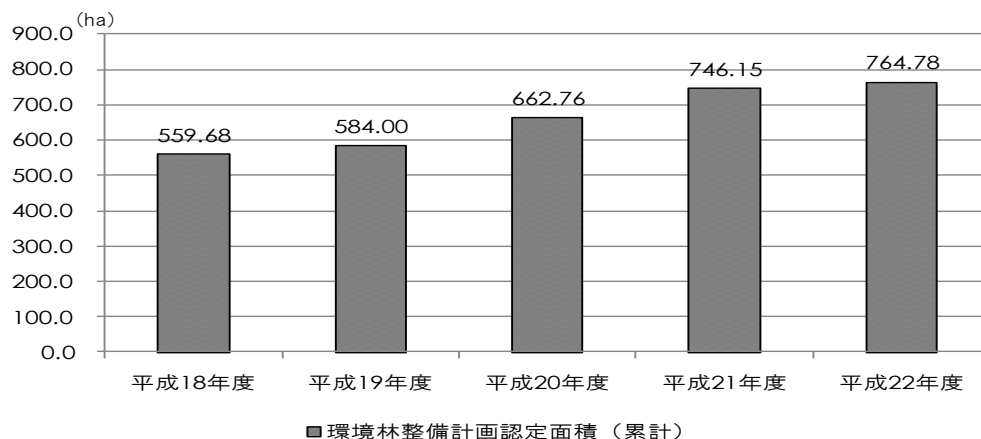
- ◆環境と調和した秩序あるまちづくりに向けて、関係法令や関係条例等に基づく適切な土地利用を推進します。また、開発にあたっては、開発事業者に対し、地域住民等との合意形成を十分図ることを促します。

(4) 自然との共生

【現状と課題】

- 本市は、鈴鹿山系の山並みや鈴鹿川などの豊かな自然環境を有しています。こうしたなか、市西部の森林環境と閑宿周辺地域を鉱物採掘による破壊から守るため、市民と一体となった取り組みを行い、平成22年7月には市内で初めて鉱区禁止地域が指定されました。今後も恵まれた自然資源を大切に保全していく必要があります。
- 生物多様性国家戦略2010の策定や名古屋市における生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の開催など、生物多様性の保全に対する関心が高まっています。本市も市民と協働しながら、外来種駆除や希少生物の保全など市域の生態系の保全に向けた取り組みを推進していく必要があります。
- 森林は、水源のかん養や洪水の防止など多様な公益的機能を有しています。これらの機能を効果的に発揮させるため、本市では、環境林の整備計画認定地区を約765ha確保し、計画的に施業を促進してきました。しかし、森林の荒廃化は進行しており、相続等により森林整備を意識しない森林所有者の増加も懸念されることから、環境林の整備計画認定地区のさらなる区域拡大と健全な森林へ回復を図る取り組みを進めていく必要があります。
- 本市では、サルやイノシシ、シカなどによる農作物や苗木の被害が多発しています。被害を防止する対策を講じる一方、環境林の整備等を通じて、野生鳥獣と共生できる環境づくりを進めていく必要があります。
- 鈴鹿川をはじめとする河川では、森林の荒廃により水量の低下や土砂の堆積などが進み、水生生物の生息環境の悪化が懸念されます。森林と河川の結び付きを大切に考えながら、健全な水辺環境の再生を図っていく必要があります。
- 本市では、亀山森林公園の開設や亀山里山公園の活用などを通じて、市民が身近な場所で自然に触れることができる機会を創出してきました。また、市民主体・市民参加による里山づくり活動も広がりを見せています。これらの地域資源を環境教育や癒し・やすらぎの場として活用していくとともに、市民主体の里山の再生や身近な水辺環境の保全などの取り組みを進めていく必要があります。
- 中山間地域を中心に耕作放棄地が増加傾向にあるなか、水源のかん養や景観形成の機能など農地が持つ多面的機能に対する市民理解の醸成と、その機能を維持する環境づくりを進めていく必要があります。

■環境林整備計画認定面積(累計)の推移



資料：森林・林業室

【基本施策が目指す姿】

自然との共生が、良好に保たれています。

【現状値と目標値】

基本施策の成果指標	現状値	目標値 [平成 28 年度]
環境林整備計画認定面積（累計）	765ha [平成 22 年度]	1,200ha
自然公園の年間利用者数	13,677 人 [平成 22 年度]	22,000 人

【施策の方向】

① 自然資源の保全と多様な生態系の確保

- ◆ 鈴鹿山系の山並みや鈴鹿川などの豊かな自然資源と多様な生態系の保全に対する市民意識の高揚を図ります。
- ◆ 動植物の生息・生育空間を保全するため、市域に生息・生育する動植物の分布状況を把握・分析するとともに、生態系の保全・再生対策を進めます。
- ◆ 生態系の保全や外来生物の駆除などの取り組みを支援するとともに、ネコギギなど希少生物の保護・増殖に努めます。

② 森林・里山・農地の保全

- ◆ 環境林の整備計画認定地区の拡大と計画的な施業を促進し、針葉樹と広葉樹の混交林へ誘導を図ることにより、森林の持つ水源かん養機能や土砂災害防止機能など公益的機能の向上を図ります。
- ◆ 環境学習等を通じて、里山の必要性について市民理解の向上を図るとともに、市民主体・市民参加の里山の保全・再生活動を広げていけるよう取り組みを支援します。
- ◆ 農家や営農組織、地域集落等による農地・水利施設等の保全や農村景観の形成、耕作放棄地の再生などの取り組みを支援し、農地の持つ多面的機能の確保を図ります。

③ 水辺環境の保全

- ◆ 河川の水量の維持と水質保全、地下水や湧水地の保全を図るため、河川上流域の森林の適正管理を促します。
- ◆ 地域住民等による水辺の環境美化活動を促進します。また、水生生物の保護等を通して、地域の水辺環境の保全に対する市民意識の高揚を図ります。

④ 自然とのふれあいの場や機会の創出

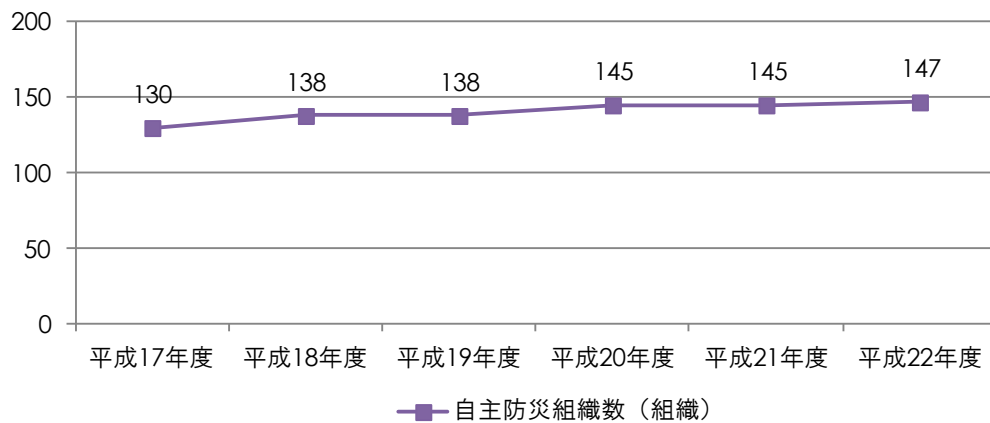
- ◆ 鈴鹿国定公園の自然や石水溪、東海自然歩道、亀山森林公園などの地域資源を活用し、市民が体験や学習、余暇の充実、やすらぎの場として自然とふれあい親しめる機会を提供します。
- ◆ 自然環境団体等と協働し、子どもたちが身近な自然にふれて環境に関する理解を深め、その大切さを学ぶことができる機会を提供します。

(5) 防災力の強化

【現状と課題】

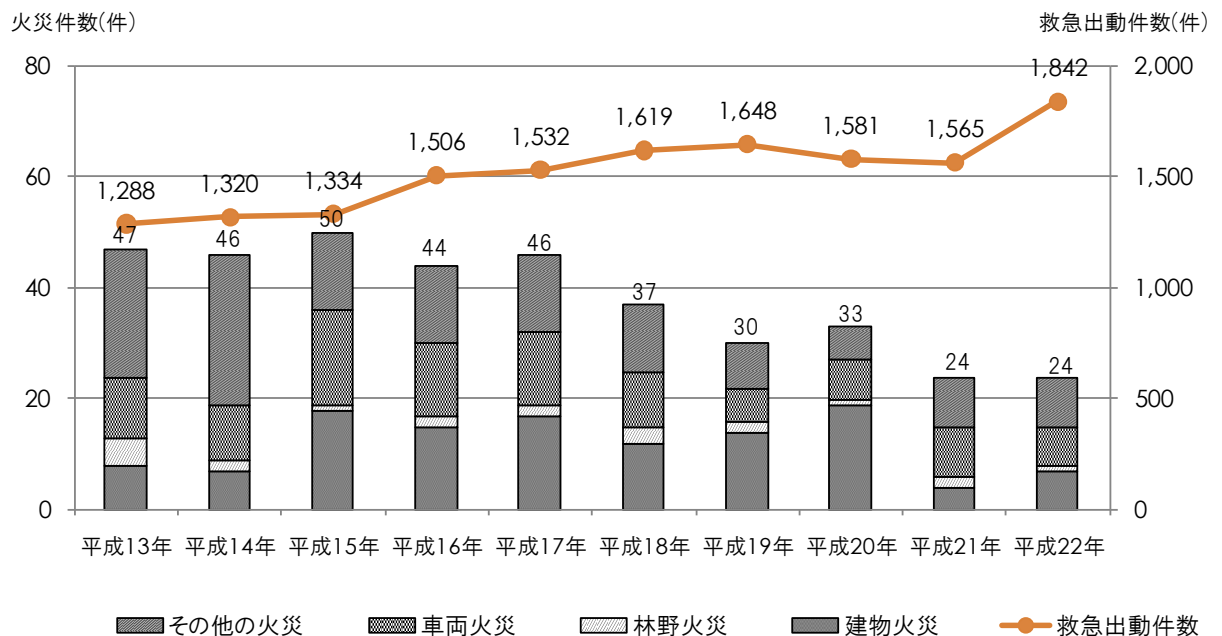
- 平成23年3月に発生した東日本大震災により、これまでも増して安心・安全なまちづくりが重要視されています。また、本市においても台風等による風水害により避難勧告が発令されるなど、地域での危機管理体制の強化も重要となっています。今後は市民、地域、行政などが連携して地域の防災力をより一層高める必要があります。
- 災害時等に市民に対し迅速かつ的確に情報を伝えることは重要です。本市では、全国瞬時警報システムや公共施設への緊急地震速報端末機、土砂災害情報相互通報システムなど様々な情報を受信するシステムの整備が進んでおり、今後はこれらの情報を伝達する総合的な情報システムの構築が求められています。
- 想定を超える災害に対し、被害を最小限に抑えるためには、地域と密着したより実践的な防災・消防・医療体制や防災環境の整備を図る必要があります。また、本市では、防災マップや避難所運営マニュアル等の作成、代表避難所への指定職員の選任、災害応援協定の締結など防災体制の強化を図っていますが、今後も引き続き災害発生時に迅速に対応できるよう対策を進める必要があります。
- 自主防災組織の結成率向上や自主防災組織連絡協議会の設置、防災コーディネーターの育成など、災害時に主体的に活動できる組織づくりに取り組むとともに、高齢者、障がいのある人などが地域における支援を円滑に受けることができるよう災害時要援護者台帳の整備を行ってきました。今後も自助、共助の活動が円滑に行えるよう、人材の育成など地域防災力の向上を図る必要があります。
- 災害に強いまちづくりを目指し、本市では公共施設の耐震化を進めるとともに木造住宅の耐震診断、耐震工事、除却等への補助制度を設けるなど、建物を中心に積極的な災害対策に取り組んでいます。今後は都市の防災力をさらに向上させるため、地震災害や風水害、土砂災害等に強いまちを意識した都市づくりが必要です。
- 平成13年以降火災件数が大幅に減少する一方で、救急件数は大幅に増加しています。また、市民アンケート結果によると、消防・救急体制の整備に対する市民ニーズは高くなっています。こうしたなか、平成23年度には本市の消防力の適正配置について調査を行っており、この分析結果に基づき消防職員・消防団員の人材の確保と育成、資機材の充実、消防力の適正配置等の総合的な消防力の強化を図る必要があります。
- 火災予防には、市民や地域での予防活動が重要です。これまで高齢者住宅への住宅用火災警報器の設置支援や女性防火クラブの活性化などの取り組みを進めてきました。今後も継続した予防活動の促進を図るとともに、将来を担う子どもたちへの啓発活動を充実する必要があります。

■自主防災組織数の推移(各年3月31日現在)



資料:危機管理室

■火災件数及び救急出動件数の推移



資料:亀山市消防年報

【基本施策が目指す姿】

多様な主体が、高い危機管理意識を持ち、災害等に対して安心・安全な基盤や体制づくりに自立的、継続的に取り組み、地域防災力を高めています。
地域の実情に応じた消防力が、総合的かつ適正に確保されています。

【現状値と目標値】

基本施策の成果指標	現状値	目標値 [平成 28 年度]
総合防災訓練の参加世帯率	32.5% [平成 23 年度]	50% ※平成 24 年度からの平均
火災・救急出動に関する所要時間 ※火災：出動指令から放水開始まで 救急：出動指令から病院収容まで	火災：15 分 救急：42 分 [平成 20 年度～平成 22 年度 の 3 カ年平均]	火災：10 分 救急：35 分 ※平成 24 年度からの平均
住宅用火災警報器の普及率	70.9% [平成 23 年 6 月現在]	100%

【施策の方向】

① 緊急時における情報伝達体制の充実

- ◆地震や風水害等の災害発生時に、関連情報を市民に対し迅速に伝達できるよう、総合的な防災情報伝達システムの構築を進めます。
- ◆災害発生時に備えた住民避難情報を提供し、地域住民が自らの安全を自らが守る意識の向上に努めます。

② 危機管理体制の充実

- ◆想定外の災害や火災、事故など様々な危機に対し、行政として速やかに適切な対応がとれるよう、実情に即した地域防災計画等の見直しや訓練の実施、業務継続計画の策定に努めます。
- ◆災害時の避難所運営が迅速かつ的確に実施されるよう、代表避難所への備蓄倉庫の設置や備蓄品の充実などの計画的な施設環境整備を進めます。
- ◆災害に対し、応急・復旧対策や物資の確保等を円滑に行うため、他の自治体との応援協定や各種団体・企業等との支援協定を拡充します。

③ 地域における防災・減災の取り組み強化

- ◆大規模な災害の発生により公的な支援が行き届かない事案が発生した際に、地域が速やかに防災や減災に向けた自助・共助の活動に取り組めるよう、市民の防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の組織強化や防災コーディネーターの育成、災害ボランティアの活動支援等を進めます。
- ◆高齢者や障がいのある人など災害時要援護者が適切に避難できるよう、地域における支援のしくみづくりを進めます。

④ 災害に強いまちづくりの推進

- ◆災害発生時に、防災拠点の安全性の向上をはじめ、支援物資等の運搬にかかるルートや避難路、ライフラインの確保を図るため、公共施設や都市基盤の耐震化等に取り組めます。
- ◆災害による被害を最小に抑えるため、河川改修や急傾斜地指定箇所の安全対策など計画的な治山・治水対策を関係機関に働きかけるとともに、木造住宅の耐震化を促進するなど災害に強いまちづくりを進めます。

⑤ 消防力の充実・強化

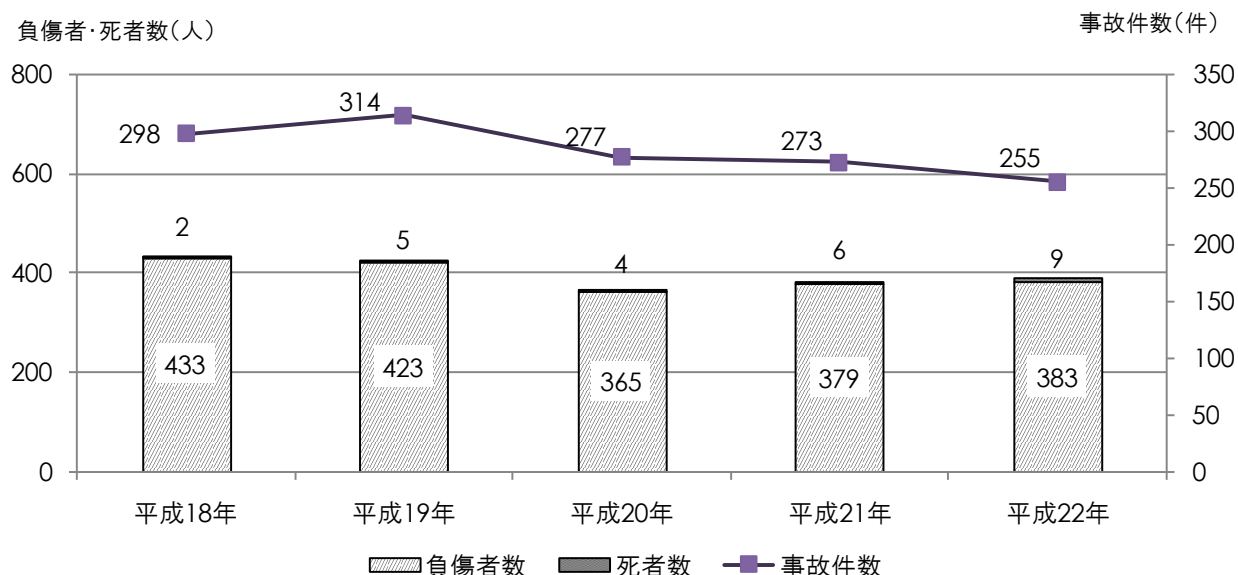
- ◆火災や救急、災害などの緊急時に的確に対応できるよう、広域化の協議とともに消防職員・消防団員の人材の育成や指揮隊運用を含めた消防・救急体制の強化、消防施設・設備の充実などを図ります。
- ◆人口が増加傾向にある市北東部地域の消防力を強化します。
- ◆住宅用火災警報器の設置を促進するとともに、将来の防火・防災活動を担う人材の育成に努めます。また、防火対象物・危険物施設への立ち入り検査を実施し、防火・保安体制の強化を図ります。
- ◆関係機関との連携を図り、病院収容までの時間短縮及び傷病者の症状に応じた病院への迅速かつ適切な救急搬送に努めます。
- ◆AEDの取り扱いも含めた救命講習会を継続して実施するとともに、応急手当の普及啓発活動を推進し、市民の救命率向上に努めます。

(6) 地域安全の充実

【現状と課題】

- 本市では、近年、不審者等により子どもが被害者になり得る事案をはじめ、様々な街頭犯罪が発生しており、メール配信システムによる不審者情報の配信や防犯パトロール、道路照明灯・防犯灯の設置など、防犯に関する取り組みを行っています。今後も地域と連携した犯罪防止活動に取り組む必要があります。
- 本市の交通事故（人身事故）件数は、平成19年をピークに減少しているものの、一度に多くの方が犠牲になる大規模な事故が発生するなど、未だに多くの市民が交通事故により死傷しています。また、新名神高速道路や名阪国道、国道1号など広域的な幹線道路を抱えており、大規模な事故が発生する危険性が高い状況にあります。これまで交通関係機関や関係民間団体と連携し、様々な交通安全対策を実施してきましたが、今後は関係民間団体のみならず市民と行政が協働するなど、市民力・地域力を活かした取り組みが緊急かつ重要であり、亀山市交通安全計画に基づく具体的な施策の推進により交通事故のない社会の実現を目指す必要があります。
- 悪質商法や詐欺行為は年々増加するとともに、その手口も巧妙化しています。そうした事案による被害を未然に防止するため、効果的な情報の収集と提供を行うとともに、鈴鹿亀山消費生活センターと連携したさらなる相談体制の充実及び啓発に努める必要があります。あわせて、規制する法律がなく、省庁による事故情報の集約や安全対策が行われていない事案（すきま事案）の把握と周知を図る必要があります。

■交通事故(人身事故)の発生状況



資料:三重県警察

■犯罪(刑法犯)の発生状況(認知件数)

単位:件

罪種別	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
凶悪犯	0	2	3	0	2
粗暴犯	11	21	23	22	18
窃盗犯	553	400	464	379	414
知能犯	46	46	30	17	25
風俗犯	5	8	8	5	3
その他	94	84	83	77	55
計	709	561	611	500	517

資料:三重県警察

【基本施策が目指す姿】

市民が、犯罪や交通事故、消費者問題など暮らしに潜む様々な危険から守られています。

【現状値と目標値】

基本施策の成果指標	現状値	目標値[平成28年度]
かめやま・安心めーる登録者数	3,501人 [平成23年10月末日現在]	5,000人
交通事故死傷者数	392人 [平成22年]	320人以下

【施策の方向】

① 防犯対策の強化

- ◆様々な犯罪の発生を防ぎ、安心して暮らせるよう、防犯情報の発信や研修会の実施などにより市民の防犯意識の高揚を図るとともに、防犯パトロールや見守り、暴力団排除活動など地域ぐるみの防犯活動を促進します。
- ◆地域の実情に応じて道路照明灯・防犯灯の整備など、夜間の防犯環境の向上に努めます。

② 交通安全の確保

- ◆交通事故の発生を抑制するため、関係機関と連携した交通事故危険個所の改善に向けた取り組みや交通マナー・交通ルール of 周知を図るとともに、子どもから高齢者まで年齢に応じた交通安全に関する啓発活動を推進します。
- ◆亀山警察署や亀山地区交通安全協会などが行う交通安全に向けた地域での活動を支援します。
- ◆事故の発生と被害を最小限に抑えるため、歩行スペースの確保やガードレール、カーブミラーなど交通安全施設の充実を図ります。

③ 消費者生活の安全の確保

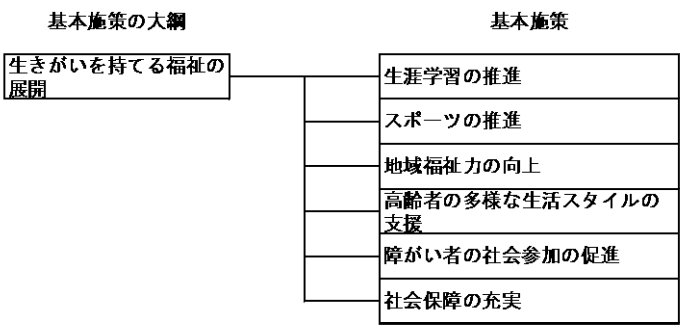
- ◆消費者トラブルや詐欺行為などについて、鈴鹿亀山消費生活センターと連携し、関連情報を的確に市民に周知するとともに、苦情相談等の利用促進を図ることにより被害の拡大を防ぎます。

4. 生きがいを持てる 福祉の展開

基本施策の大綱が目指すまちのイメージ

■だれもがいきいきと輝くまち

市民自ら主体的に取り組む生涯学習や趣味・特技などを通じて生きがいを持つとともに、高齢者や障がい者が社会の中で様々な活動に参画し、希望と誇りを持って生活でき、だれもがいきいきと輝くまちを目指します。



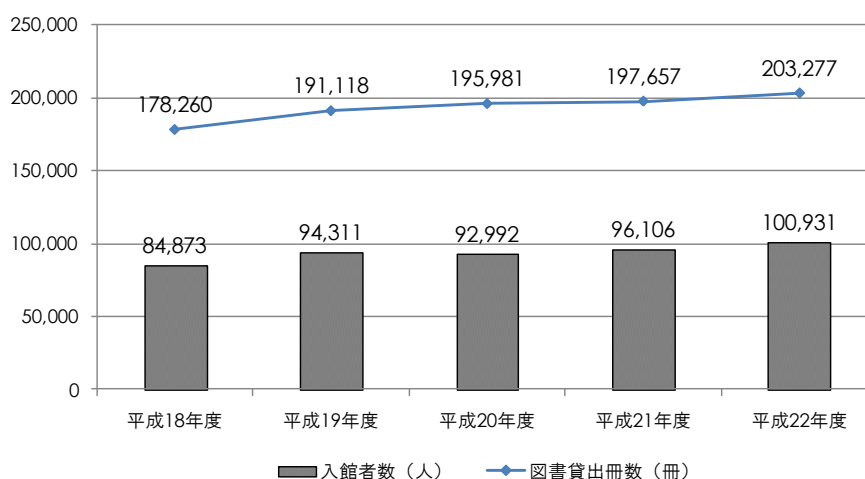
4. 生きがいを持てる福祉の展開

(1) 生涯学習の推進

【現状と課題】

- 市民一人ひとりが豊かな人生を送るためには、学びを通じて自己実現を成し遂げられるような生涯学習環境が必要です。そのために、平成23年度に見直した亀山市生涯学習計画に基づく取り組みを着実に進めることが求められています。
- 本市では、公民館講座や行政出前講座などの様々な研修講座を展開しています。また、産学民官連携による取り組みとして、環境・文化・健康をテーマとした「かめやま市民大学キラリ」の開校を支援し、市民の学習の場の拡充や地域で活躍できる人材の育成を進めてきました。今後は、それらの効果的な連携を図るなど、より充実した学習機会の提供が求められています。また、こうした学習機会から得られた成果を、地域や市民へ還元していけるような機会の充実が求められています。
- 本市では、子どもが本に親しめる環境づくりに取り組み、子どもの成長に合わせた支援を行っています。今後は、そうした子どもの読書に関する支援を続けるとともに、生涯を通じた読書環境の充実が求められています。また、市民の読書の拠点となる図書館については、多様化するニーズに対応できるよう、運営面や施設の改善が必要となっています。
- 市民が生涯学習に自主的に参加していくためには、あらゆる媒体を使ったきめ細かで継続的な情報発信と、多様化する市民ニーズに対応できる相談体制の充実が求められています。
- 市民の行う生涯学習活動の多くは、青少年研修センター・市民協働センター等の施設を活用して行われており、そうした様々な活動とそれに対応する施設の機能の充実が求められています。

■ 図書館の利用状況の推移



資料: 図書館

【基本施策が目指す姿】

市民が、自主的に学習機会を選択し学んでいます。

【現状値と目標値】

基本施策の成果指標	現状値	目標値 [平成28年度]
公民館講座・行政出前講座の年間受講者数	19,773 人 [平成22年度]	21,750 人
図書館の年間入館者数	100,931 人 [平成22年度]	120,000 人

【施策の方向】

① だれもが参加できる機会づくり

- ◆様々に展開される各種講座の一体的・体系的な整理を行うとともに、市民のだれもが研修講座に参加しやすく、世代間の交流が図れるよう、子どもから高齢者までそれぞれの生涯学習に対するニーズを把握し、講座内容の充実を図ります。

② 学習成果を活かした地域づくりの推進

- ◆市民が自ら住む地域を再発見し生涯学習活動の成果を通じた地域づくりが推進されるよう、地域資源や地域課題をテーマにした生涯学習機会を提供します。
- ◆継続して生涯学習活動を行う団塊の世代や生涯学習サークル・グループの方々が、地域で活躍できるための働きかけを行うとともに、人材の活用が進められるよう、人材情報のデータベース化を図るなどの環境整備に努めます。
- ◆産学民官の連携により、環境・文化・健康の分野を担う人材を育成するとともに、地域における活躍の場を提供し、様々な地域課題の解決につながる自発的な活動を促進します。

③ 生涯を通した読書活動の展開

- ◆幼少期からの読書習慣を確立するため、幼い頃からの読書のきっかけづくりや読書の習慣付けに取り組めます。
- ◆市民が利用しやすい図書館サービスを提供できるよう、図書館の施設・設備を充実するとともに、運営の改善に取り組めます。

④ 情報の共有化と相談体制の充実

- ◆市民が気軽に自主的な学習に取り組めるよう、中央公民館や地区コミュニティで行われる講座などの生涯学習に関する情報を発信するとともに、市民との情報の共有化を図ります。
- ◆市民の学びが円滑に進められるよう、生涯学習に関する相談やコーディネートができる人材の育成を進めます。

⑤ 活動のための施設整備と活用

- ◆市民の学習や発表の場を充実させるため、市民の利用ニーズを的確に把握し生涯学習施設の利用を促進するとともに、地域の公共施設の有効活用を図ります。
- ◆生涯学習拠点施設の再整備に向けた調査、検討を行います。

⑥ 地域と学校との連携強化

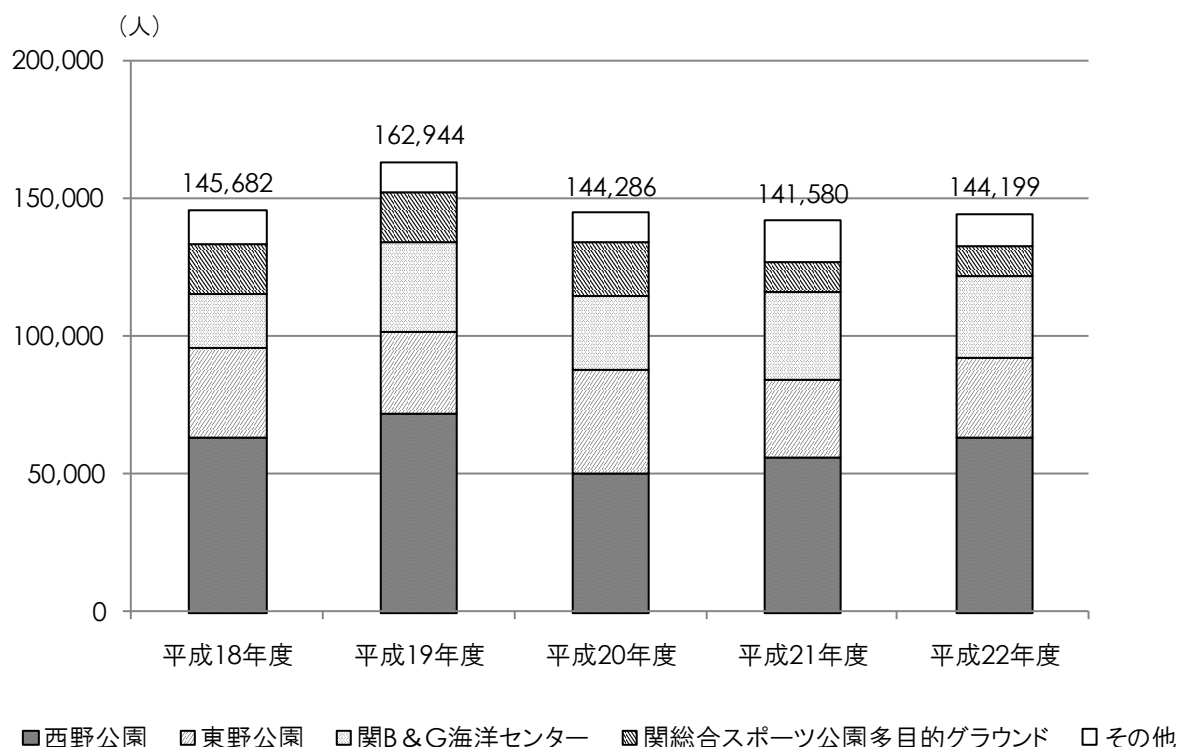
- ◆地域と学校が互いの教育資源を活用し学習効果を高め合えるよう、地域と学校との連携強化に取り組めます。

(2) スポーツの推進

【現状と課題】

- 国においては、新たなスポーツ文化の確立を目指し、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めるスポーツ基本法が平成23年8月に施行されました。この法律の趣旨に基づき、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進することが求められています。
- 日常的にスポーツに取り組むことは、健康で充実した生活を送るうえで重要ですが、多くの市民は、スポーツに関心を持ちながらも、取り組めていない状況にあります。また、子どもたちの体力低下も懸念されています。市民の健康な体づくりや子どもの体力向上には、家庭や地域が一体となって、スポーツなどに取り組む環境づくりやだれもが参加しやすい機会の提供が求められています。
- 市内の運動施設については、指定管理者制度により管理運営が行われており、今後も施設を適切に維持管理するとともに、市民が利用しやすい環境づくりが求められています。
- 市内には、自主的にスポーツ活動に取り組んでいる体育協会をはじめとした様々なスポーツ団体があります。個人やスポーツ団体の競技力が向上し、様々な大会で活躍する姿は、市民に夢や希望を与えるとともに、スポーツへの関心や意欲を高めることにつながります。今後も、競技スポーツに励む個人・団体を支援し、自主的なスポーツ活動を促進する必要があります。

■市内の主な運動施設の利用状況の推移



資料：文化スポーツ室

【基本施策が目指す姿】

市民が、それぞれのライフスタイルに応じたスポーツに取り組んでいます。

【現状値と目標値】

基本施策の成果指標	現状値	目標値 [平成 28 年度]
スポーツ関連団体の構成者数	4,326 人 [平成 22 年度末現在]	4,550 人
市内の主な運動施設の利用率	70.6% [平成 22 年度]	75%

【施策の方向】

① スポーツに取り組む機会の充実

- ◆市民がスポーツに取り組めるよう、スポーツやレクリエーション活動などの幅広い参加機会を提供します。
- ◆市民のスポーツ活動への参加意欲を高められるよう、様々な媒体を活用したスポーツに関する情報を提供します。

② 地域のスポーツ活動の推進

- ◆生涯スポーツの推進のため、指導者やリーダーの育成・活用に努めるとともに、総合型地域スポーツクラブなど地域が主体的に取り組むスポーツ活動を支援します。
- ◆学校の運動部活動については、必要に応じて地域におけるスポーツ活動と連携を図ります。

③ スポーツ環境の整備

- ◆市民が快適にスポーツに取り組めるよう、運動施設の充実を図ります。また、インターネット等を活用した施設利用の利便性の向上を図り、市民の施設利用を促します。

④ 自主的・自発的なスポーツ活動の促進

- ◆スポーツ活動の活性化を図るため、自主的にスポーツ活動を行う団体を支援します。
- ◆スポーツ競技力の向上を目指し、全国大会等へ出場する選手などを支援します。
- ◆トップアスリートとの交流など、トップレベルの競技スポーツを身近に感じられる場を創出し、スポーツ活動への意欲が高められる取り組みに努めます。

4. 生きがいを持てる福祉の展開

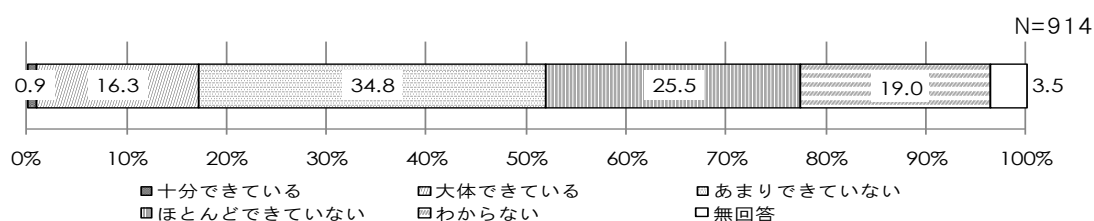
(3) 地域福祉力の向上

【現状と課題】

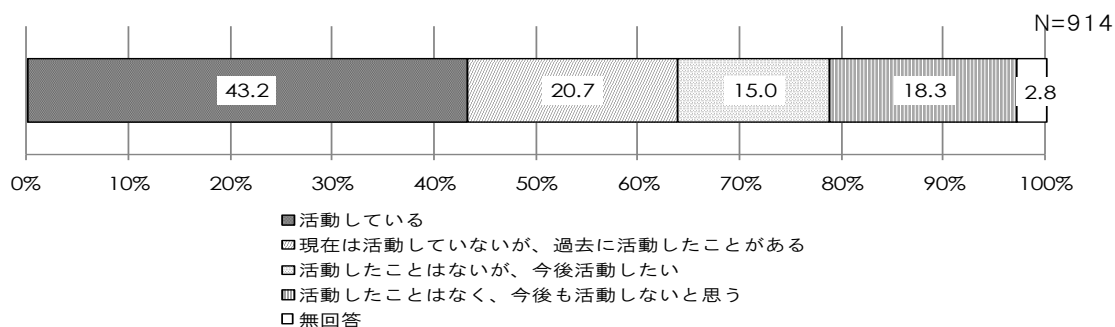
- だれもが住み慣れた地域のなかで安心して暮らしていくためには、福祉制度によるサービスだけでなく、地域の絆を大切しながら、民生委員・児童委員や福祉委員、自治会、地区コミュニティ、市民活動団体など多様な主体による地域社会における日常的な支え合い体制の構築が必要となっています。
- 多くの市民が地域福祉に関心を持ち活動に参加してもらえよう、情報の提供や研修機会の充実等により、人材の育成と確保を行う必要があります。特に、団塊の世代の元気な高齢者が増加するなかで、ボランティア活動や市民活動への参画を促し、地域福祉活動の担い手を育成していく必要があります。
- 判断能力が低下している高齢者や障がいのある人に対する虐待や犯罪行為、悪質な商品販売などが増加しつつあるなか、福祉サービスの利用に関する相談や援助を通じて生活支援を行っていくため、権利擁護事業等の普及を促進する必要があります。
- 社会福祉制度が目まぐるしく改変されるなか、必要とされる人に常に最新の福祉情報を提供することが重要です。亀山市地域福祉計画の策定に関するアンケート調査によると、福祉サービスの情報入手に関して、約6割の人が「うまく情報を入手できていない」と回答しています。こうしたなか、支援を必要としながらサービスの利用に結びついていない人を把握し、ニーズに応じた福祉サービスを提供するための取り組みが求められます。
- 本市では、ふれあい・いきいきサロン、子育てサロンなど、多くの地域でサロン活動が盛んに行われています。これらの活動を活かしつつ、地域における交流の場の拡充や見守り、様々な世代間交流を促進し、日常にふれあいのある地域づくりを進めていく必要があります。

■ 亀山市地域福祉計画策定にあたってのアンケート調査結果(平成22年度調査)

問 福祉サービス情報の入手状況



問 地域活動の活動状況



【基本施策が目指す姿】

市民が、住み慣れた地域で、共に支え合い、生き生きと暮らしています。

【現状値と目標値】

基本施策の成果指標	現状値	目標値 [平成 28 年度]
亀山市ボランティアセンターのボランティア登録者数	719 人 [平成 22 年度末現在]	900 人
ふれあい・いきいきサロン活動及び子育てサロン活動の参加者数	33 団体 8,640 人 [平成 22 年度末現在]	55 団体 15,000 人

【施策の方向】

① 福祉意識の高揚

- ◆子どもの頃から福祉に対する関心が持てるよう、様々な体験機会を提供するとともに、学校等での福祉教育を推進します。
- ◆地域福祉を担うボランティアやNPO等の育成・確保を図り、その組織の結成を促します。また、地域福祉を担う新たな人材として、団塊の世代が知識や経験を活かしてボランティア等に参画することを促進します。
- ◆福祉に関するボランティアへの参加を促進するため、総合保健福祉センターを拠点として、各種活動団体の交流の場を提供します。

② 安心して福祉サービスを利用できる環境づくり

- ◆よりきめ細かな地域福祉活動を展開していくため、行政のパートナーである亀山市社会福祉協議会との連携を強化します。
- ◆福祉全般にわたるサービス提供や様々な相談に対応できるよう、関連情報や窓口機能の充実を図ります。
- ◆判断能力に不安がある高齢者や障がいがある人が地域で安心して暮らせるよう、権利擁護の取り組みを促進します。

③ 地域での助け合い・支え合いのしくみづくり

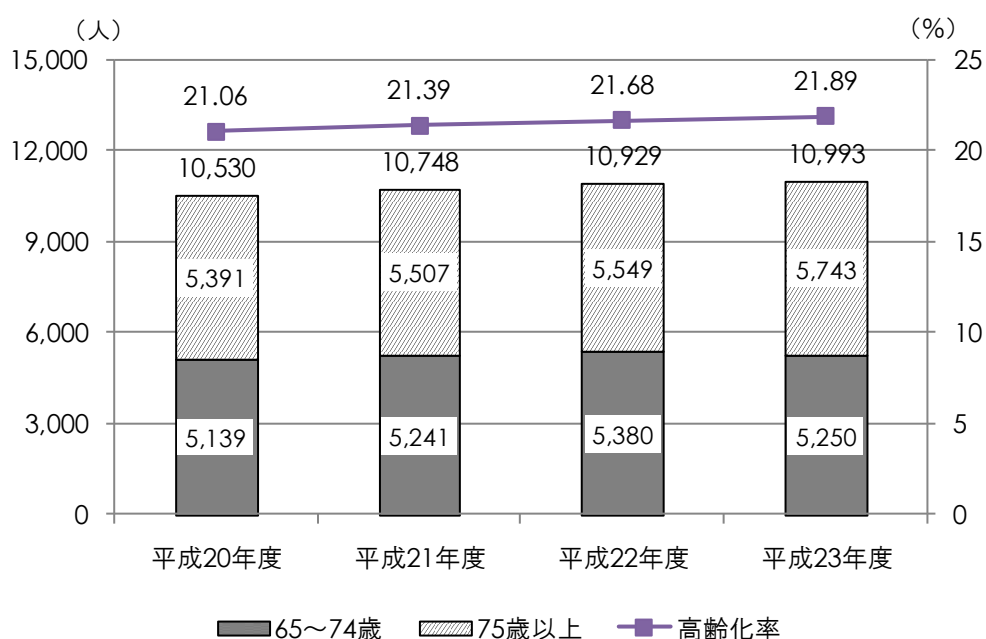
- ◆だれもが地域で安心して生活できるよう、地区コミュニティセンターを活動拠点として地域福祉施策を展開するとともに、気軽に立ち寄れるサロン活動を通じた地域における交流・見守り活動を支援します。
- ◆地域における助け合い・支え合い活動を促進するため、ボランティア活動を活性化させるしくみづくりを進めます。また、外出が困難な高齢者の支援など、日常的な地域課題に対する多様な主体が担い手となった取り組みを支援します。

(4) 高齢者の多様な生活スタイルの支援

【現状と課題】

- 高齢化の進展に伴い、本市においても一人暮らし高齢者や高齢者世帯が増加するとともに、要介護認定者の増加が見込まれます。鈴鹿亀山地区広域連合が実施したアンケート調査結果によると、年齢や心身の状況などにかかわらず、多くの人が住み慣れた地域で生活し続けることを希望しており、介護保険をはじめとする保健・福祉・医療のサービスや地域住民の見守りなど、各サービスを適切に組み合わせ、継続的に高齢者を支えていくしくみづくりが必要となっています。
- 本市は、自宅で暮らすことができなくなった要介護高齢者が居住の場を選択できるよう、小規模特別養護老人ホームやグループホームなどの施設整備を促進してきました。今後の施設整備にあたっては、介護保険料とのバランスを考え、真に必要なサービスを見極めながら、その促進を図るとともに、質の高いサービスを提供できる環境を整えていくことが求められます。
- 全国の認知症高齢者は、平成37年に約1.6倍（平成22年比）に増加することが見込まれています。こうしたなか、本市では、認知症高齢者対策として、亀山地域包括支援センターを中心に認知症サポーターの育成に努め、地域全体で認知症高齢者を見守る意識の啓発を行ってきました。今後も高齢者の認知症や閉じこもりの予防をはじめ、より効果的な介護予防教室の開催や見守りネットワークづくりを進めていく必要があります。
- 高齢者が元気で生きがいを持って過ごせるよう、経験や知識を活かした活躍の場を創出していくことが求められています。また、高齢者の社会参加を促進するため、安心して気軽に利用できる移動手段の確保が必要となっています。

■ 高齢者数の推移(各年4月1日現在)



資料：戸籍市民室

【基本施策が目指す姿】

高齢者が、必要な介護・福祉サービスを受けながら、安心して生き生きと暮らしています。

【現状値と目標値】

基本施策の成果指標	現状値	目標値 [平成 28 年度]
高齢者見守りネットワーク活動のしくみづくりに主体的に取り組む地区コミュニティの数	0 地区コミュニティ [平成 22 年度]	5 地区コミュニティ
認知症サポーター養成者数	561 人 [平成 22 年度]	980 人
介護認定が要支援から要介護に移行した人の割合	34.9% [平成 22 年度]	30%

【施策の方向】

① 地域包括ケアの推進

- ◆ 亀山地域包括支援センターを核に、保健・福祉・医療のサービス等を連携し、要介護者等への包括的な支援（地域包括ケア）を推進します。
- ◆ 高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、在宅サービスの充実を図るとともに、必要な介護基盤整備を促進します。
- ◆ 高齢者が健康で介護を受けずに過ごすことができるよう、介護予防の充実に努めます。

② 認知症高齢者対策の推進

- ◆ 認知症高齢者やその家族を地域ぐるみで支える支援のしくみづくりを進めます。
- ◆ 高齢者に対する虐待の早期発見や未然防止を図るとともに、介護者に対する支援を充実します。

③ 高齢者の生きがいがづくり活動の支援

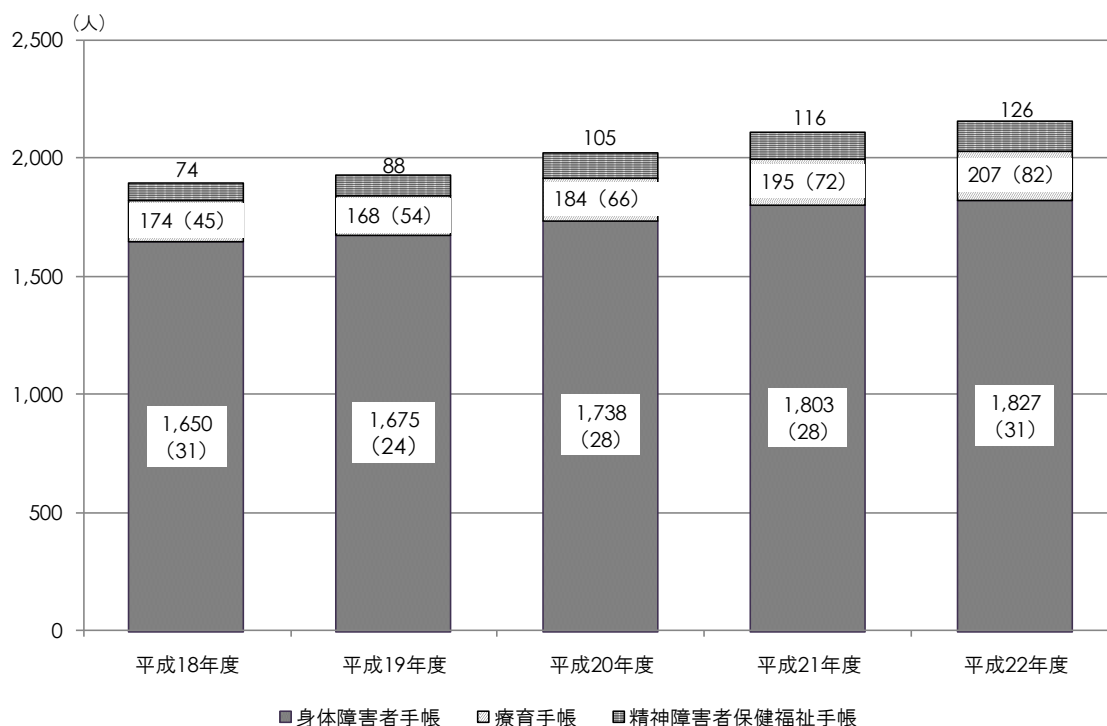
- ◆ 高齢者の就労支援のため、亀山市シルバー人材センターへの支援を通じ、就労の場の新規開拓を促します。
- ◆ 高齢者の生きがいがづくりや健康の増進等を進め、高齢者どうしの地域での見守りや支え合いを促すため、老人クラブ活動を支援します。
- ◆ 日常生活における外出支援により、自立した移動手段を持たない高齢者の社会参加を促進します。

(5) 障がい者の社会参加の促進

【現状と課題】

- 国においては、平成23年8月に障がい者支援の基本原則などを定めた改正障害者基本法が施行されるなど、障害者権利条約の批准に必要な法整備が進められています。今後も国の障害者制度改革の動向を見据えつつ、きめ細かく対応を行っていく必要があります。
- 高齢化の影響や検診による早期発見などもあり、本市の障がい者数は、身体・知的・精神のいずれも増加傾向にあります。こうしたなか、本市では、障害者総合相談支援センターにおいて、障がいのある人やその家族に対する相談支援に取り組み、その相談件数も増加してきたため、さらなる充実が求められています。また、障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、その障がいの特性やライフステージに応じた福祉サービスが適切に提供される必要があります。
- 市内における障がい者の通所施設は3施設と少なく、特に今後急増と思われる特別支援学校卒業生に対し、日中活動の場や就労の場の確保を図るとともに、障がい者雇用に関する企業への働きかけを行うことが重要となっています。また、障がいのある人の地域での生活の継続や円滑な地域生活への移行が図れるよう、グループホーム、ケアホームなどのハード面の整備やソフト面の支援が求められています。
- 障がいのある人の社会参加を促進するため、移動手段の確保が必要です。また、障がいの有無にかかわらず、だれもが暮らしやすいまちづくりに向けた意識の啓発が必要となっています。

■障がい者数の推移(各年4月1日現在)



※()数字は、障がい児数を内数で表記

資料：高齢障がい支援室

【基本施策が目指す姿】

障がいのある人が、自立に向けた支援やサービスを受けながら、住み慣れた地域で暮らしています。

【現状値と目標値】

基本施策の成果指標	現状値	目標値 [平成 28 年度]
グループホーム・ケアホームの利用者数	13 人 [平成 22 年度]	40 人
通所施設の利用者数	98 人 [平成 22 年度]	160 人

【施策の方向】

① 障がい者の自立支援

- ◆障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、障害者総合相談支援センターなど関係機関との連携を深め、相談支援の充実を図ります。
- ◆職業相談や訓練等を通して、障がいのある人のニーズに応じた就労支援を行うとともに、事業所等に対し就職機会の提供を働きかけます。

② 障がい者福祉サービスの充実

- ◆障がいのある人がその障がいの状態や生活の状態に応じ、医療、介護、生活支援など自立のための適切な支援が受けられるよう、福祉サービスの充実を図ります。
- ◆障がいのある人が住み慣れた自宅や地域において生活が継続できるよう、暮らしの場や日中活動の場などの基盤整備を促進します。
- ◆移動が困難な障がいのある人に対し、外出のための支援を行います。

③ だれもが暮らしやすい社会に向けた取り組み

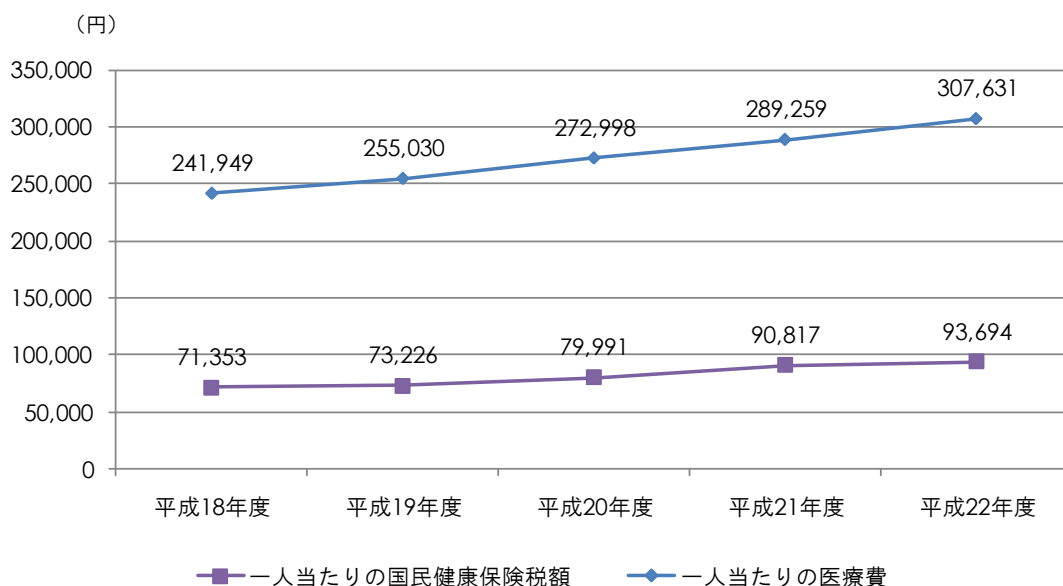
- ◆障がいの有無にかかわらず、だれもが個人として尊重され、つながり合い、支え合える社会に向けて、市民意識の高揚を図ります。
- ◆だれもが暮らしやすい生活環境づくりを図るため、ユニバーサルデザインに関する意識啓発に努めます。

(6) 社会保障の充実

【現状と課題】

- 本市では、少子化対策・子育て支援の独自施策として、乳幼児医療費の助成を県制度に上乗せして義務教育終了時まで実施しています。また、障がいのある人やひとり親家庭等への医療費の助成についても、福祉医療費助成として県制度の対象範囲を拡大し、経済的負担の軽減を図っています。
- 高齢化の進展、医療技術の高度化などによる医療給付費の増加、経済情勢の低迷に伴う雇用の不安定化などにより、国民健康保険事業を取り巻く環境は、依然厳しい状況にあります。また、国の高齢者医療制度改革のなかでは、後期高齢者医療制度の廃止や国民健康保険制度の県単位による広域化が検討されています。今後は、医療費の抑制に向けた取り組みを進めるとともに、国の制度改正の動向を見据えつつ、的確な対応を図っていく必要があります。
- 本市は、低迷する経済情勢を背景に、生活困窮者の生活保護に関する相談が緩やかに増加するとともに、その若年齢化が進行しています。そのため、ハローワークなど関係機関と連携を図りながら、就労促進など自立を助長する取り組みを進めていく必要があります。

■国民健康保険税額及び医療費の推移



資料：保険年金室

【基本施策が目指す姿】

市民が、公的な保険・医療制度などの社会保障を受け、安定した生活を送っています。

【現状値と目標値】

基本施策の成果指標	現状値	目標値 [平成 28 年度]
国民健康保険被保険者 1 人当たり医療費の増加率 (対前年度)	6.4% [平成 22 年度]	6%以下
国民健康保険税収納率 (現年分)	88.27% [平成 22 年度]	91.5%以上

【施策の方向】

① 医療費にかかる負担の軽減

- ◆安心して子どもを産み育てられるよう、中学校卒業までの児童やひとり親家庭の子どもにかかる医療費の負担軽減を図ります。
- ◆障がいのある人が安心して生活できるよう、県制度を踏まえつつ医療費の負担軽減を図ります。

② 持続的な国民健康保険事業の運営

- ◆国民健康保険税の収納対策の強化や医療費の抑制に向けた取り組みを進めるとともに、国民健康保険制度の制度改革の動向を見据えつつ適正な事業運営に努めます。

③ 低所得者への支援

- ◆生活困窮者の生活の安定を図るため、生活保護制度の適正な運用により、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに自立を支援します。
- ◆ハローワークなど関係機関と連携し、低所得者が安定した生活を営むことができるよう、相談体制を充実し、社会的・経済的な自立に向けた支援を推進します。

5. 次世代を担う人づくりと 歴史文化の振興

基本施策の大綱が目指すまちのイメージ

■過去を尊び未来へ羽ばたく学びのまち

悠久の歴史と先端産業との調和をはじめ、古きよきものと新しいものが共存し、お互いの魅力を高めあうなかで、それらを学び、郷土愛を持つ次代を担う子どもたちが育成されるまちを目指します。

基本施策の大綱

次世代を担う人づくりと
歴史文化の振興

基本施策

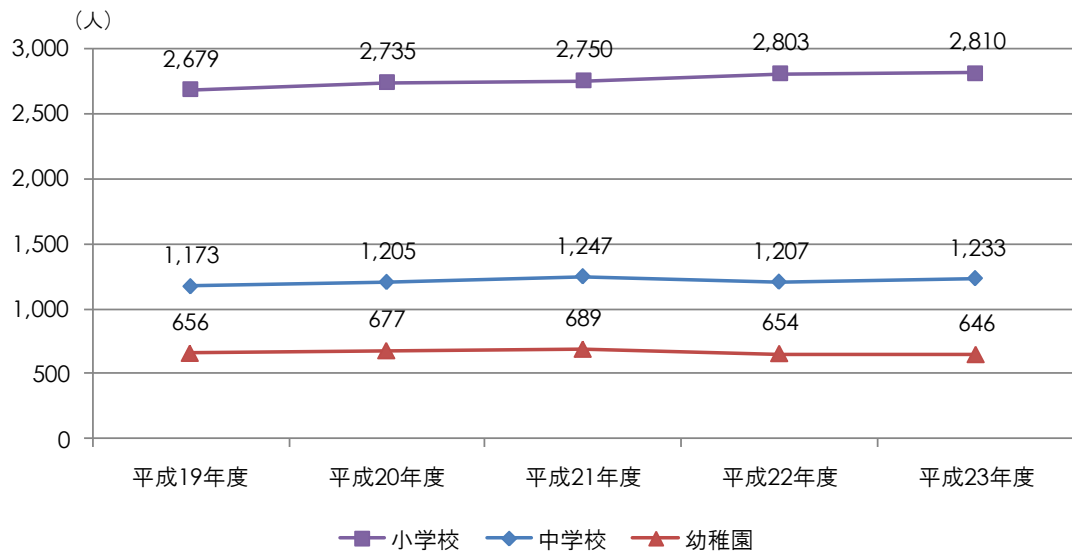
	子どもたちの学びと健全育成
	子育て支援
	文化芸術の振興
	歴史文化の継承
	歴史的なまちなみの保存整備
	まちづくり観光の推進

(1) 子どもたちの学びと健全育成

【現状と課題】

- 国の教育振興基本計画や県教育ビジョン等の教育の質を高めようとする流れや、本市の歴史と伝統のある教育の流れを受け、本市では、平成20年度に亀山市青少年育成市民会議から提言のあった亀山っ子市民宣言や平成23年度に見直した亀山市学校教育ビジョンに基づき、学校、社会教育団体、関係機関において様々な取り組みを進めています。そうしたなかで、家庭・地域と結びついた信頼と活力あふれる魅力ある学校づくりをはじめ、子どもたちの知・徳・体のバランスのとれた生きる力を育む取り組みや学校内外における危機管理能力・防災意識の向上を図る必要があります。
- 学校は、子どもたちにとって学ぶ場であると同時に一日の多くの時間を過ごす場であることから、学校施設の耐震化や空調機器の設置など学校環境の改善に努めています。今後も安心・安全・快適な学校を目指し、施設の整備・改修を計画的に進めていく必要があります。
- 子どもたちの健全育成に向け、乳幼児期から発達段階に応じて必要な力を身につけておくことが求められていることから、就学前からの一貫した本市の教育を実現するため、保育所・幼稚園、小学校、中学校の教職員の連携や専門性の向上、さらには家庭教育力の向上や学校区を単位とした地域との協働のあり方が課題となっています。
- 5万人都市の特性や歴史ある教育資源を最大限に活かしたきめ細かな支援体制を整えつつ、主体的に学ぶ子どもたちを育むことが求められています。また、子どもたちを取り巻く環境の変化に対応した健康安全対策や基礎体力づくりに関する取り組みも期待されています。さらに、感性や情緒などが育まれる時期にあることから、道徳教育や様々な体験・経験を得ることができる学習を通して、心の発育を促し、規範意識の醸成や問題行動などの未然防止に取り組むことが必要です。
- 亀山市食育推進・健康増進計画に基づき、地産地消や「かめやまっ子給食」などに関連させた、継続的かつ実効性のある食育指導が求められています。また、時代の流れに即した学校ICTを活用した授業内容の工夫などが望まれます。さらに、図書館と学校図書館との連携強化及び学校間の連携が必要です。
- すべての子どもたちが平等に学ぶ機会を得られるよう、継続的な支援が求められています。特別支援教育については、保育所・幼稚園、小学校、中学校、高等学校がつながる一貫した支援体制の構築と、教職員のさらなる専門性と指導力の向上が求められます。また、外国につながる子どもたちへの日本語指導の充実と低所得層家庭への学力保障支援などの継続が求められます。
- 「地域の子どもは地域で育てる」の具現化に向けた放課後子ども教室の拡充など、家庭や地域における教育力の向上が求められます。さらに引きこもりやニート、非行などを未然に防止し、健全な青少年の育成を図るとともに、青少年の自主的・自立的な活動を支援することにより、積極的な社会参加を促す環境づくりが求められています。

■児童・生徒数の推移



資料：学校基本調査

【基本施策が目指す姿】

子どもが、確かな学力を身につけ、心身ともに健やかに成長し、自己肯定感を高めています。

【現状値と目標値】

基本施策の成果指標	現状値	目標値 [平成 28 年度]
学校評価アンケートにおける授業理解度について、肯定的な回答をした児童・生徒の割合	小学生：87% 中学生：73% [平成 22 年度]	小学生：92% 中学生：78%
学校評価アンケートにおける学校生活満足度について、肯定的な回答をした児童・生徒の割合	88% [平成 22 年度]	90%以上
コミュニティスクール等の実施校数	0 校 [平成 22 年度]	3 校

【施策の方向】

① 信頼と活力あふれる学校づくり

- ◆子どもや保護者と教職員の満足度が向上し、地域から信頼される特色ある学校づくりを推進するため、学校経営品質向上活動の充実を図ります。
- ◆学校・家庭・地域社会が一体となってより良い教育の実現に取り組むため、互いに情報を共有し、地域住民が学校運営に参画するコミュニティスクール(学校運営協議会)等の導入を進めます。
- ◆学校・家庭・地域・関係機関が連携し、子どもの危機管理・防災の意識を高めながら学校内外の事故の未然防止など安全確保に努めます。

② 教育環境づくりの推進

- ◆学習環境及び学校生活環境の向上を図るため、ユニバーサルデザイン等に配慮した学校施設の計画的な整備を進めます。
- ◆一人ひとりの子どもの環境に適応した就学を支援するため、通学区域の弾力化について検証を進めるとともに、通学・通園バスの運行について今後のあり方を検討します。
- ◆小学校への円滑な移行ができるよう情報交換や連絡調整を行うなど、学校と幼稚園・保育所との連携を図ります。

③ 学力・体力の向上と豊かな心を育む教育の推進

- ◆基礎的な学力の向上や学ぶ意欲を高めるため、学習規律の徹底・授業改善・学習習慣の確立の取り組みを推進するとともに、学齢に応じた学習修得状況の分析に基づいた指導改善を行います。また、子どもどうしの学び合いや高め合いを促すための教職員研修を充実します。
- ◆基礎的な体力の向上を図るため、体力・運動能力調査の結果分析をもとにした指導改善や望ましい生活習慣についての家庭への働きかけを強化します。
- ◆学習効果を高めるために、少人数教育や相談体制の充実、指導方法の工夫などきめ細かな教育を推進するとともに、本市が有する地域資源や地域の人材を活かした体験学習・交流学习を進めます。
- ◆命の大切さや人に対する優しさ・思いやり等の人として生きるために必要な心の育ちを促すため、交流学习を取り入れた系統的な道德教育を推進します。また、豊かな感性を育むために伝統文化や優れた芸術・スポーツ等に直接触れたり体験したりする機会を積極的に取り入れます。

④ 家庭・地域の教育力の向上

- ◆学校・家庭・地域において、「亀山っ子市民宣言」の実現に向けた実践活動を促進します。
- ◆各地域において核となる青少年育成指導委員や補導委員の研修機会を確保するとともに、次代を担う青年リーダーの育成に努めます。
- ◆幼児期からの基本的な生活習慣を身につけられるよう、家庭教育の重要性の啓発と保護者等への支援を行います。また、子どもたちの学びの基礎となる体験が充実するよう、保育所・幼稚園、小学校、中学校の連携を強化し、一体的に取り組めます。

⑤ 時代に即した教育の推進

- ◆子どもの健やかな心と身体を育むため、食育や喫煙・飲酒防止教育等の健康教育の取り組みを推進します。
- ◆子どもの情報処理・活用能力や情報モラル向上を図るとともに、教職員の指導能力の向上に取り組めます。また、子どもの情報モラルに対する保護者の意識を高められるよう働きかけを行います。
- ◆子どもが本に親しみ、読書習慣を身につけられるよう図書館との連携による学校図書館の充実を進めます。
- ◆子どもが多文化共生社会を担えるよう、様々な国や地域の文化及び考え方に触れコミュニケーション力を身につける機会を提供します。

⑥ すべての子どもの学びを支える教育の推進

- ◆特別な支援を必要とする子どもの学びを支えるため、学習環境及び体制の充実を図ります。
- ◆外国につながる子どもたちが日本の学校に適應できるよう、日本語指導をはじめとする必要な支援を行います。
- ◆子どもが居心地の良い教育環境を構築するため、いじめ問題や不登校、人間関係等で悩む子どもへの支援を充実するとともに、子育て・教育に悩む保護者のための相談体制を整えます。
- ◆子どもや家庭の状況に応じて就学を維持するため、就学に係る経済的支援を行います。

⑦ 青少年の健全育成と青少年活動の促進

- ◆青少年の非行防止や自立に向けた支援など様々な面から子どもたちの育ちをサポートするため、青少年総合支援センターの見直しを行い、教育委員会・児童福祉部局との連携強化を図りつつ、青少年の健全育成に取り組めます。
- ◆青少年の自主性や社会性を育むため、各種関係団体と連携しつつ、様々な交流や人材育成の機会を提供します。

(2) 子育て支援

【現状と課題】

- 近年、核家族化の進行や長時間労働等により、子育て家庭が地域とかかわることが少なく、周囲から隔離された状態で子育てをする育児の孤立化が指摘されています。そのため、子育て支援センターをはじめ各種ボランティア活動や幼稚園・保育所での子育て支援活動など、より身近で気軽に子育て支援が受けられる環境づくりを進めていく必要があります。
- 本市では、総合保健福祉センターを拠点として、妊娠中の健康診査や教室、乳幼児健診、育児相談、訪問指導など出産前後から乳幼児に至る様々な母子保健事業を実施するとともに、不妊で悩む夫婦に対して治療費の助成を行ってきました。今後も、健やかに子どもを産み育てることができる取り組みを進めていく必要があります。
- 女性の社会進出と就労形態の多様化が進むなか、本市においても、保育需要が年々増加しており、特に低年齢児保育の需要増加に伴い、定員を超える保育所や待機児童が発生したことにより、緊急に待機児童を受け入れられる保育施設の整備を行いました。また、延長保育等の需要が高まりつつあるなか、企業の電力需給対策に伴う休業・休暇の分散化に対応するため、日曜保育も行いました。今後も、引き続き仕事と家庭の両立を支援していくため、弾力的な保育サービスの提供と夫婦で子育てに取り組める育児環境づくりを進めるとともに、保育需要に応じた施設の確保を図っていく必要があります。さらに、国の動きに応じた幼稚園と保育所の一体化も検討が必要です。
- 共働き家庭の増加などにより、保護者が昼間家庭にいない児童が増えています。現在、学童保育所は10箇所設置されていますが、今後も学童保育所の充実に対して支援することが必要です。
- 本市では、健全な子どもの育成を推進するため子ども総合センターを設置し、子どもに関する相談や児童福祉制度の運用について保健・福祉・教育・医療の各分野が有機的に連携し、情報の共有化や円滑かつ的確に対応できるよう努めています。今後も当センターを核に関係分野の連携強化を図っていく必要があります。
- 子どもの健やかな成長には、家庭や地域の生活環境が大きな影響を与えます。そのため、保護者が自信と責任感を持って家庭での子育てができるよう支援するとともに、子どもたちが地域で自由にのびのびと遊べる環境整備が必要です。
- ひとり親家庭は年々増加の傾向にあり、それらの多くの家庭では子育てと仕事の両立という困難な問題に直面し、経済的に大きな不安を抱えています。そのため、ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けた支援を図る必要があります。

■就学前児童数及び保育所児童数の推移(各年4月1日現在)

(単位:人・箇所)

区 分			平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
出生数			459	430	437	464	447
就学前児童数			2,701	2,698	2,723	2,756	2,798
保育所	設置数	公立	9	9	9	9	9
		私立	4	4	4	4	4
	定員		925	925	925	925	945
	児童数		940	911	916	933	1,000
	(うち広域入所)		(41)	(39)	(42)	(31)	(33)
	3歳未満児		246	258	259	305	324
	(うち広域入所)		(19)	(18)	(19)	(11)	(14)
障がい児保育		18	13	22	38	37	

資料:子ども家庭室

【基本施策が目指す姿】

市民一人ひとりが、安心して子どもを産み育てています。

【現状値と目標値】

基本施策の成果指標	現状値	目標値 [平成 28 年度]
子育て支援センターの年間利用者数	35,609 人 [平成 22 年度]	45,000 人
待機児童数	7 人 [平成 23 年 4 月 1 日現在]	0 人
延長保育の年間延べ利用児童数	1,315 人 [平成 22 年度]	1,700 人

【施策の方向】

① 健やかに産み育てる支援体制づくり

- ◆すべての子どもの健やかな成長に向けて、安全な妊娠・出産の確保と育児不安の軽減など安心して子育てができる環境づくりを進めるため、妊娠期から幼児期までの継続した育児支援や不妊治療に対する支援を行います。
- ◆子どもを安心して産み育てることができるよう、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。

② すべての子育てを支援するしくみづくり

- ◆子育てに関する相談体制や情報提供を充実し、保護者の育児不安や負担感の軽減を図ります。また、子育て支援活動を行うグループ等との連携を図り、地域における子育て支援ネットワークの形成に取り組みます。
- ◆次代を担っていく子どもが健全に成長できるよう、家庭・学校・地域において子どもに様々な体験・学習の機会を提供するとともに、地域社会全体で子どもを見守り育てる環境づくりを進め、子どもの豊かな心と身体の育みを支えます。
- ◆子どもの安全で健やかな活動場所を確保するため、地域住民の参画を得ながら学童保育所や放課後子ども教室の充実に努めます。
- ◆子どもとその家庭が地域で健やかに成長していけるよう、子ども総合センターを拠点として関係機関との連携を強化し、子どもに対するとぎれのない支援体制の充実に努めます。
- ◆発達につまずきのある子どもへの支援を迅速かつ適切に行うため、専門機関との連携を図り、早期発見と早期支援の体制を充実します。
- ◆子どもが安心して遊び、健やかに育つことができるよう、道路等の生活環境の整備を推進します。
- ◆ひとり親家庭の生活の安定と自立を図るため、相談体制の強化や生活支援の充実に努めます。

③ 仕事と子育てが両立できる社会づくり

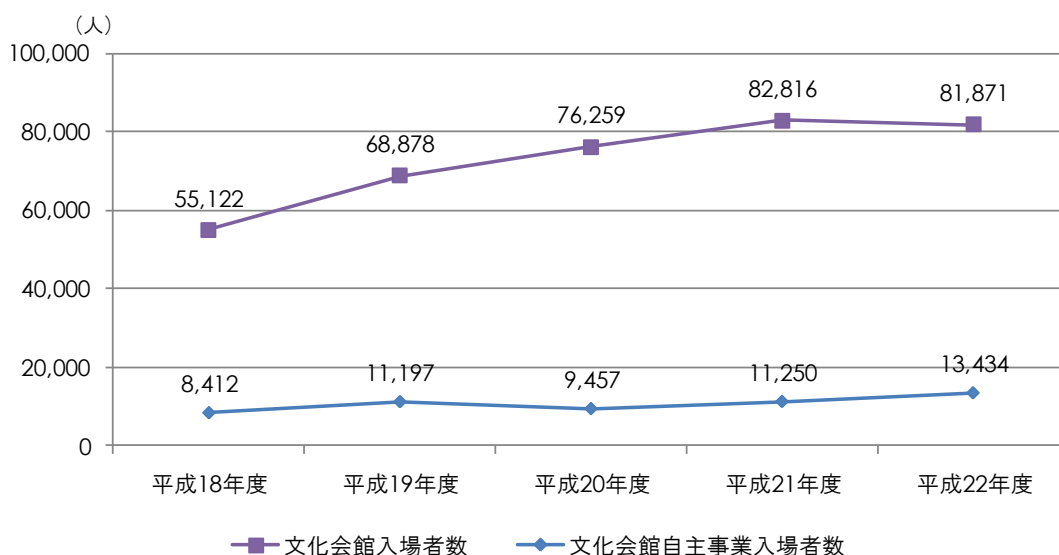
- ◆保育を必要とするすべての子どもが保育を受けることができるよう、保育需要に応じた施設の確保・充実を図るとともに、保護者の就労形態やニーズに応じた多様な保育サービスの提供に努めます。
- ◆国の動向を見据えつつ、地域や保護者のニーズを把握しながら幼稚園と保育所の一体化について検討します。
- ◆仕事と子育てが両立しやすい環境整備に努めます。

(3) 文化芸術の振興

【現状と課題】

- 文化芸術は、市民の暮らしを心豊かにするだけでなく、様々な交流を生み、ひいては都市の魅力向上につながります。本市においては、文化振興によるまちづくりを推進するため、平成22年度に亀山市文化振興ビジョンを策定しており、その施策の着実な推進が求められています。
- 本市では、多様な主体が文化芸術に関する行事・イベントを実施していますが、その活動が通例化してしまうことや、一過性で終わってしまうことが懸念されます。そこで、これらの文化活動を結集し、継続・発展させることで、本市の新しい文化の創造につながる文化交流の機会づくりが必要です。
- 本市の文化は、市民、市民活動団体などの主体的な活動によって、創り、育て、守られてきました。これからも、多様で魅力的な文化活動を実践する人材や優れた芸術家などが各方面に育つような環境づくりを進めるなど、文化を担う人づくりが必要です。
- 市民の文化芸術活動が多様化してきたにもかかわらず、活動を受け入れる場所が十分整っていないため、市民の自主的な活動が発展しにくい状況にあります。このため、市民が活動しやすい環境を整えるとともに、より多くの市民が文化芸術に親しむことができるよう既存の施設を有効に活用することが望まれます。
- 本市では、芸術文化協会をはじめ、様々な団体が文化芸術活動を活発に行っています。しかし、中には、会員の高齢化や新たな会員の確保が困難な団体もあることから、今後は、日頃の活動の成果を発表できる機会を増やし、団体の活動意欲を高め、さらなる活動の活性化へとつなげていく必要があります。

■文化会館入場者数の推移



資料：文化スポーツ室

【基本施策が目指す姿】

市民が、文化芸術に親しみ、心豊かに生活しています。

【現状値と目標値】

基本施策の成果指標	現状値	目標値 [平成 28 年度]
市主催の公募展への出演・出展者数	844 人 [平成 22 年度]	1,250 人
文化会館の自主事業にかかる年間入場者数	13,434 人 [平成 22 年度]	15,000 人

【施策の方向】

① 文化政策の推進

- ◆本市における文化政策の基本的な考え方などを示す条例整備に向けて取り組みます。
- ◆文化資源を教育、観光、産業など様々な分野に活かしたまちづくりに取り組みます。

② 文化交流の促進

- ◆新たな文化の創造のきっかけとなるよう、人と人とのつながり、市民や文化活動団体が積極的に文化活動にかかわれる世代間・地域間などの文化交流を積極的に進めます。

③ 文化の拠点づくり

- ◆文化会館を核に、市内外の文化施設との相互ネットワークづくりに努めます。
- ◆文化施設については、市民の文化芸術活動の利便性を高めるため、様々な文化芸術活動に対応できる計画的な機能の充実を図ります。
- ◆市民に身近な文化芸術活動の場を提供するため、学校施設の開放やアトリースの拡大など公共施設を有効に活用します。

④ 文化芸術活動の活性化

- ◆市民の文化芸術に対する意識が高まるよう、文化芸術に関する広報啓発活動を充実します。
- ◆文化芸術活動の活性化を図るため、活動成果を発表する機会を充実するとともに、亀山市芸術文化協会との連携を強化し、市民の自主的な文化芸術活動を支援します。
- ◆アウトリーチ活動の拡充など、子どもたちが優れた文化芸術に触れる機会の提供に努めます。

5. 次世代を担う人づくりと歴史文化の振興

(4) 歴史文化の継承

【現状と課題】

- 本市は古くから豊かな歴史文化を有しており、これを示す有形・無形の文化財を大切に保存してきました。今後も、その保存状況を把握し、地域資源として大切に保全し、次代に継承していくことが重要です。
- 本市では、東海道歴史文化回廊保存・整備基本計画に基づき歴史文化遺産の保存と活用を進めてきました。今後はより一層、市民が主体となった活動の展開が求められます。
- 平成22年度に完成したIT市史には、本市の歴史まちづくりに関する基礎情報がまとめられています。今後はこの市史を適切に管理し、有効に活用することで、地域の歴史文化への関心を高めることが求められています。
- 本市には、亀山市歴史博物館をはじめ歴史文化に関する史資料を保管・展示している施設がいくつかあり、今後も、それらの資料を適切に保管するとともに、展示内容の充実が求められています。一方、こうした資料のなかには、個人が所有しているものも多くあり、それらを適切に保存していくことが課題となっています。
- 市内の歴史文化に関する情報は、IT市史に代表されるように様々なものがあり、現在ホームページなどの媒体により情報発信を行っています。今後も引き続き、適切かつ正確な情報発信に取り組むとともに、広く市民が情報を活用できる環境づくりが必要です。また、これまで行ってきた公民館講座、博物館講座などの歴史文化についての学習機会は、これらを体系的に整理することでさらなる充実を図ることが求められています。
- 本市は、古くから交通の要衝であるという地理的特性があることなどから、多くの歴史文化資源を持っています。一方、近年では先端産業の立地に伴い、先端技術が蓄積されています。そうした新旧の特性を有効につなぎ合わせた取り組みが求められています。

■文化財の状況

(単位: 件)

区分	有形文化財									無形文化財		有形	無形	記念物			選定	選択	登録	計
	建造物	絵画	彫刻	工芸品	書跡	典籍	古文書	考古資料	歴史資料	芸能	工芸技術	民俗文化財		史跡	名勝	天然記念物	伝統的建造物	無形民俗	有形文化財	
国指定等	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	3	8
県指定	0	0	2	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	4	0	3	0	0	0	11
市指定	11	4	7	22	1	5	6	3	6	0	0	5	11	15	4	8	0	0	0	108
計	12	4	10	22	1	5	7	3	6	1	0	5	11	21	4	11	1	0	3	127

(平成23年4月1日現在)

資料: まちなみ文化財室

【基本施策が目指す姿】

市民が、地域の歴史文化に誇りを持ち、学び、継承するための取り組みに参画しています。

【現状値と目標値】

基本施策の成果指標	現状値	目標値[平成28年度]
国・県・市の指定等を受ける市内の文化財の数	127 件 [平成23年4月1日現在]	137 件
歴史文化講座の年間受講者数	1,559 人 [平成22年度]	1,800 人

【施策の方向】

① 東海道歴史文化回廊の創造

- ◆市民が文化財等を身近に感じ、地域づくりに活かせるよう東海道を軸に全市の歴史的資源をつなぐ東海道歴史文化回廊としてのネットワークの形成を進めます。
- ◆地域の歴史文化を系統的に学ぶ機会の充実を図るとともに、学習成果を活かした来訪者との交流の場を創出します。

② 屋根のない博物館の創出

- ◆地域社会全体で歴史文化を活かしたまちづくりを進めるため、歴史博物館を核に地域の歴史文化を一体的につなぎ市域全体を「屋根のない博物館」とする地域連携型博物館を目指した取り組みを進めます。
- ◆地域の歴史文化を伝える貴重な史資料等の適切な保存・活用に努めます。また、所蔵者等のネットワークづくりを図り、史資料等の保存・活用のための支援を行います。
- ◆本市における地域学習の推進を図るため、I T市史を適切に管理するとともに、I T市史が、地域学習や歴史文化を活かしたまちづくりの基礎情報となるよう取り組みます。

③ 文化財の保存・活用

- ◆文化財の適切な保存・活用を図るため、文化財の保存状況を把握し、適切な保存・整備に努めます。また、個人所有者に対する支援を充実します。
- ◆国・県の指定を受けた重要な文化財や天然記念物、貴重な動植物等については、関係機関などとの連携・調整を密にし、保存・保全に努めます。
- ◆鈴鹿関などの重要な文化財が国・県の指定文化財となるよう、学術的な調査研究を進めます。
- ◆本市における無形文化財・無形民俗文化財を保存・伝承するため、保存団体に対する支援の充実を図るとともに、発表の場を確保します。また、無形民俗文化財を確実に伝承するため、映像などによる記録の活用により、次代の担い手を育成するとともに市民の関心の高揚を図ります。

④ 歴史と先端産業を活かしたまちづくり

- ◆歴史と先端産業が共存し、調和するまちとして広く情報発信を行います。
- ◆本市の特性である歴史文化と先端産業に対する意識を高めるため、市民の学習機会を提供します。また、歴史文化や先端産業に関わる人々が、互いの特性を理解し合うため、相互学習の機会の充実を図ります。

(5) 歴史的なまちなみの保存整備

【現状と課題】

- 関宿のまちなみは、昭和55年に保存事業に着手して以来30年が経過しました。生活の場でもある伝統的建造物の保存修理・修景等が着実に進められ、来訪者との交流も図られています。今後も、生活との調和を図りながら、貴重なまちなみの保存とにぎわいのある地域づくりを進めていくことが求められています。
- 本市には、市域を東西に横断するように東海道があり、その沿道は歴史的な景観の基軸となっています。こうした区域においては、国の認定を受けた亀山市歴史的風致維持向上計画に基づき、歴史的な風致の維持向上に向けた取り組みを進めています。今後も、歴史的なまちなみの整備を一体的に進め、学習などを通じた市民意識の高まりやまちづくりへの活用が求められます。また、このほかにも、大和街道、伊勢別街道、巡見道などの歴史的な街道が交差し、伝統的な建造物などにより地域の特色を示す歴史文化的な景観が形づくられています。これらの歴史文化的な景観を資源として活かし、地域の魅力づくりを展開することが望まれます。
- 歴史的なまちなみには、伝統的な木造建造物が密集しており、火災をはじめとした災害に対する備えが大きな課題となっています。また、こうした歴史的なまちなみの保存のためには、それを支える技術者・技能者の存在が必要です。

【基本施策が目指す姿】

市民が、地域の歴史的な風致に誇りを感じています。

【現状値と目標値】

基本施策の成果指標	現状値	目標値[平成28年度]
伝統的建造物群保存地区内の街道に面した建造物の修理修景事業の完了率	48% [平成22年度末現在]	55%
東海道沿道における文化財公開施設年間見学者数	20,492人 [平成22年度]	30,000人

【施策の方向】

① 関宿の伝統的建造物群の保存の推進

- ◆ 伝統的建造物群保存地区である関宿について、保存修理・修景の取り組みを進めます。また、地区の防災力の向上を図るとともに、地区の住民の利便性の向上に努めます。
- ◆ 関宿の保存に対する市民の意識をさらに高められるよう、関宿の魅力や課題とまちなみ保存の歩みなどを学べる機会を提供します。
- ◆ 関宿のまちなみと一体となって行われている「関の山車」の保存・伝承活動や来訪者との交流の活性化を図るとともに、活動の拠点づくりに取り組みます。

②**歴史的風致を活かしたまちづくりの推進**

- ◆東海道の宿場町である亀山宿・関宿・坂下宿の魅力とつながりを高めるため、それぞれの特色を活かしたまちなみの保存・整備を推進するとともに、市民の自主的な景観づくりや地域住民・団体間の交流・連携を進める活動を支援します。
- ◆市民の歴史的なまちづくりへの理解を深められるよう、情報通信技術を活用した情報提供に努めます。
- ◆関宿・東海道沿道における歴史的景観整備の成果を、市域全体の良好な景観づくりや市民のまちづくり活動へつなげていきます。

5. 次世代を担う人づくりと歴史文化の振興

(6) まちづくり観光の推進

【現状と課題】

- 本市ではこれまで、観光を産業として捉え、観光産業の振興に取り組んできましたが、来訪者のための観光、集客目的だけの観光ではなく、地域文化と定住環境が調和する持続的な観光を実現していくため、平成21年に亀山市観光振興ビジョンを策定し、本市における観光を地域が主体となって自然、歴史文化、産業などの地域のあらゆる資源を活かすことによって、交流を振興し活力あるまちを実現するための活動と位置づけるまちづくり観光の考え方を基本とした取り組みを推進しています。
- 本市では、自然、歴史文化、産業それぞれの地域資源の発掘を行い、拠点的な施設を整備してきました。今後、市内の地域資源について、さらなる魅力と付加価値を高めることが求められています。また、まちづくり観光を推進する主体となる亀山市観光協会や産業観光を推進する亀山商工会議所と、さらなる連携強化を図る必要性が高まっています。
- まちづくり観光を推進するにあたって、訪問者が心地よく訪れることができるよう迎え入れる環境づくりが求められています。そのためにも、まちづくり観光につながる活動をする人・グループの育成と、そうした活動を有機的につないでいくことが必要です。
- 本市には、以前から注目されてきた関宿をはじめとした歴史的な地域資源がありますが、最近では、市民活動から生み出された亀山みそ焼きうどんなど、新たな魅力がメディアから注目されてきています。こうした本市の多彩な魅力を対外的に知ってもらい訪れてもらうため、本市の多彩な魅力を様々な情報媒体を活用して情報発信を行うなどのシティプロモーションの強化が求められています。

■市内の主な観光施設利用者数の推移

(単位:人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
亀山市歴史博物館	11,219	14,983	12,517	14,057	11,994
かめやま美術館	4,840	5,451	4,661	6,131	4,484
関宿旅籠玉屋歴史資料館	21,560	25,921	30,036	28,846	24,757
名阪森林パーク	22,402	18,758	17,594	17,000	17,664
亀山市石水溪キャンプ場施設	6,354	6,968	6,912	6,198	7,400
亀山市国民宿舎関ロッジ	33,175	28,790	24,131	21,823	21,180
「道の駅」関宿	123,199	114,577	86,263	75,206	68,899
亀山サンシャインパーク	76,317	79,867	79,928	86,082	95,821
合計	299,066	295,315	262,042	255,343	252,199

資料:観光振興室

【基本施策が目指す姿】

市民及び来訪者が、地域の魅力に共感し交流を深めています。

【現状値と目標値】

基本施策の成果指標	現状値	目標値 [平成 28 年度]
まちづくり観光に関わる団体数	68 団体 [平成 22 年度末現在]	80 団体
案内ボランティアが案内した観光客の人数	13,686 人 [平成 22 年度]	15,000 人

【施策の方向】

① 地域資源のまちづくり観光への有効活用

- ◆自然、歴史文化、産業などの地域資源をつなぎ合わせることで、観光資源としての活用を図ります。
- ◆地域資源を活かし、住民と来訪者が交流し合える、にぎわいのある地域づくりを支援します。
- ◆「道の駅」関宿、鈴鹿馬子唄会館などの公共施設については、魅力的なイベントを行うなど積極的な活用に努めます。

② まちづくり観光を支える人づくり・グループづくり

- ◆地域資源を発掘し磨き上げる、まちづくり観光の人材・コーディネーターの発掘・育成を進めます。
- ◆地域資源の磨き上げを行っている各種団体に対する活動の支援を行い、まちづくり観光への発展・展開を促します。

③ まちづくり観光のホスピタリティの向上

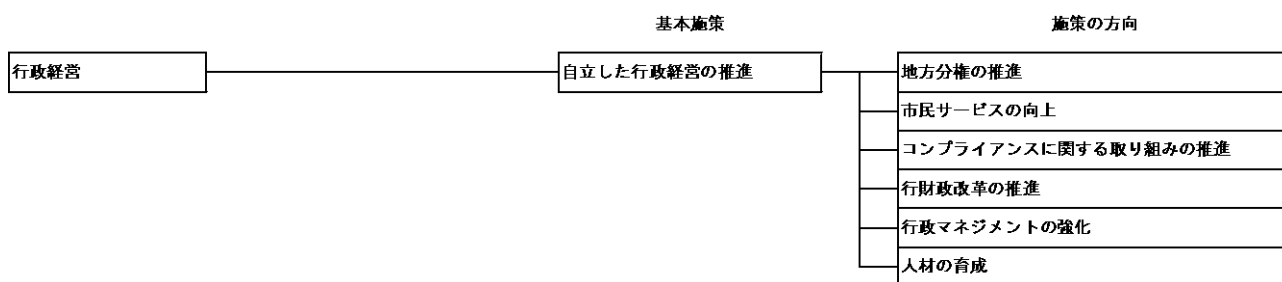
- ◆来訪者が市内で快適に過ごせるよう、迎え入れのための環境づくりの取り組みを推進します。

④ まちづくり観光のマネジメント

- ◆まちづくり観光のコーディネート機能を果たす亀山市観光協会への支援を行うとともに、本市の魅力を発信するシティプロモーションを推進します。
- ◆液晶産業、お茶、ろうそく、自然薯などの産業資源を活かした産業観光を推進するため、亀山商工会議所との連携強化に取り組みます。

行政経営編

行政経営



(1) 自立した行政経営の推進

【現状と課題】

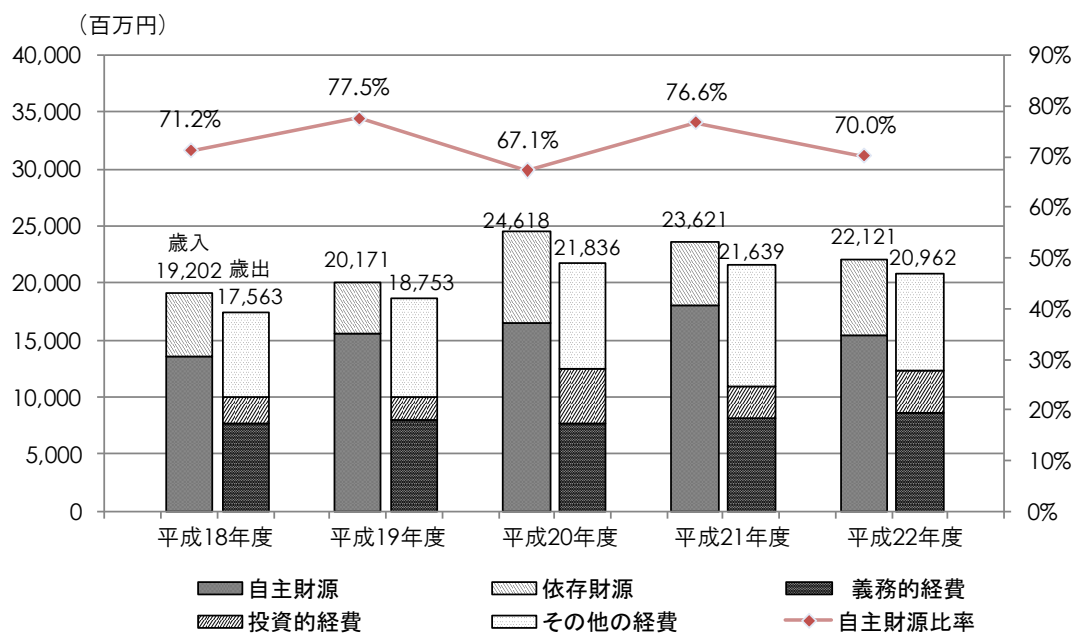
- 平成23年4月及び8月の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の成立などにより、国の法的な関与や地方に課されていた義務付けの廃止など、国と地方の関係は大きく変化しています。また、市民のために施策の成果を追求することへの期待が高まっており、こうした状況に対応するため、主体性を持った質の高い行政経営を行うとともに、亀山市行財政改革大綱に基づく行財政改革の積極的な推進が求められています。
- 本市では、市民・議会・市の執行機関が互いに尊重し、協働してまちづくりを進めるため、3者の役割や守るべき9つの原則を定める亀山市まちづくり基本条例を平成22年4月に施行しました。今後は、市民や職員の条例の理念に対する理解を深めるなど、条例に基づくまちづくりの実現に向けた取り組みが求められています。
- 本市におけるコンプライアンスは、法令遵守はもとより、公共の利益のために業務を行う公正な姿勢が重要であると捉え、平成20年度にコンプライアンスに関する各種規程を定め、制度を整えてきました。今後、市民からのより一層の信頼を得るため、コンプライアンスに関する制度のさらなる浸透と運用を進める必要があります。
- 本市は、近年、企業立地による恵まれた税収入に支えられ安定した財政運営を行ってきましたが、世界的な経済不況や東日本大震災など、度重なる経済状況の大きな変化により、その見通しは不透明さを増しています。今後は、こうした状況に柔軟に対応できる持続可能な財政運営が求められています。
- 本市では、行政評価システムや人事考課制度などのマネジメントツールを導入・運用し、限られた資源を有効に活用できる行政運営に取り組んでいます。今後は、リスクマネジメントを含めた様々な行政マネジメントに取り組むとともに、それらのマネジメントツールの連動を図るなど、より効率的な運用が求められています。
- 本市では、迅速な意思決定と効率的な組織運営のため、部・室制を導入し、文化施策を一体的に推進するために文化部を新設するなど、大規模な組織・機構改革を実施しました。今後も、様々な行政ニーズに的確に対応できる組織づくりが求められています。一方、市民ニーズの多様化や今後の権限移譲などにより行政事務は質・量ともに拡大傾向にあり、高い専門性と幅広い知識を持つ職員の育成が必要です。また、そうしたなかにあっても、仕事と生活の調和を図れるような職場環境の整備が求められています。

■主な財政指標等の推移

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
財政力指数(3カ年平均)	1.018	1.197	1.326	1.388	1.279
経常収支比率	80.4%	74.6%	69.8%	76.4%	85.2%
公債費負担比率	13.9%	13.0%	12.3%	12.6%	14.1%
基金残高(百万円)	5,679	6,642	9,402	10,350	11,246
財政調整基金(百万円)	2,800	3,275	4,367	3,944	4,514
市債残高(百万円)	20,608	19,534	21,212	20,353	19,903

資料:財務室

■市の歳入・歳出決算の推移



資料:財務室

【基本施策が目指す姿】

市の行政経営が、持続可能な健全財政により良好に行われています。

【現状値と目標値】

基本施策の成果指標	現状値	目標値[平成28年度]
経常収支比率	85.2% [平成22年度]	85%以下
市税収納率(現年分)	98.65% [平成22年度]	98.65%以上

【施策の方向】

① 地方分権の推進

- ◆国で進められている権限移譲について、国・県から提供される情報を的確に把握し、市民サービスの向上や費用対効果を考慮しつつ、自主的・主体的に独自の施策や事業が実施できるよう権限移譲の取り組みを進めます。
- ◆亀山市まちづくり基本条例の浸透を図るとともに、執行機関の責務を着実に果たします。

② 市民サービスの向上

- ◆各種手続きの電子化を進め、市民の利便性の向上を図ります。
- ◆窓口サービスや市民との接遇において、わかりやすい説明を常に心がけ、親切で丁寧な応対に取り組めます。
- ◆事務の効率化や市民サービスの向上につながる様々な行政情報システムの効果的な運用を図ります。

③ コンプライアンスに関する取り組みの推進

- ◆市民全体の奉仕者であることを自覚し、市民から信頼される職員となるよう高い倫理観に基づき法令遵守に努めます。
- ◆一定の公職にある者等からの要望等取扱や公益通報制度を適切に運用するとともに、行政に対する不当な圧力を排除し、公正な職務遂行による市民サービスの提供に努めます。
- ◆個人情報の保護を徹底するとともに、行政情報の適切な管理に努めます。
- ◆行政の透明性を確保するため、情報公開制度に基づく適切な情報公開を行います。

④ 行財政改革の推進

- ◆「選択と集中」や「費用対効果」を基本姿勢とした事業の見直しにより、適正な規模での財政運営に努めます。
- ◆市民が納税しやすいよう多様な納付機会を提供するとともに、滞納市税に対する徴収を強化します。
- ◆安定的な歳入確保のため、新たな財源確保に努めます。
- ◆新たな公共施設の建設に向け、計画的な財源の確保に努めます。
- ◆地方公営企業については、将来的な課題を整理し、今後の経営のあり方についての検討を行うとともに、外郭団体については、自立した効率的な運営の実現に向けた支援のあり方を見直します。
- ◆厳しい経営状況にある国民宿舎関ロジックについては、民間活力の導入など新たな経営形態に向けた取り組みを進めます。
- ◆開かれた市政運営のため、公共事業に関する入札・契約手続きの改善を行うとともに、使用料や手数料等については受益者負担の適正化に取り組めます。
- ◆固定資産等の課税対象を的確に把握し、適正な評価を行い、公平・公正な賦課に努めます。
- ◆行政組織のスリム化を図るため、新たな外部委託や指定管理者制度の導入に向けた検討を進めます。
- ◆市民サービスの向上や政策の推進につながる業務の広域的な連携強化を図ります。

⑤ 行政マネジメントの強化

- ◆限られた経営資源を有効に活用できるよう、スピード・コミュニケーション・透明性のある部局の枠組みにとらわれない組織体制を整えることで、各部局のマネジメント機能を強化します。
- ◆多様化する行政需要と権限移譲等による事務の増加に弾力的に対応するため、定員適正化計画に基づいた中長期的な視点に立った計画的な採用を行うとともに、新たな組織機構改革を行います。
- ◆効果的・効率的な行政経営を進めるため、現在運用中のマネジメントツールを検証・改善するとともに、それらを一体的に運用します。また、各分野の個別計画と総合計画との整合を図るとともに、マネジメントツールと連動した計画管理に努めます。
- ◆様々な事態を想定し可能な限りの行政機能を保持し続けられるよう、個々の事態に対応できる業務継続計画を策定します。
- ◆公共施設については、ライフサイクルコストの意識とアセットマネジメントの考え方にに基づき、中長期的な視点による効果的・効率的な施設管理に取り組むとともに、温室効果ガスの排出抑制に努めます。

⑥ 人材の育成

- ◆市民ニーズや新たな行政課題を的確にとらえ、柔軟かつ迅速に対応できる職員を養成するため、研修制度の充実や国・他の自治体との人事交流を進めることにより職員の能力向上に努めるとともに、行財政改革を自らの問題として認識し、積極的に取り組むよう職員の意識改革に取り組みます。
- ◆地域住民一人ひとりが生きがいを持ち、個性的で魅力あふれる地域づくりをさらに推進するため、地域のなかでその取り組みを支援する市職員の育成に努めます。
- ◆人材育成基本方針に基づき、高度な専門性や資格を有する職員を専任職として位置づけることでモチベーションを高め、職員のスキルの向上を図ります。
- ◆職員が仕事と家庭生活を両立しやすい職場環境を整えます。